

平成28年第1回定例会

# 一宮町議会会議録

平成28年3月7日 開会

平成28年3月14日 閉会

一宮町議会

## 平成28年第1回一宮町議会定例会会議録目次

### 第1号（3月7日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会委員長の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の施政方針	5
一般質問	15
志田延子君	15
鵜野澤一夫君	18
藤井幸恵君	24
藤乗一由君	26
袴田忍君	46
小林正満君	54
渡邊美枝子君	60
鵜沢一男君	66
鵜沢清永君	70
畑場博敏君	73
日程の追加	83
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	85

議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決	103
議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決	104
議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決	107
議案第 16 号～議案第 20 号の上程、説明、委員会付託	108
休会の件	114
散会の宣告	114

## 第 2 号 (3月14日)

出席議員	117
欠席議員	117
地方自治法第 121 条の規定により出席した者の職氏名	117
職務のため出席した事務局職員	117
議事日程	117
開議の宣告	119
議事日程の報告	119
議案第 16 号～議案第 20 号の委員長報告、質疑、討論、採決	119
動議の提出	135
議案第 16 号の修正案の上程、説明、質疑、討論、採決	135
議案第 16 号～議案第 20 号の討論、採決	140
同意案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	149

発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	150
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	151
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
閉会の宣告	157
署名議員	159

第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

3 月 7 日 （ 月 ）

# 平成28年第1回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

平成28年3月7日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	藤井幸恵	2番	小林正満
3番	渡邊美枝子	4番	鵜沢清永
5番	鵜沢一男	6番	小安博之
7番	藤乗一由	8番	袴田忍
9番	鵜野澤一夫	10番	藤井敏憲
11番	志田延子	12番	秦重悦
13番	森佐衛	14番	畑場博敏
15番	吉野繁徳	16番	島崎保幸

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	玉川孫一郎	副町長	芝崎登
会計管理者	峰島勝彦	教育長	町田義昭
総務課長	峰島清	まちづくり 推進課長	小柳一郎
税務住民課長	大場雅彦	福祉健康課長	高師一雄
事業課長	塩田健	保育所長	井上高子
教育課長	渡邊幸男	選挙管理委員会 書記長	峰島清

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	諸岡昇	書記	鵜澤あけみ
------	-----	----	-------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の施政方針
日程第五	一般質問
日程第六	議案第1号 一宮町行政不服審査法施行条例の制定について

- 日程第七 議案第 2 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第八 議案第 3 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第九 議案第 4 号 一宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第十 議案第 5 号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第十一 議案第 6 号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第十二 議案第 7 号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第十三 議案第 8 号 一宮町介護保険運営協議会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第十四 議案第 9 号 一宮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第十五 議案第 10 号 一宮町保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第十六 議案第 11 号 平成 27 年度一宮町一般会計補正予算（第 5 次）議定について
- 日程第十七 議案第 12 号 平成 27 年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 次）議定について
- 日程第十八 議案第 13 号 平成 27 年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第 4 次）議定について
- 日程第十九 議案第 14 号 平成 27 年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）議定について
- 日程第二十 議案第 15 号 平成 27 年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 次）議定について
- 日程第二十一 議案第 16 号 平成 28 年度一宮町一般会計予算議定について
- 日程第二十二 議案第 17 号 平成 28 年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について

日程第二十三 議案第18号 平成28年度一宮町介護保険特別会計予算議定について

日程第二十四 議案第19号 平成28年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について

日程第二十五 議案第20号 平成28年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定について

日程第二十六 休会の件



---

開会 午前 9時01分

◎開会の宣告

○議長（島崎保幸君） 皆さん、おはようございます。

本日は、足元の悪い中、早朝よりご参集いただき、まことにご苦労さまです。

ただいまから平成28年第1回一宮町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（島崎保幸君） ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（島崎保幸君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営について、発言の申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、秦 重悦君。

○議会運営委員長（秦 重悦君） それでは、会期について、議会運営委員会から報告します。

本定例会に提案されるものは、町長の施政方針を初めとして条例の制定及び条例の一部改正合わせて10件、また、各会計補正予算5件、新年度の予算議定5件、そのほか、同意案件1件であります。また、一般質問は10名の議員から提出されております。なお、新年度予算は、各常任委員会へ付託をして、審議をしまいたいと思います。

以上を勘案いたしまして、会期については、3月7日から14日の8日間としたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（島崎保幸君） どうもご苦労さまでした。

---

◎議事日程の報告

○議長（島崎保幸君） 本日の議事日程を報告します。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（島崎保幸君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において指名いたします。

9番、鵜野澤一夫君、10番、藤井敏憲君、以上、兩名をお願いいたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（島崎保幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日から14日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から14日までの8日間と決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（島崎保幸君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、議会推薦の農業委員会委員から会議概要報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書、千葉県後期高齢者医療広域連合組合議会議員から議会概要報告書の提出がありました。

別紙諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付いたしております。

これをもってご了承願います。

---

#### ◎町長の施政方針

○議長（島崎保幸君） 日程第4、町長の施政方針を伺います。

玉川町長より、本定例会に当たり施政方針を述べたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成28年第1回一宮町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様方には公私ともご多用にもかかわらず、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

また、常日ごろ、議員の各位並びに町民の皆様方には町政の執行に当たり、温かいご支援

とご協力をいただき、おかげをもちまして、平成27年度に計画いたしました各種事業も順調に進展いたしておりますことを心よりお礼申し上げる次第でございます。

本年最初の定例会でございます。本年もよろしく願いいたします。

さて、我が国の経済情勢でございますが、雇用、所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復基調が続いているものの、一方で中国など新興国の景気の動向や円高基調など、依然不安定な状況が続いております。

加えまして、急速な少子高齢化による人口減少問題に直面しており、税収の減少、社会保障費の増加など、今後も先行きは不透明な状況であり、国及び地方公共団体においても、厳しい財政状況が続くことが予想されます。今後の国のさまざまな施策に対し、乗りおくれることのないよう注視してまいります。

また、東日本大震災からもうすぐ5年になりますが、災害はいつどこにやってくるかわかりません。近い将来危惧されております巨大地震などの大規模災害は、遠い地のことでも過去のものでもございません。加えて、台風の大型化、集中豪雨などさまざまな災害が全国各地で発生しております。我が町も例外ではありません。それら懸念される災害に対しまして常に危機感を持ち、行政と地域が一丸となって備えていかなければならないと考えております。

平成28年度においても、町といたしましては地域が持つ資源や潜在能力を最大限に生かすとともに、積極的な情報共有のもとで議会はもとより、住民の皆様方と協働しながら、全力で取り組んでまいり所存でありますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

本日は、平成28年度の一般会計及び特別会計の予算案を初め、条例の制定、条例の一部改正、平成27年度の一般会計ほか特別会計の補正予算案、同意案など21の案件を提案いたしました。ご審議いただくに当たり、各種施策と施政方針につきまして所信の一端を申し上げます。

初めに、平成28年度の予算関係でございますが、一般会計につきましては、一宮こども園の整備を初め、第3子保育料の無料化や病児保育の拡充など、特に子育て環境の充実に重点を置いたほか、一宮小学校グラウンドの改善に向けた工法検討業務や、海岸有料駐車場の舗装とシャワーの整備費、さらには東京五輪サーフィン会場の招致活動費なども盛り込みまして、総額42億3,000万円を幅広い分野に配分いたしました。

次に、特別会計ですが、4会計合わせて30億7,272万7,000円の計上で、平成27年度に比べますと1,077万4,000円の増加となりました。これは、国民健康保険事業における高額医療費

の増加や、後期高齢者医療特別会計における医療費の増加が主な要因となり、特別会計全体で増加となったものです。

今後も、高齢化社会に伴う社会保障費の肥大化など、大変厳しい財政運営が見込まれますが、魅力あふれるまちづくりが継続的に進められるよう、さらなる経費節減などに取り組み、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、ふるさと納税の関係でございますが、最近では、テレビや雑誌でも多く取り上げられ、その取り組み方次第では、佐賀県玄海町のように、住民税2億円の町が10億円以上の寄附を集めるなど、非常に注目を浴びているところでございます。本町におきましても、平成28年度からは、ふるさと応援戦略室を設け、町内で利用できるふるさと感謝券や、町内の産品など返礼品の充実を図るほか、NPO団体や自治会に対する寄附の仕組みづくりも検討し、貴重な財源確保を初め、ふるさと納税を活用した町の経済活性化に積極的に取り組んでまいります。

次に、防災関係ですが、現在、自主防災組織は35地区のうち、7地区で結成されております。今後も設置促進に向けまして、引き続き自主防災組織育成補助金を実施してまいります。また、災害による被害の防止、軽減を図るため、救命胴衣購入助成金や国、県の補助事業を有効的に活用し、町の防災力向上に努めてまいります。

次に、地方創生につきましては、地方への新しい人の流れをつくり、安心して働ける雇用の場を確保することなどを目標に、平成27年度からの今後5カ年における一宮町の政策目標や具体的施策をまとめた一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略を昨年10月に完成させております。この総合戦略の推進に当たり、先行型事業として産官学連携によるロボットプログラミング教室と女性の活躍推進事業の2つの事業を一宮町独自の計画として国に申請したところ、全国のモデルとなる優良施策として国の認可を受けました。

ロボットプログラミング教室については、東浪見小学校と一宮小学校の6年生児童と先生を対象に最新型の教育タブレット型パソコン152台と電子黒板4台を導入し、町立小学校のICT環境の整備を図りました。2月16日には、一宮小学校におきまして、千葉工業大学未来ロボティクス学科の青木工学博士と大学生の協力により、千葉工業大学の作成したロボット7台を子供たちが実際に見て触れる体験教室を開催いたしました。

2月18日、25日、26日、29日の4回にわたりまして、大手電機メーカー富士通との連携により、東浪見小、一宮小の6年生が自分たちでロボットを組み立て、プログラムを入力し、動作させる特別授業を実施しております。

町では、特色のある教育を推進することで、若者の移住や定住の促進を図るとともに、小さなころからICTに親しむことで、大人になったときに東京などの都市に出なくても一宮町に住みながら在宅で仕事をしたり、町内で起業する人がふえていくよう、地域を支えていく人材の育成を進めてまいります。

また、女性の活躍推進事業では、12月5日に町内在住のママさんの主催によるママのためのワークショップフェスタの開催を初め、1月30日には起業支援セミナーを開催し、1,200件以上の新規ビジネスの立ち上げを手がけ、経済産業大臣の表彰を受けた、富士市産業支援センター長の小出氏から、新規創業や売り上げ向上について講演をいただきました。あわせて開催された町内在住または町内で起業を考えている方を対象とした個別相談会では、予約申し込みが即日満員となり、2日間の予定を急遽1日追加して実施したところでございます。その他、児童館機能の強化として中央公民館や町立保育所について、国からの100%交付金を活用し、備品類を中心に環境整備を進めてきているところでございます。

平成28年度においては、国際サーフィン大会の誘致や、海岸エリアの観光客を町内全域に循環させるための無料循環バス運行実験、商店街の空き店舗再生をセットにした一宮版サーフオノミクス事業として、合計7,600万円の地方創生加速化交付金を国に申請しております。審査結果は、3月下旬に判明いたしますが、この計画が平成28年度当初から速やかに事業実施できるよう準備を進めてまいります。

次に、東京オリンピックのサーフィン競技会場の誘致に関しましては、2月10日に、いすみ市長、日本サーフィン連盟千葉東支部長、一宮町サーフィン業組合長などとともに、遠藤オリンピック担当大臣に直接面会し、本町への会場誘致の要望書を提出してまいりました。サーフィンの正式種目及び会場の決定は、本年8月に予定されておりますが、ぜひとも一宮町で開催されるよう、地元の歓迎ムードの高揚を図るために、平成28年度予算に東京五輪競技会場招致費用を計上し、町のPRを図ってまいりたいと存じます。東京オリンピックの会場が決定するよう町民の皆様方と一体となりまして、積極的に一宮町をアピールし、オリンピックの誘致に全力で取り組んでまいります。

次に、観光関係ですが、夏の風物詩であります一宮町納涼花火大会は8月6日の第一土曜日に、灯籠流しについては8月16日火曜日に予定しております。なお、灯籠流しの開催場所につきましては、一宮川の護岸工事に伴いまして、一宮川河口付近から鉄橋付近のほうに会場を移して開催する予定です。平成28年度もこれらの事業を継続し、本町の魅力をさらに高めてまいります。

また、一宮海水浴場は、7月16日から8月下旬までの38日間の開設を予定し、海開きでは毎年好評であります、はまぐり祭りをあわせて盛大に開催いたします。また、一宮海岸を中心に、日本最大規模で実施いたしました九十九里トライアスロン大会でございますが、ことしは一宮川の護岸工事によりましてコースを一部変更し、9月24日土曜日に開催を予定しております。実行委員会では、実施に向け、安全性の確保と満足度の高い大会となるよう検討し、大会の質の向上を目指してまいります。

夏期観光の期間中は、警察を初め関係機関と連携を図り、事故防止に万全を期してまいりますと考えています。また、海岸有料駐車場ですが、3年間試行実験として実施してまいりましたが、ことしより正式な有料駐車場として、利用者から要望の多い駐車場の舗装とシャワーを設置して、4月下旬から9月下旬まで開設を予定しております。なお、釣ヶ崎海岸の駐車場につきましては、無料開放といたします。

次に、国民健康保険事業でございますが、我が国の高齢化社会の進行は、医療費の増加にもつながり、国民健康保険制度にとっても大きな課題となっております。国民健康保険は、被保険者の年齢構成や医療水準が高いこと、所得水準が低いという構造的な問題を抱えているため、厳しい財政運営に陥りやすい傾向にあります。

その状況は、当町におきましても例外ではありません。しかし、平成27年度については保険税の税額を据え置きし、また国民健康保険財政調整基金を取り崩すことにより、国民健康保険を維持してまいりました。また、平成27年度も低所得者に対する軽減判定基準所得を引き上げる見直しを行うなど、保険税の負担軽減にも努めております。

国においても、平成27年度から1,700億円の公費が投入され、都道府県化される平成30年度以降は3,400億円を毎年投入するなど、脆弱な保険財政の基盤安定の強化が図られる見通しです。

このような情勢の中、平成28年度の保険給付費については、年々伸びる医療費の推移を重視し、27年度同様、増額計上することといたしました。また、同時に被保険者の病気による重症化と医療費の増加を防ぐために引き続き、特定健康診査及び特定保健指導事業の充実、ジェネリック医薬品の推進に努めてまいります。そして、平成27年度に策定いたしましたデータヘルス計画により、健康データの分析を生かした効果的な健康保険事業を展開することにより、医療費の抑制を図ってまいります。

続いて、後期高齢者医療制度でございますが、保険料率は国から示された医療給付費等の伸びや被保険者数の増加をもとに算定され、千葉県後期高齢者医療広域連合で決定しており

ます。今後も引き続き、国や県の動向を注視し、被保険者の方々にその内容の周知やきめ細かい窓口対応を図ってまいります。

次に、福祉健康課ですが、一億総活躍社会の実現に向け、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図り、平成28年度の個人消費の下支えを行うため、所得の少ない高齢者等を対象に、年金生活者等支援臨時給付金として3万円給付いたします。給付までの予定でございますが、4月中に該当すると思われる方々に申請書を送付し、5月から7月まで受け付けをします。給付時期については、できるだけ6月中に給付するよう国から指示がございました。

また、所得の少ない障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時給付金3万円及び平成27年度に引き続きまして臨時福祉給付金3,000円を支給いたします。これは、9月から受け付けを開始する予定でございます。

次に、これまで2歳までの子育て世帯に支給しておりましたごみ袋でございますが、平成28年度から排せつ管理支援用具でございます、ストマ装具や紙おむつの給付を受けている障害者及び介護用品給付事業で紙おむつの支給を受けている人にも20リットルのごみ袋を年間50枚支給する事業を開始いたします。

続きまして、子育て支援関連についてです。町では、この4月から保育所・こども園の保育料の第3子以降無料化を実施いたします。これまで、きょうだい同時入所による軽減制度に加え、この4月から国は、年収約360万円未満の世帯に限り、第1子の年齢にかかわらず、第2子は半額、第3子以降無料化を実施いたします。町が4月から新たに実施する第3子以降無料化の内容は、国が支援の対象としていない年収360万円を超える世帯の3歳児以上である第3子以降のお子さんの保育料を無料にするというものでございます。これらの取り組みによりまして、平成28年度は入所する世帯の約17%が軽減の対象となります。保育所民営化の経済的な効果を子育て世帯に順次還元しまして、子育て世帯の経済的負担を軽減し、出生数の向上及び移住促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、現在一宮保育所と愛光保育園で実施しております一時保育事業は、保護者の急な病気や冠婚葬祭だけでなく、リフレッシュの理由でもお子さんをお預かりするものですが、4月からは原保育所と東浪見こども園でもこれを実施いたします。町内全ての保育所、こども園において、在宅で育児をしているお母さんたちを応援してまいります。

さらに、お子さんが急な病気の際、利用できる病児保育を、これまで白子町の酒井医院に委託して実施してまいりました。4月からはいすみ市の外房こどもクリニックでもこれを実

施し、保護者の仕事と子育ての両立を応援してまいります。

次に、平成26年に策定し推進しております、一宮町保育所整備基本計画についてです。本年度進めてまいりました東浪見保育所の整備は、建築工事が遅滞なく進み、この28日月曜日に落成式と内覧会が行われる予定です。そこでお披露目される新園舎で4月から東浪見こども園として社会福祉法人一粒の麦福祉会が保育を開始いたします。また、平成28年度には一宮の認定こども園整備事業を行います。平成29年4月開園を目指し、用地の進入路の整備や看板設置などによる交通安全対策、移管先事業者である社会福祉法人どろんこ会による園舎建築工事を行います。平成28年度も移管後の東浪見こども園のバックアップと一宮のこども園の開園準備を中心に計画を推進してまいります。

次に、健康関係事業ですが、町民の皆様の健康の維持の増進と、病気の早期発見による重篤化の予防、さらには健康寿命の延伸を念頭に置き、健診受診率及び内容の向上を目標にがん検診などの各種健診事業を実施してまいります。予防接種事業では、ヒブ、小児肺炎球菌ワクチンなどを初めとする乳幼児から児童の定期接種、また高齢者のインフルエンザ、肺炎球菌の助成を行います。

さらに、乳児の全数把握を目標に、家庭訪問や乳幼児の健診、子育ての悩みに対応する育児相談などの母子保健事業を推進してまいります。

一宮町健康増進計画、食育推進計画の策定に当たり、国保医療の分析、子育て世代の方へのアンケート調査を取りまとめる中で、一宮町の健康の課題が見えてきました。その結果、糖尿病を中心とした生活習慣病の予防、そして食育の推進を重点施策として、がん予防、歯や口の健康、こころの健康と5つの分野にわたりまして、10年後の目標を定めて展開をしてまいります。

次に、介護保険事業関係ですが、第6期の事業計画に沿って進められている特別養護老人ホームの整備について、千葉県と事業者の協議が始まりました。平成29年度開設に向け、施設整備を行ってまいります。

次に、介護保険の地域支援事業ですが、制度改正に伴う要支援者の訪問介護事業と通所介護事業について、長生郡内で協議し、この3月から介護予防・日常生活支援総合事業に移行しましたが、今までと同等の事業を提供し、サービスの低下を招かないように支援をしてまいります。

また、平成27年度から実施をしている介護支援ボランティアポイント制度につきましては、元気な65歳以上の皆さんが、一人でも多くボランティア活動を通じ、社会参加や地域の貢献



により、みずからの介護予防を図れるよう推進しております。なお、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の取り組みとして、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるように、在宅医療・介護連携の体制整備や認知症施策の推進を図るために、新規事業として認知症予防教室を実施し、認知症の予防・支援が必要な高齢者に対し、専門的な支援を行い、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進してまいります。また、通所介護を実施している町内の4つの事業所については、4月から地域密着型サービスとして、千葉県から権限移譲され、町で指定し、監査等を行ってまいります。

今後とも積極的に介護予防事業に取り組むとともに、適正な介護給付に努めてまいります。次に、農業関係についてでございます。

米の関係でございますが、平成28年産主食用米の作付面積につきましては、国からの配分量から面積を換算し、昨年より約3.5ヘクタール少ない243.3ヘクタールの作付面積を農家へ配分することとなりました。

また、TPPに関しましては、協定の署名が行われたところでございますが、影響緩和対策として、新たな国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れるとしておりますが、農家は大きな不安を抱えている状況です。そのような中、国の補正予算でTPP関連対策が打ち出され、その中の担い手確保経営強化支援事業によります国の補助金を今回補正予算として計上いたしました。この事業を活用する農家は4件で、補助金額は2,843万円でございます。

この事業は、農業用の機械や施設を導入する際、融資残について助成金を交付するもので、事業実施は平成28年度になります。

次に、施設野菜や果樹などの生産施設の支援事業ですが、県補助事業の新「輝け！ちばの園芸」は、平成28年度におきまして6件、事業費としては1億227万円の整備を予定しており、町は補助金として県の補助金を含め、2,140万円を平成28年度予算に計上いたしました。

次に、昨年11月に日本ウミガメ会議が開催され、全国のボランティア団体や研究者が集まり、ウミガメの産卵状況や調査成果などを報告する場として3日間で延べ1,265人の方にご来場いただいたところでございます。今後の関連事業として、平成28年度には、ウミガメ衛星追跡調査、ウミガメ産卵北限域調査委託、海岸街路灯赤色化工事等を実施し、ウミガメを通じまして、一宮町の豊かな自然をPRするとともに自然保護活動を推進してまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、漏れにより堤体の一に陥没が生じている洞庭湖につきましては、本年度調査設計を

終えて、平成28年度に県営事業として改修工事を行う予定です。事業費は1,500万円で県が50%を負担し、町30%、受益者として東部土地改良区が20%負担することとなります。

次に、土木事業ですが、町道整備につきましては、平成27年度と比較しますと1.22倍の予算を計上し、平成28年度も各地区からの要望等をもとに、優先順位評価基準や現場踏査による整備箇所の選定を行い、道路機能改善と維持、向上及び安全性確保に努めてまいります。

また、平成24年度から事業を開始している天道跨線橋通り、町道1-7号線の道路改良工事については、平成27年度末までにおよそ254メートルの整備が完了する予定です。平成28年度も引き続き改良を進めてまいります。

次に、交通安全対策関係でございますが、交通事故防止のため、昨年と同様、小・中学校、教育委員会と通学路などの改善箇所を確認して、交通安全施設の設備充実を図ってまいります。また、平成27年度に引き続き、海岸線の自転車道脇の町道の迷惑駐車対策として、ラバーポール設置の予算を計上しております。

環境関係ですが、住宅用太陽光発電システムの補助金交付事業は、平成24年度から4年間行ってまいりましたが、申し込みが多かったということから、平成28年度も継続する予定です。

次に、公共用水域の保全の観点から実施している、くみ取り及び単独処理浄化槽のトイレを合併処理浄化槽のトイレに変更する方を対象とした補助金でございますが、これも継続して実施いたします。

次に、ごみ問題ですが、空き缶等の散乱及びポイ捨て防止に関する条例が昨年の10月に施行され、空き缶等の散乱とポイ捨ての防止に取り組んでおります。なお、現在まで指導などの違反者は出ておりません。

また、廃棄物の不法投棄対策ですが、県との合同パトロールを実施するとともに、不法投棄監視員及び関係機関と連携を図り、今後も不法投棄の防止に努めてまいります。

次に、官公庁と民間が一体となって行うボランティアによる一宮海岸及び一宮川の清掃や一宮川の堤防の草刈りは、川の津波対策の堤防工事が行われておりますが、平成28年度も引き続き実施する予定です。

次に、放射能の汚染問題ですが、町民が安心して暮らしていただけるためにも、空間放射線量の測定、農産物の放射性物質の検査、給食用食材の放射性物質の検査等を今後も継続して実施いたします。現在までの測定結果では、全ての放射能汚染関係の項目で国の定める基準を下回っているか、不検出であり、健康には影響がないと判断しております。さらに、大気汚

染物質の微小粒子物質PM2.5ですが、高濃度になると予想された場合、健康被害を受けないようにするために、防災行政無線と各学校にファクスで注意喚起のお知らせを行います。

次に、有害鳥獣対策ですが、平成28年度以降も関係機関と情報の共有を図りながら、箱わなの設置や、有害鳥獣の隠れ場所となっている耕作放棄地や餌場となっている農作物の廃棄の改善指導を行ってまいります。

都市整備ですが、都市下水路事業では、中央ポンプ場の屋根の防水工事が本年度終了し、平成28年度は荒目スクリーンの補修を実施する予定で、保守点検とあわせて排水機能の維持を図ります。

次に、東浪見土地区画整理事業ですが、本年の1月8日に千葉県から組合事務の精算結了が承認され、事業は全て終了となりました。改めまして議員の皆様を初め、関係者の皆様に感謝を申し上げます。また、東野地区にある2カ所の公園の遊具等の整備も終了し、現在供用開始の手続を行っているところです。

都市計画ですが、平成28年度は道路整備にかかわるプロジェクトチームの作業を充実させ、都市計画道路の見直しや避難道路など、新たな町の道路整備の方針を検討する予定です。

次に、教育課について申し上げます。

学校教育につきましては、学校施設等の環境整備として、一宮小学校グラウンドの整備工法を検討の上、実施設計をする委託費を計上しております。このほか、学力向上への取り組みとして、サタデースクールを継続して実施いたします。これは、児童の自主的な休日の有効利用の促進を図るとともに、基礎学力向上のための一助として、地域人材等を活用し、土曜日に小学3年生及び4年生が算数を学習するものです。

次に、平成28年度で4回目を迎えます、一宮町、長生村、白子町の3町村合同による中学生海外交流研修を実施します。一宮町からは中学生8人が参加する予定です。次代を担う中学生に、海外の異なる歴史や文化を学び、自然や伝統を体験することで国際的な視野が育まれ、語学の向上が期待されます。

社会教育関係につきましては、関係団体と一層の連携を図り、社会教育の振興に努めてまいります。

各施設につきましては、老朽化が進んでいる中で、適切な維持管理としてGSSセンターのトイレ改修工事等を実施してまいります。

文化財の関係につきましては、歴史と文化あるまちづくりを目指して、町民の皆様に歴史に触れる機会を提供できるよう、資料展示などを行ってまいります。

また、地域文化につきましては、文化同好連絡協議会や文化団体の活動を支援するとともに、芸術文化・芸能活動の発表の場として、総合文化祭を実施してまいります。

スポーツ・レクリエーションにつきましては、誰もが楽しめるスポーツの普及を図るため、NPO法人一宮町体育協会・スポーツ推進委員と協働し、幅広い年代のニーズに対応した各種のスポーツを、より一層充実させ、町民の健康維持、増進に努めてまいります。

終わりに、本定例会に平成28年度各会計予算5件のほか、平成27年度補正予算5件、条例の制定1件、一部改正9件、同意案1件を提出いたしました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げまして、私の施政方針を終わります。

○議長（島崎保幸君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の施政方針を終わります。

---

#### ◎一般質問

○議長（島崎保幸君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は同一議題について2回を超えることができませんので、念のため申し添えます。

続いて、傍聴者の皆様をお願い申し上げます。

傍聴席入り口の廊下側に傍聴される方の注意事項を掲示してございます。傍聴される方は私語を慎み、静粛にすることや、議事の妨害となるような行為はしないことなど注意点が幾つかございます。これらに違反した場合は退場していただくこととなりますので、初めにご注意申し上げます。

---

#### ◇ 志 田 延 子 君

○議長（島崎保幸君） それでは、通告順に従い、11番、志田延子君の一般質問を行います。

11番、志田延子君。

○11番（志田延子君） 11番、志田です。よろしくお願いたします。

先ほどです。町長の施政方針にもございましたが、トライアスロンについてを質問させて

いただきます。

昨年12月議会に、第2回トライアスロンの成果と今後の課題について質問いたしました。参加者2,144人と2年続けて日本最大規模の大会となり、選手からも好評でアンケートでは第3回も参加したいが72%と高い数字になっております。観客数も1万3,000人と年々増加しており、実行委員会ではこの大会を継続していきたいという回答をいただいたそうです。

現在、メルセデスベンツやローソン、JRなど有名企業スポンサー8社がつくほどの大きな大会となっておりますが、町長は今後どのような大会にしていきたいのかを伺いたいと思います、また、昨年秋から一宮川の津波対策として築堤工事が始まっておりますが、大会ルートなどを含め、変更部分があるのか、現在までの状況をあわせて伺いたいと思います。

非常に早い時期の質問ですが、これは9月だといってもすぐに来てしまいますので、早目に町民の皆様方に周知していきたいと思って、さまざまなご意見ございますが、こんなにすばらしい大規模な大会は継続することに意義があると思ひまして質問させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 志田議員質問にお答えいたします。

まず、千葉県は外房地域活性化のために1,000万円の補助金を用意いたしまして、トライアスロン大会を一昨年誘致いたしました。そして株式会社アスロニア、東金市、大網白里市、九十九里町、白子町、長生村、一宮町で実行委員会を組織しまして一昨年川と海があり、風光明媚なこの一宮町でこの九十九里トライアスロン大会を始めました。基本的に千葉県は、内房と比較しまして、外房地域は人口の減少が進んでいるということで、外房地域を振興する一つの施策としてこのトライアスロン大会を企画したということでございます。

そして、トライアスロン大会は、2014年参加選手数は2,101人、そして観客数は約1万人でございました。昨年は参加選手数は2,144人、観客数もふえまして1万3,000人と拡大しております。参加選手数から見ても2年続けて日本最大規模の大会となりました。今までは、沖縄県の石垣島で行われた大会が日本最大規模の大会だったわけです。

九十九里トライアスロン大会は、そういうことで、1つは景色がよくて、交通の利便性が非常によいということで、申し込み開始してわずか数日間で選手の定数が埋まってしまうというようなことを聞いております。大変人気の高い大会だそうであります。

そして、この大会を2年続けて行ったことによって、著名人や芸能人など多くの有名人が参加をしていただきまして、テレビでもこれが放映され、一宮町の名前を全国に知っていただき、東京オリンピックはトライアスロンというのが種目に入っておりますけれども、その合宿候補地として現在一宮町の名前も挙がっているという形で大変大きな効果が上がっていると思います。

今後の大会でございますけれども、まず、継続すること、続けることですね、1つはね。そしてもう一つは、有名選手などにて多く参加をしていただいて大会のグレードをもっと上げていくということですね。そして、参加者や観客などもどんどんふやして、そしてその参加者や観客が単に大会だけではなくて、大会から町の中に循環するとか、そういうふうにもぐっていただくように、そして町民からも愛される大会になればと考えております。

そして、現在東京湾のアクアラインマラソンが大変有名でございますけれども、それと比較されるような、内房ならアクアラインマラソン、外房だったら九十九里トライアスロン大会というような、そういう名物イベントに育てたいと考えております。

現在、どこの地域も、人口減少の中で交流人口、そしてこちらのほうに移住・定住人口をふやすという、皆努力をしているわけでございますけれども、そのためにはまず、知ってもらうしかない。知ってもらうというのが知名度を上げるのが第1番でございます。知ってもらうのが第1番。第2番、3番は来てもらうことが必要です。そういうことでこのトライアスロン大会は大変有効な計画だと考えております。

次の質問でございますけれども、一宮川の津波対策として築堤工事が始まったんだけど、大会は大丈夫なのか、ルート変更はどうかということでございますけれども、これは昨年の秋から築堤工事が行われておりまして、河口からかもめ橋区間の工事は2019年までこの工事がかかる予定になっております。

また、九十九里有料道路でございますけれども、白子と九十九里区間は、津波対策ということで、道路全体のかさ上げする工事がこれから2017年までかかるわけですね。川が一部使えない、あるいは道路が一部使えないという状況がでてきます。

そのため、千葉県と千葉県道路公社と協議をしまして、ルートを一部変更して実施することになりました。

どういうふうに変えるかといいますと、今、スイムとか、水泳でございますけれども、今までは一宮川の河口の右岸からスタートして、行って帰ってくると1.5kmあったんですが、これをことしの大会からは左岸からスタートして、行って帰ってきて、左岸から上がって

くという形にルートの一部変更いたします。河口の左岸からですね。もう少し下のほうから、左岸からスタートする。

また、自転車につきましては、今までは一宮から東金まで行って帰ってきたんですけども、そうではなくて一宮からスタートしまして白子まで行って、一宮・白子間は道路工事ございませんので、一宮・白子まで行ってそれを3往復して42キロを走るという形になります。現在警察と協議中でございます。そのルート変更に伴いまして、募集人数は大会の安全性等を考慮して1,500人程度を考えております。

いずれにしても第3回、第4回、第5回と継続しまして、全国のトライアスロン愛好者から注目されるようなビッグな大会にいたしまして、この一宮町の名前を全国に発信していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問はありますか。

志田延子君。

○11番（志田延子君） ありがとうございました。

ルートの変更も着々と進んでおり、そういうようなことも早目に皆さんに発信していただきたいと思いますし、昨年、通称ホリエモンと言われている堀江貴文さんが出たことで非常に、テレビのしくじり先生というところに出て、私もいろいろな方から一宮ってすごい大会やっているねっていうようなことを皆さんから聞かせていただきました。ぜひ、町の中にそれを発展させるには我々町民も一緒になって、町と一体になってこのトライアスロンを成功させ、継続させることがこれからの一宮町にとってとてもよいことだと思いますので、これからも皆さんと一緒に頑張りたいと思いますのでよろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○議長（島崎保幸君） 以上で、志田延子君の一般質問を終わります。

---

◇ 鵜野澤 一 夫 君

○議長（島崎保幸君） 次に、9番、鵜野澤一夫君の一般質問を行います。

9番、鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 9番、鵜野澤です。

私、2問の質問、1問ずつ区切って質問いたしますが、よろしいですか。

○議長（島崎保幸君） はい、どうぞ。

○9番（鵜野澤一夫君） 最初に、ふるさと納税制度で活力ある町にということで質問いたします。

ふるさと納税について、私も含めて町民の皆さんは概要はわかっているけども詳細について理解されていない方が多いと思います。町は、細部にわたって県内はもとより、全国にPRする必要があると思います。近隣のいすみ市は2014年の寄附件数が176件、寄附金額が660万4,000円、2015年、これ4月から9月ですが寄附件数が4,577件、半年で約26倍、寄附金額は7,899万7,000円、半年で約12倍、また、大多喜町では平成27年10月分1カ月間での寄附件数が1,318件、寄附金額1億2,058万1,000円と公表しています。

いすみ市は活力あるふるさとづくりを進めるため、いすみ市ふるさと応援基金条例を制定し、寄附金は寄附者の意向に沿った活用をしているとのこと。大多喜町は寄附者の方々にお礼の品、また大多喜町ふるさと感謝券（商品券）を渡しているとのこと。いすみ市、大多喜町はそれぞれ特徴のいいところを引き出し、インターネット、その他でPRしています。

そこで次のことについて、町長に伺います。

- ①当町の現在のふるさと納税の寄附件数、寄附金額は。
- ②現在のお礼の品の種類は具体的に。
- ③ふるさと納税のメリットは。寄附者及び町にとっては。
- ④ふるさと納税のデメリットは。寄附者及び町、その他にとっては。
- ⑤寄附者の意向を尊重するため、使用目的を指定することができるか。
- ⑥当町、千葉県、全国へのPRは。また、今後のPR方法は。について伺います。

よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 鵜野澤議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の現在の寄附件数と金額でございますが、ことしの1月末現在の時点で1,448件、金額では1,834万2,000円の寄附金が集まっております。なお、昨年26年度でございますが、件数が154件、金額が338万7,000円の実績でございました。

続きまして、2点目のお返しの関係でございますが、町では特産品であるマスクメロン、梨、トマト、地酒を取りそろえており、1万円以上の寄附があった方にご希望の品をお送りしています。さらに、3万円以上の方には、海岸の有料駐車場のワンシーズン無料券もお礼



品の一つとして選ぶことができるように用意をしております。

次に、3点目、4点目のメリット、デメリットでございますが、寄附をされた方は住所地で税金の一部が控除されますので、実質的には2,000円の負担で返礼品がいただけるというメリットがございます。逆にデメリットはないものと考えております。

一方、町にとりましては他の市町村の方から寄附をいただければ寄附金そのものが貴重な財源となるほか、また特産品をもとに一宮町の魅力を全国にPRできるメリットがございます。逆に一宮町の方々が他の市町村に寄附をいたしますと、当町での税金を一部控除いたしますので、税収が減となり貴重な財源を失うデメリットともなります。

次に、5点目の寄附金の使い道でございますが、町ではふるさと応援基金条例を制定し、寄附金の使い道を選んでいただいております。現在のところ、保育所の整備、高齢者の福祉、一ノ宮駅東口の開設、図書館の整備、指定なしの5つの使い道を用意しております。

最後に6点目のPR方法でございますが、現在は町のホームページと広報紙のほか、ふるさと納税の専門サイトでございます、ふるさとチョイスを活用し、町内は無論、全国からの寄附金を募っております。

今後につきましては、いすみ市や大多喜町など先進地のすぐれた点を参考にするとともに、新年度からはふるさと応援戦略室を設けまして、ふるさと感謝券や町内産品などの返礼品を充実するほか、NPO団体や自治会に対する寄附の仕組みづくりなども検討し貴重な財源確保初め、ふるさと納税による町の経済の活性化に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 再質問ではありません。

ただいまの答弁をお聞きいたしまして、さらに申し上げたいことが1点あります。

これは、全国でもう有名なんですけど、ここ1年間のふるさと納税額、件数が全国トップクラスに躍り出た宮崎県都城市の池田市長が、2014年にみやこんじょPR課を設立をいたし、地元のPRに積極的に力を入れる体制を整えたということで、現在、日本一の肉と焼酎をという、市のキャッチコピーでターゲット、また、焦点を絞ったとされています。

また、ふるさと納税ポイント制、ふるぽによるポイントで、謝礼品を有効期間2年間に交換するシステムを確立して、そしてさらにふるさと納税旅行クーポン券をJTBと提携し、また、ヤフーとのトラベル宿泊クーポンるるぶを、トラベルの宿泊プランということで作成したそうです。

それから、都城市は霧島焼酎、黒霧島の日本酒ですね。それから宮崎牛、黒豚肉など特産品8,000件以上のカタログで選べるようにしたということの例があります。ここ1年間の納税額は19億円以上、納税件数は17万件以上に上っているそうです。14年度の寄附額全国1位を記録した長崎県平戸市の14億円を大きく上回る結果で、納税額の伸び幅は前年比で380倍にも達しているということです。

このように、大きな結果を残した都城市のふるさと納税事業を池田市長は一石四鳥の効果があったと語っています。

この一石四鳥とは、1、市のPRになること、2、金額の多寡はともかく、寄附金が集まること、3、地元産業への支援になること、4、市役所で働く職員の意識が変わったと。特に驚いたのは4の職員の意識改革だと言っています。職員の意識が民間企業の営業マンのように変化していったそうです。

一宮町でも、先ほど答弁がありましたように、新年度から、ふるさと応援戦略室を設置するとのこと。私も大賛成です。2020年の東京オリンピックでサーフィン会場が一宮町に決定したら、サーフィン観覧席券を謝礼品にするとか、ふるさと感謝券、また町の特産品、全国組織のJAや日本郵便、また玉前神社などさまざまな特徴を生かした返礼品が考えられます。一宮町役場の職員は、行政マンではありますが、ふるさと納税に関しては株式会社一宮町役場の営業マンであると。

この各市町村のいいところを吸収して、ますます町の経済活性化に積極的に取り組むことを要望して、この質問を終わりにいたします。何かコメントがあればお願いします。

○議長（島崎保幸君） 町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 今、議員がおっしゃったように、ふるさと納税には大きな効果があります。そういうことで、先ほど申し上げましたけれども、職員の意識改革、これは大変大きいと思います。ということで一宮町では、今現在ふるさと納税の一番の、最大の功労者と言われているのは、ふるさとチョイスという会社の存在があるんですけども、実は一宮町はこのふるさとチョイスの社長さん、40代の若い女性の社長さんでございますけれども、その方を先月お招きしまして職員の講習会を開催しました。職員に積極的に、先ほどおっしゃったように民間の営業意識を持ってもらうように行っております。そういうことで、これからこれについては、全力を挙げて行っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） ありがとうございます。

ぜひ、頑張ってくださいと思います。

続いて、2問目の質問に入ります。

2問目は、若者が町内で働けるところをつくろうということで質問いたします。

私ども団塊世代の一宮町の子供の数は1学年300人から350人ぐらいおりました。現在は100人から130人ぐらいです。成人して一宮町の農家、店、企業の後継者及びそれらの勤務者でそれぞれの年代の2割から3割の方々が地元で働いているのが現状です。大半が首都圏に就職しています。一宮町は幸いにもサーフィンに適している町で全国から移り住む方々がいるため、現在のところ人口減はありませんが、今後はそれも頭打ちになり、数年後には人口減になると思います。いずれにしても若者が地元に残っても働く場が限られているため、少ないため、町外、首都圏に職を求めてしまいます。町として何か具体策を立てていく必要があると思いますが、町長としての考え、見解を伺います。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小柳一郎君） 鶴野澤議員のご質問にお答えします。

日本の人口は、このままであれば現在の1億2,000万人から2060年には8,000万人になると言われています。その大きな原因は、一人の女性が一生に産む子供の特殊出生率が全国的に低くなっているということ、特に、東京での特殊出生率が極端に低いことが挙げられております。特殊出生率は、1973年以降減少傾向で、2014年には平均1.42人となっており、日本の10%の人口をもつ東京都は、1.09人となっています。

国は、人口減少の歯どめのため、東京一極集中の是正を図る地方創生を唱え、一昨年にまち・ひと・しごと創生法を公布し施行しました。各地方が地方の特性を生かした創業の促進、魅力ある就業の機会を創出し、結婚、出産、育児について希望の持てる環境を整備すること、いわゆる若者がそれぞれの地方で働き、結婚、出産できるようにしていこうという法律です。各市町村には、その法律に沿った2040年を目標とした人口ビジョンと戦略プランを作成することが求められ、一宮町は昨年10月に策定しました。

一宮町は、上総一ノ宮駅から東京駅まで特急で約1時間という交通の利便性とサーフィンの町に住みたいという2つの柱で、一宮町の人口は10年前と比べ増加しており、一宮町の人口ビジョンはほぼ横ばいという目標にしました。ちなみに長生郡市の市町村は10%から30%の人口減という目標となっています。

一方、戦略プランですが、一宮町の基幹産業である農業をより一層強くすることで、雇用

の創出を実現する、そして数多く来ている観光客やサーファー等が地元商店街や飲食店を利用することで、町内消費を増加させるとともに、地元商店街の空き店舗等のリノベーションを行い、新店舗の開業を促し、雇用創出を図る、あわせてまちづくり会社を設置し、新たな産業の育成や仕事の創造を図り、雇用を確保するという計画を立て、現在取り組んでいます。

この1月30日には、これまで1,200件以上の新規事業を生み出してきた、産業支援のカリスマである静岡県富士市産業支援センター長の小出宗昭先生を招き、一宮町起業支援セミナーを開催しました。事業を始めるということに関心がある人がいるのか不安がありましたが、当日は50人以上の人が来てくれました。皆さん新規事業へのアドバイスや成功例など先生の話に熱心に耳を傾け、質疑の時間も足りなくなるほど活発な質問も出て、終了後の個別相談会の予約受付では列をなし、2日間10人募集のところ、16人の希望者となり、急遽個別相談会を3日間にし、先月23日に終了したところです。

一宮町でも、これだけ新規事業を始めようとしている人がいたのか、また悩みを持っている人がいたのかということを知りましたが、小出先生は一宮町の人たちのやる気にとっても驚いていました。町が雇用の場をつくること、新規事業の手助けをするということはなかなか難しいと思います。しかし、町が新規事業の道しるべをつくること、また、一宮町の豊かな資源をさらに伸ばすこと、そしてインフラ整備をしっかりと行うことで雇用の場が生まれ、新規事業の手助けになると考えておりますので、今後も地方創生とともに、町がやるべきことを議会の皆様と相談しながら行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 再質問ではありません。要望として申し上げます。

ただいまの答弁の中で、まちづくり会社を設置し、新たな産業の育成や仕事の創造を図り、雇用を確保する計画を立て、現在取り組んでいるとのこと。また、一宮町の豊かな資源をさらに伸ばすこと、そしてインフラ整備をしっかりと行うことで、雇用の場が生まれるとのこと。私はこの計画に大賛成で、具体的には、私個人の考えですが7区の県営住宅の北西部地域に企業誘致をしたらどうかと思っております。また、町内の休耕地を集合し有効活用して企業を呼び込み、雇用を確保する計画も検討したらどうかと思います。この計画を早急に行ってほしいわけですが、ただいまの説明の中でもありましたが、地方創生、まち・ひと・しごと創生法をうまく活用する最後のチャンスかなと思っております。どうか前向きな

活用計画を私は要望してこの質問を終わります。

以上であります。

○議長（島崎保幸君） 以上で、鶴野澤一夫君の一般質問を終わります。

---

◇ 藤 井 幸 恵 君

○議長（島崎保幸君） 次に、1番、藤井幸恵君の一般質問を行います。

1番、藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 1番、藤井です。

私は、平成23年4月に策定されました、一宮町総合計画2011から2020についてお伺いいたします。

こちらは、公募によりまちづくりに熱意ある住民の皆さんがまちづくり委員となり、各専門部会ごと何度も何度も話し合いを重ね、つくられたものです。住民協働のまちづくりの観点からも大変意義があり、とても高く評価していますが、計画も半ばを過ぎ、検証と見直しが必要と考えます。

町長、担当課長の考えをお聞かせください。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 藤井議員のご質問にお答えいたします。

2010年までの一宮町総合計画は職員が作成に携わりましたが、基本はコンサルト会社に委託し、500万円ほどかけ作成しておりました。

現在の総合計画は、2011年から2020年までの10年間のまちづくりの指針として2011年4月に策定されたものです。この総合計画は、町民の皆さん29名が公募によりまして集まりまして、一宮町まちづくり委員会に所属し、4つの部会に分かれ、2009年から2年間、合計55回の協議を重ね、全て自分たちの手で作成していただきました。もちろん無償ボランティアで、かかった費用は印刷製本費だけでした。その当時、町民協働の先端を走っていました福島県の矢祭町や北海道ニセコ町でも、総合計画は職員が原案をつくり、その原案を町民が協議をするというもので1から10まで全て町民の手でつくったのは一宮町が初めてかもしれません。

ちなみに、議員さんの中にもまちづくり委員として袴田議員、藤乗議員、藤井幸恵議員も参加していただきました。

藤井議員のご質問のとおり、総合計画の期間は10年でございますが、今の社会状況の変化が大変激しいということ、国の方針が著しく変わっていく中で、5年という期間で検証と見直しは必要だと私も思います。そのため、27年度予算で見直しの印刷製本費32万3,000円を計上いたしました。総合計画の見直しを行う予定でしたが、先ほどお話がありましたように、国のほうで地方創生という大きな事業を打ち出しました。

地方創生は、地方での雇用機会の創出と結婚、出産、育児に向け、環境の整備を含んだ5年間の戦略プランということでございまして、大きな国の支援策が用意されております。この地方創生を総合計画の見直しに入れるべきだと考えまして、予算を1年先送りとし、27年度ではなく、28年度で見直しをしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

検証、見直しの方針は、もともと10年間の総合計画でございますので総論は変更しません。国等の方針が変わり、変更する必要があるものは変更すること、そして地方創生の戦略プランを入れること、というふうに考えております。役場で見直しの原案をつくりまして、広報、ホームページでパブリックコメントを募集しますので、その際に町民の皆さん方からご意見をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 1番、藤井です。

再質問ではありませんが、今の答弁を受けて発言いたします。

まちづくり委員を経験したことは、私自身大変勉強になりました。町が何をしてくれるのか、ではなく、私たちは町のために何ができるのかを、それからずっと自問自答しています。

最後に要望として一言発言いたします。今現在、町では有償、無償を問わず、まちづくりにご尽力くださっている方々が多数いらっしゃいます。一宮町の規模の自治体であれば住民の皆さんの力なくしてはまちづくりは成り立ちません。ですが、一宮町の規模だからこそ、住民お一人お一人の顔が見えるまちづくりをしていくことができると思います。地方創生戦略プラン実現のためにも、そういった皆さんのご理解、ご協力を得ながら、住民参画、協働のまちづくりをさらに進めていくことをお願いして質問を終わります。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 以上で、藤井幸恵君の一般質問を終わります。

会議開会后、1時間15分経過しましたので、ここで15分程度の休憩といたします。

休憩 午前10時11分

---

再開 午前10時28分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（島崎保幸君） 7番、藤乗一由君の一般質問を行います。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。今回、4点質問をさせていただくんですが、内容の説明等、重複したり時間の関係とかもございますので、順番を変えさせていただきます、後のほうから質問させていただきます。

よろしくお願いたします。

最初に、4番目として挙げております、有害鳥獣への今後の対策、これについてお伺いたします。

これにつきましては、以前に一般質問の中に有害鳥獣の問題と対策についてお聞きいたしました。2年前だったと思います。その際に、今後、農作物の被害だけでなく、住民に対する人的被害あるいは住居・文化財、こういったものへの被害も拡大していく可能性があるということを申し上げました。これは実際には関東ではまだこれからというところですが、西日本にありましては、そうした被害がかなり深刻になっているという現状が数年前に既にございました。近年、一宮でも小学校周辺などでのイノシシの目撃情報、こうしたものもありますし、その問題がかなり現実的になってきている状況でございます。

被害が目に見えて現実化する前に、十分な対策を講じるべきと考えます。そのためには、私から見ますと、住民の協力の体制づくり、2つ目に、周辺町村との連携を強化すること、3つ目に、対策先進地の事例に学んだ上で対応していくと、この3点が最も重要というふうに考えております。

こうした問題に対する現状の取り組みと具体的な方針についてお伺いたします。

○議長（島崎保幸君） 塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） それではただいまの有害鳥獣への今後の対策についてですが、まず、有害鳥獣に対する現状の取り組みについてお答えいたします。

町では、有害鳥獣対策として平成25年度より町内の猟友会会員、農業関係者、地元自治会

会長等で構成する一宮町有害対策協議会を設立し、構成員の協力のもと、鳥獣被害調査や被害防止、そのための関係機関との調整などに取り組んできております。

具体的な対策としましては、耕作地の周辺に設置し、中の農作物を守る電気柵を1万780メートル、イノシシを捕獲するための大型箱わなを11基、アライグマなど小型の有害鳥獣を捕獲するための小型箱わなを25基設置してまいりました。

実績としては、協議会設置後の平成25年度から今年度の現時点までで電気柵を設置した耕作地の被害はゼロ件となっております。

また、鳥獣の捕獲数といたしましては、イノシシを7頭、アライグマ56匹、ハクビシン12匹、タヌキ14匹となっております。なお、今後も協議会の構成員の協力のもと、有害鳥獣の捕獲などの対策を実施してまいります。

次に、今後の方針でございますが、平成27年5月に施行された、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により、千葉県が捕獲を行う、指定管理鳥獣捕獲等事業が既に始まっております。

平成27年度、ここ長生地域では、茂原市、長柄町、長南町の一部でこの事業によって捕獲が既に行われておりますが、今後、この事業が有害鳥獣対策に有効と判断されれば、対象地域が拡大され、当町でも千葉県による捕獲が行われることにもなりますので、今後は、千葉県と情報等の共有を図って行う考えです。

また、皆さんができる有害鳥獣の対策の一つとしては、生ごみや農作物の残渣をきちんと処理して、動物の餌場をなくすこと、草だらけの土地や山等の適正管理を行い、動物の隠れる場所をなくすことなど、これも大変有効ですので、引き続き町の広報やホームページにより一人一人ができることについての啓蒙を図っていく考えでございます。

あわせて、先ほどもお話がありました、今後の有害鳥獣対策についての町民との勉強会や先進地の事例の研究などについても検討して行ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

今、今後の方針ということでお答えいただきましたけれども、先ほど申し上げましたように、西日本の場合には随分前から被害が拡大していたという状況もありまして、地域的な事情からも有害鳥獣への対応も千葉県などに比べてかなり進んでいる状況です。今後、人的な



被害や住宅・文化財などへの被害も想定して周辺自治体との連携、これをできるだけ密にしていたきたいと思います。

広報、ホームページ、そうした啓蒙活動というのもございましたし、講演会、学習会というお話もございましたが、こうしたホームページや広報、その他によるお知らせというのが、余り有効でないというのは、私は、とても実感しているところでございますので、むしろ地道にそうした講演をしていただいたり、場合によっては学校を通じて子供さんから知っていただく。親御さんもお家族の方も知っていただくというような方法も考えられるのではないかなと思います。ぜひ、先を考えて準備をしていただきたいと思います。

続きまして、その手前の3番目に挙げております、平成28年度ウミガメ関連事業についてお伺いいたします。

この事業につきましては千葉県環境財団の助成金、これも利用の予定であるということで、昨年9月時点での計画にはございました。町民の財産だけでなく、広く町外、県全域の皆様の寄附、その他を利用することになる、こういう環境財団の予算でございます。そうなりますと、なおさらこの事業の使い道、それから、この事業が本当に必要であるのかどうなのかという、根拠について明らかにしていくという説明責任についても負わなければならないものと考えます。

そこで、以下につきまして町長にお伺いいたします。

この事業の具体的な内容についてお伺いします。

2つ目としまして、この事業の実施が必要であるとする根拠をお伺いします。必要である根拠といいますのは、一宮町がするべきという点での根拠、あるいは科学的にこれが有効であると。無意味なものではないんですよという科学的な根拠、これについてお伺いしたいです。

玉川町長におきましては、ウミガメ会議にも並々ならぬ思いを抱いておられたようですが、今回のウミガメ調査を実施したいという思いについてもどのようなお考えが伺いたいと思います。

お願いします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） まず、藤乗議員の質問に答えるためにも、何のために町がこのウミガメの関連事業を昨年から行っているのかということ述べる必要があると思いますので、

それについてご説明させていただきます。

皆さん方ご承知のように、一宮町の海岸線は大変美しい砂浜ということで、サーファーとか海水浴客を初めとする多くの観光客が利用しております。しかし、一部の場所では、ご存じのとおり、堤防とか護岸によって海の流れが変わって、砂が減っている場所もございます。環境という目に見えないものを守るといってもなかなか世間には伝わってまいりません。一方で、一宮町の砂浜はご承知のとおり、夏場にアカウミガメが産卵に訪れる場所で、しかもこれは、産卵地では北限ということでございまして、大変貴重な場所でございます。ウミガメというのは、夜砂浜に産卵をするという大変神秘的な行動、そして無垢な子ガメの姿が大変人気のあるものでございます。そこでウミガメ保護を通じまして、一宮の観光と、そして教育の場として欠かせない砂浜の自然環境を保全していこうというふうに考えました。

ウミガメの保護を通じまして、自然環境の保護と、そしてもう一つは、この海岸を利用して観光とか、そういった地域の振興を図っていききたいということでございます。そのために、日本ウミガメ会議を開催して、一宮町が、アカウミガメ産卵の北限域であることを、全国にまず初年度は発信をするということ、2年目のことしはそのために必要な調査をするということ、必要なデータを集めるということ、そして3年目の来年はそのデータをもとにして一宮町の自然保護の方針をつくったり、あるいは貴重なウミガメを軸とした地域の振興を図っていく、そういう方針を立てていこうというのが計画でございます。

こういう趣旨で一宮町は昨年千葉県環境財団に助成金の申請をいたしました。千葉県環境財団もそれを審査していただきまして、一宮町のこの申請については認めていただきました。そういうことで、根拠についても、千葉県環境財団が適切と認めていただいたということで、この事業がスタートしているわけでございます。これをまず前提条件として、議員の頭の中に入れていただきたいなと思っております。

そして、具体的にどういう事業をことしはやるのかということでございますけれども、まず第1は、ウミガメを使った衛星追跡調査でございます。これは、アルゴスという地球環境に関するデータを収集するシステムがありますけれども、これを利用しましてまずウミガメに受信機を取りつけまして、海の中に放していきますと、一宮町のウミガメが、どこをどういうふうに通って回遊していくのかわかってくるわけでございます。そういうことでまず、データを集めていくということで、28年の5月から来年の3月までの11カ月間を予定しております。一宮町のウミガメがどういう形をもって回遊していくのか、まだ謎でございますので、その謎の解明が一步進むのではないかと思っております。

2つ目といたしましては、このデータを専門機関に委託いたしまして、解析をする、分析をするという調査でございます。これが2つ目でございます。

3つ目は海岸街路灯の赤色化工事でございますけれども、ウミガメというのは明るいところに向かうという性格がございますので、いわゆる普通の街路灯でありますと、海のほうへ向かうんじゃなくて、街路灯のほうに子ガメが向かってしまうということが言われております。そういうことで赤色灯の場合はそれが少ないということでございますので、海岸線の街路灯とか防犯灯を赤色系のLED灯に交換しようという事業でございます。

この工事の必要性でございますけれども、動植物の生態系における人工の光の影響については、環境省の公害対策ガイドラインでも、照明による環境の影響、生態系の影響としてウミガメの産卵への障害というふうに記載されております。対策としては、誘引性の小さい波長を使用とされております。FWCのホームページも、ウミガメに影響を及ぼしている公害を減少させる解決法の中に、ウミガメに配慮した照明が利用できる最高のテクノロジーは赤、またはアンバーLEDであると記載されております。

なお、この街灯の赤色化工事は既に奄美大島でも実施しております。

次に、事業実施が必要だという根拠でございますけれども、先ほど言いましたように、先ほどの説明と重複いたしますけれども、そういったデータを集めまして町のこれからの環境保護の方針をつくるため、そしてウミガメを利用して、そうした観光と、どういう事業ができるのか、そういうもののためにも必要だというふうに考えております。これが根拠でございます。

そして、先ほど議員がおっしゃいました、なぜ一宮町がということでございますけれども、これは当町も他の自治体と同様に大変厳しい財源であることは、今さら言うまでもないわけでありまして。ですから逆に言いますと、大塚実海と緑の基金がなければ、一宮町はこの事業ができなかったということをはっきり断言させていただきます。大塚さんのほうから、環境保護のために使っていただきたいということで、利用目的が限定された基金をいただいております。そして大塚さんのほうから、再三にわたりまして、ウミガメについて、ぜひこれを有効に使っていただきたいというお手紙を何回もいただいております。実際に、昨年10月には大塚さんから来年度以降の町が負担する分、約230万円でございますけれども、これについては、別枠でさらに寄附をいただいております。来年度以降のウミガメ事業についてまた使っていただきたいと、有効に使ってほしいという要請をいただいております。そういうことで、こういうものがあつたからこそ、うちの町のような小さな財政規模でもウミガメの

保護のためにこういう事業ができるということでございます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

今、ご説明をいただきましたけれども、まず、根拠ということで私がお聞きしたかったのは、一宮町の海岸においてどういう根拠に基づいているのかということなんですね。環境省の示しているというものは、ごく一般的なものについてです。もう一つの根拠といたしまして、千葉県環境財団が適切と認められたと。これは別に科学的でも何でもありませんよね。そういう助成が認められたということです。科学的根拠というのが非常に薄弱なんですね。

もう一つあわせて申し上げておきますと、このウミガメ会議についてあるいはトライアスロン大会について、地元の方にもアンケートということでいろいろ調査をいたしました。その結果についても、お手元にあるとは思いますが、それについてもお話しいたしますが、先に挙げました科学的根拠というところで、例えば、一昨年2014年のウミガメの上陸産卵のデータが、一宮ウミガメを見守る会、これはウミガメ会議を推進したいということで、町長のほうに申し出られた団体だと思いますが、こちらの調査データによりますと、一宮の海岸線7キロ、これを2つに分けて調査データを発表しております。NPOのウミガメ協議会の紙面でございます。

一宮海水浴場周辺2km、ここでのウミガメ上陸回数は2014年に3回、産卵回数はゼロ回です。この場所に街灯を赤色化したいということですね。それ以外の一宮から太東海岸5km、ここでは上陸回数32回、産卵回数18回、産卵率が56%、一方、先ほど申し上げたのは産卵率0%、この産卵が少ないのはどうしてかというのは、皆さんもご存じのように海水浴場周辺は浜が狭いです。しかも高低差が非常に低いと。要するに海水面から標高が低いわけですね。ウミガメの立場にしますと、標高がある程度高くないと産卵できません。地下50cmくらいのところに卵を産みますので、大潮、満潮時に浸透してきた海水に水没してしまいますので、死んでしまいます。ウミガメはちゃんと承知しているんですね。

ですから、街灯の影響で産卵が少ないというよりも、砂浜の影響で産卵が少ないというのが主要因です。この主要因の砂浜が少ないからというところに街灯があるんですけれども、ここに118万円をかけて街灯を赤色に変えるというのは、科学的根拠に非常に基づかない。そこが、街灯があるからダメなんだという根拠がなければ意味がないわけですね。街灯を消したから上陸回数がふえたとか、産卵の回数もふえたというような根拠に当たるようなもの

はどこかにあるのでしょうか。あるいは、一宮で証明される可能性があるのでしょうか。というところなんですね。

もともとあの場所は、私も調査に協力していたこともございますので、10年以上前に承知しておりますが、あの地域は産卵が少ないんです。かなり以前から砂浜が削られておりましたので。砂浜を上がってきますと護岸のコンクリートになっている。ウミガメとしては諦めざるを得ないわけですね。そういう状況です。

もう一つ、ウミガメの衛星追跡調査、これが残りの予算に当たるということですが、一宮の負担額が約230万、環境財団からほぼ同額の助成金をいただく。500万に近い金額ですね。その街灯化以外の部分全てがこの衛星調査にかかわるんですけども、内容をお伺いしますと、親亀たった1匹に発信機をつけて放すと。確かに上陸回数が少ないので、なかなか親亀をキャッチすることが難しいでしょう。ただ、この親亀1匹だけにつけて亀が事故に遭った場合には、全て数百万円はパーになってしまうわけですね。普通、科学的な調査をする場合には、そんなかけのようなことはしません。必ず、確実にできるような、データがとれるようなやり方をしなければならないわけですね。

これを計画するに当たりまして、実際にはウミガメを見守る会の方たちには、こういった計画はできませんので、NPOのウミガメ協議会に相談されていたということは承知しております。昨年お会いしました協議会の方もそういうことを話していましたので。

協議会としましては、実際のところはどういう気持ちかわかりませんが、お金を出してくれるんだからいいだろうと、とりあえずことしやって、その次の年、何匹かつけてというふうになればいいじゃないかというような考えじゃないかというふうには私は思ってしまうんですね。これ、1匹だけやって、うまくいくかどうかはわかりませんが、予備調査としても失敗すれば何の意味もなさないことになります。科学的な調査の方法としては余りにもずさんではないかなと。むしろ、素人の考えるようなことではないかなというふうには私は思います。そうした問題点があります。

先ほど、他の地域でもこの赤色街灯にしているというのがありますということでしたけれども、確かに幾つか国内で例がございます。例えば、町長が行かれました奄美大島大和村の国直海岸というところでは、海岸線0.6km、ここの中のどのくらいの距離かわかりませんが、500mくらいだとお聞きしましたが、ここで地域の皆さんが村の予算なしでシーズンだけ、4月から9月の間だけ赤色街灯にするという活動を取り組んでいると。ただし、これの効果についてはわからないと。それ以前の上陸産卵回数と比較するしかないですけども、それ

でも、科学的に有効であるかどうかというのはよくわからないというご説明でした。

ちなみに、その0.6kmの海岸線では、上陸回数は29回、産卵回数27回というふうになって、産卵率は確かに高いです。ただ、その海岸線1km当たりの産卵の数からいきますと、一宮の倍の17倍以上、そういう亀が来るわけですね。そうすると亀が来ないところに、産卵もしないところに赤色の街灯をつけてというような、そういう有名な場所になるというのは、モニュメントとしてはあり得るかもしれませんが、町民の一人としては非常に情けないというふうに思っています。

そこで、あえてサーフィンの大会をするんだというための宣伝なんだという考え方もあると思うんですが、そういったことに関して町長は、この根拠も含めてどのようにお考えでしょうか。

○議長（島崎保幸君） 町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） まず1つ、ご指摘申し上げたいのは、ウミガメ1匹の場合、それはかけではないかというお話がありましたけれども、実は昨年度、既にこのウミガメ協議会のほうの主体で、1匹の亀をこの衛星追跡調査をつけて放流してあります。そしてことし2年目は、この県の事業を活用してことし1匹また放流するわけですけれども、さらに来年度ということですから、全部で3匹の亀が、この3年間一宮町から衛星発信装置をつけて放流するというところでございます。1匹ではございません。

それから先ほど申し上げましたけれども、確かに申し上げたとおり、私も奄美大島のウミガメ会議に出席いたしましたけれども、日本で一番ウミガメが産卵する場所は南でございます。ですから当然、ウミガメが産卵する数が一番多いわけでございますけれども、逆に言えば、この北限域の亀の重要性というのはまた別に意味があると思います。単なる数とか品質の問題ではなくて、この大東京の、首都圏に貴重な亀の生息地があるということ、これをまず発信することが私は重要だと思っております。そういう一環として、こういったいろんな事業があるわけございまして、いわゆるあるものだけを捉えるのではなくて、総合的に見て、これが社会的に必要な事業がどうかということで県の財団のほうも審査をしていただいたと。

それは、藤乗さんだけではなくて、県のほうの財団には専門家もいらっしゃいますので、専門家のほうの判断から見ても、これがやはり必要な事業だということで、県の貴重なお金を私たちはいただいているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 次に進んでください。

藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

今のお答えにちょっと関連しまして、説明だけ補足させていただきます。

このウミガメ会議、その他につきまして先ほどちょっと申し上げましたが、私海岸通りの商店ですとかサーフショップの方とか、今現在、継続中ですけれども、ほかの業種の方、町内の店舗の方とかアンケート、聞き取り調査ということでさせていただいております。そこで、昨年のウミガメ会議に関して、広報、宣伝関連ということで大枠で分けますと185万円ぐらいの予算を使っているというふうには私は把握しております。この中にはインターネットの動画を放映するというものも含めておりますが、こうした事業をするということに関して、ウミガメ会議そのものは、やるということはそれなりに知っていたけれども、広報、宣伝が足りない。全く内容がわからないという声ばかりお聞きするんですね。

いろんなイベント、事業、こうしたことをされているようなんですが、これでウミガメ調査を通じて発信するという事なんですけれども、一体誰に向かって発信しているのかという目的が一切見えない、そういう状況で、一体これは中長期的に役に立ちますというんですけれども、何の役に立つのかさえ不明確なんですね。目的を明確にさせていただきたいと。

例えば、移住、定住を促進するというのであれば、どういう年代の方に、どういう地域の方に対して発信するのか、観光促進するためにはどういう地域に向かって、農産物の販促を目指すということであれば、また違うやり方になるはずですが、どういう方向でPRをしたいのか全く見えない状況なんですね。その資料を一次的に集計したもの、今後集計していくものもありますが、ぜひ参考にさせていただいて無駄な投資、役に立たない投資ということがないようにしていただきたいと思います。

そこで、この無駄な投資ということに関連しまして1点目に挙げてあります、各種イベントに町、職員を派遣して事業が実施されていると、こういう実態に関する問題点についてお伺いいたします。

職員の職場環境の改善というのは、効率的なそして効果的な事業、政策、こうしたものを目指して、それによって住民へのサービスの向上を図るためのものです。

そこで、1つ目としまして、このイベント各種ございますが、昨年の場合ですと新規にトライアスロン大会ですとかウミガメ会議とかございましたが、ことしはある種イベントはそのウミガメの調査ということなのかもしれません。それに見合った効果、あるいはやったこ

とに対する結果というのがどういうものなのかという点。

それから2つ目として、イベントが多過ぎるという声が随分お聞きいたします。他町村に比べて明らかに多いんですね。そのために職員を休日出勤させる。派遣する場面が非常に多いわけですが、それにもかかわらず、このイベントの効果がはっきりと見えない。トライアスロン大会に至りましては、私がお渡しいたしました資料を見ていただきますと、海岸通りの商店、サーフショップ等のご意見を伺いますと、やめてほしいと、はっきり。そういう声が結構ございます。一応そこに挙げておりますのはそれぞれのお声を一覧に全部したものです。マイナス効果、飲食店に至っては全くお客さんが来なくて困っているんだというお話も伺うわけですね。

こういった事業に職員を、とにかくやるんだということで職員も派遣されて、これは無駄に人件費が使われているわけですね。代休をとらせているから、それで金はかかかっていないんだからいいんだというような考え方だと思うんですが、この代休も十分にとり切れていないという現状もあるように思えますので、この代休の取得状況、それから代休に関連しまして年休もかかわってくると思いますので、その消化状況。さらに、休日勤務には勤務手当を支給するということが、一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例あるいは休日勤務手当の支給に関する規則というような規則に規定されておりますが、休日勤務にかわって平日に代休をとらせるということの根拠、それからその現状、町長ご自身がどういうふうにお考えでしょうか。

さらに、この事業の効果が見えない。私の調査によりますと、効果がないということに人件費を支出しているということに関して町長のお考えをお伺いします。

3つ目としまして、今申し上げました職員の時間外、休日出勤、これに関して職場環境が悪化していくということが考えられます。業務効率も低下するのではないかとということで、これの改善に関してお伺いします。

この改善のためには、まずは職員の皆さんの現状を知って、ご意見や外部からの意見等を取り入れる必要があると思います。また、組合というのが現在ないと、できないというふうには職員の皆さんの中では認識されているようでもあります。ところが、これは法的には職員組合として活動すると。名前は職員団体となりますが、それは全く問題ございません。これらの職員団体あるいはグループといったような個々の意見も受け入れるという、それで職場環境をよくしていくと。さらには住民へのサービス向上につなげるということについて、どのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。



○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） まず、12月の議会で藤乗議員の質問にもお答えいたしました。先ほどふるさと納税で鶴野澤議員から質問がありましたけれども、まずイベントの大きな目的というのは町の知名度、知ってもらうということなんです。今現在、地方創生で人口の減少がどんどん急速に進んでおります。その中で、まず交流人口をふやして町に来てもらって、消費をしてもらう。そして、町に移住していただいて定住人口をふやしていく。これはどの町も一生懸命にやっております。そのためには、まず来てもらう。そのためには、まず知ってもらわなければ来ていただけないんですね。知名度を上げていくということです。そのためにこういった観光のイベントを私たちはやっております。もちろん、その経済効果よりもまず知名度を上げるということ。2番目には来てもらうということ。3番目には町の中で使っていただいてお金を落としてもらうということ。

しかし、これはイベントでございますから一年だけで達成できるものではございません。ですから先ほども言いましたように、九十九里の今回のトライアスロンは、ことしでまだ2年目なんですね。まだこの2年間で、藤乗さんが求めるような、大きな経済効果を求めるのは私は無理だと思います。ただし、知名度に関してはこの2回やっただけでかなり大きな知名度が上がりました。

ウミガメについても藤乗さんと私、全く違った見解を聞いております。一宮は素晴らしいですねと言われました。ああいうところで何でウミガメが産卵するのか、初めて知ったという人がいっぱいいるんですね。これは、先ほど言った大塚さん自身が、ウミガメ会議に寄せられた手紙の中に書いてあります。あの人は、素晴らしい環境が好きだということで、あそこにホテルをつくったわけでございますけれども、自分がつくったホテルのすぐ砂浜でウミガメが産卵するということは全く知らなかったって言うんです。昨年まではですね。それが、一宮のそういった活動の中で初めて知ったと。そしてそういうところに自分はホテルを建てられて大変うれしかったという手紙を私たちはいただいているわけですね。

ですから、そこが大きな見解の相違でございます。それからもう一つ、藤乗議員がおっしゃったように、一宮町はイベントが多いと言いましたけれども、多いということは、私、逆に聞いているんですけども、一宮町にはたくさんの方が首都圏から移住されております。そういう方に、お会いする方から言われることは、一宮町はイベントがたくさんあって楽しい町だと評価をいただいております。ですから、これについてはまた見解の相違かと思いま

す。

そして、もう一つはイベントというのは長期スパンで考えていただきたいと。長期スパンで。というのは先ほど、藤乗議員が大変苦勞して集められた九十九里トライアスロン大会のアンケート聞き取り調査というのを、私、手元にいただいております。きょうの朝、急にいただいたものですから、全体に目を通しておりませんが、そこにも書いてありますよね。まだ実施回数が少なく、定着していないので評価するのは早いのではないかと。これが大体一般の町民の皆さん方の意見ではないでしょうか。逆に言えばせつかくの催し物をみんなが協力して、もっと大きく育てていく、もっと大きな経済効果が上げられるようにしていったらどうかというのが、大方の町民の意見ではないかと私は考えております。

それから、次に町の職員の労働環境でございますけれども、私は皆さん方ご承知のとおり、私は県庁職員で退職いたしました。私は若いときは労働組合員でございまして青年部長も務めました。その中で、例えば皆さん方ご承知のとおり、具体的な改善案を申しますと、私たち県庁職場でも昔は職員が、土日出勤して、いわゆる当番をするとか、夜勤というのがあったんですけども、私の青年部長時代に、私は提案をして県と交渉をして廃止をいたしました。ですから私が町長になって初めて職員に提案したのは、職員から提案はなかったんですよ。私が提案したんです。現在の当番は廃止したらどうですか。皆さんに大変負担がかかっていると。これは、そのための専門の会社があるんだから、茂原市でできるんだから一宮町でもできますよということで、現在町村で廃止しているのは一宮町だけですよ。

私はこういう形で労働環境については、ほかの町村長よりも一生懸命考えております。そして、さっき言ったように、職員の厚生組合がございましてけれども、これについてはもちろんご意見、ご要望があれば、積極的に改善策については考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、(2)の回答をさせていただきます。

職員の振りかえの取得状況でございますが、取得率は約84%でそのうち、イベント後1カ月以内の取得率は約73%、未取得率は約16%となっております。

年休の消化状況でございますが、平成27年4月から12月までで職員が取得した年休の平均日数は5.8日となっております。

週休日の振りかえは、一宮町職員の勤務時間、休暇に関する規則で、勤務を命ずる日の4週間前から8週間後までとなっております。この期間内にほとんどの職員が振りかえを取得

しておりますが、課によっては行事が立て込み、取得できない状況となっているのが実情です。平日への週休日の振りかえですが、職員の健康管理及び休日数の確保の観点から、その週休日が属する週に振りかえることが優先だと考えております。

なお、週休日の振りかえを行う場合、割り増し支給分を考慮し、時間に換算した上で、1日または4時間の振りかえとしております。

また、職員の年休につきましては、職員が年休をとりやすくするためにゴールデンウィークやシルバーウィークなどの連休に各課で調整し、年休を利用して大型連休を取得しやすい環境を整えております。特に、今年度は千葉市の幸せシフトに倣い、仕事納めの式を前倒しして行い、年末年始の大型連休の取得を可能といたしました。これにより、3割の職員が年休を利用し、大型連休を活用しております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

今の答弁をいただきまして、二、三お聞きしたいと思います。

まず、町長にお渡しいたしましたそのアンケート結果なんですけれども、とりあえずそこには25件だけ書いてございます。プラスの意見も不公平なく載せるようにしておりますので、そこに町長に読んでいただきましたように、まだ結果を見るのは早いんじゃないかというのは25分の1、1件だけでございます。ただ、このトライアスロンに関しまして職員を派遣している、先ほどの手当に換算しますと25%アップになりますので、150万円近くという金額の人件費が支出されていると、同等であるというふうに考えられます。こういう状況ですと言いますと、その方も、えっ、ということでもとてびっくりされておりました。そんなにやっているのにそういう状況なんですかということで、かえってがっかりされたというような状況がございます。

こうしたイベントに関しては、先ほど町長も地方創生ということでプランがございますということでしたが、地方創生プランを推進するに当たって、基本的な重要な考え方を担当省のほうから、PDCAというのがありますということの説明を受けました。プラン、ドゥー、チェック、アクトですよね。計画をきちんとつくる。ここでは、誰に対して、何を発信するのかという計画をきちんとつくるということです。ドゥーはそれに対して有効な政策をとる。結果どうであったかということを確認するのがチェックです。それに対する対策をとるのがAのアクトですね。ところが、結果がどうであったかということが全然チェックされており

ません。ただ、繰り返しやっているだけです。何に対して発信しているのかということも、先ほどから申し上げているようにわかりません。

この地方創生プランに基づいて、これから進めるということですが、今まで全くそういう取り組みが、方法ができないところを、これからするというのが非常に心配なところであります、私は。前の説明会するときにもその点については申し上げたつもりでございます。

それと、峰島課長のほうからも回答がございましたが、条例と規則に基づいて考えますと、休日の手当は125%ということになります。これを例えば代休をとりなさいということにするという考え方に振りますと、例えば8時間仕事をしたならば10時間お休みしなさいということになると思います。

先ほどの課長のご回答の中にも、それには配慮するようにはしているということですが、現実にはそうなってはおりません。そういうふうにとっていらっしゃる方は余り、私も職員の方に何人か聞き取りをいたしました。なかなかそういう状況ではないということです。また、代休をとってさらに年休をとるというのは、なかなかこれも難しい状況になるので、年休の取得状況もはかばかしくないということになりますね。担当課によっては、代休もなかなかままならないという場面もございます。そうしたところも考慮していただいて、今後、例えば手当、代休ということがございますが、手当をきちんと支給すると。職員を休日出勤させるのであれば手当をきちんと支給することについて、十分前向きに取り組んでいただかなければ、私が夜間の当直をやめさせたと、私が初めてなんですと、それで終わりでは職員の職場環境がそこでストップした状態になってしまいます。こういうところを直していただかないと、考えていただかないといけませんね。

また、もし、それでコストがかかるという考え方であれば、そうしたイベントには職員でなく、市として外注をするという考え方もあると思います。場合によっては、一部ご意見もいただきましたが、代休なのか手当なのかということを選択できるということもあるのではないかなというふうに思います。

また、職員一般の中には、勤務条件、給与、これについて交渉する組合活動というのができないという認識が多くあるようですので、この機会に、組合でなくても任意のグループでもそうした交渉は可能で、しかも条例の中で勤務時間でも交渉することが可能であるというふうに随分前に定められておりますね。平成7年ですか、ちょっと年代はわかりませんが、そういう条例がございまして。そのところを、職員の皆さんにもきちんと認識していただいて、町長としても、そうしたことに取り組んでいくということをはっきりしていただかな

いといけないと思うんですが、その辺のところについて町長、お答えをお願いします。

○議長（島崎保幸君） 町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 今、おっしゃった藤乗議員から言われました具体的な提案については検討させていただきたいと思います。

そして、先ほど、再三再四、何を対象にしてこういう事業を行っているかわからないというお話がありましたので、1点だけお話しさせていただきますと、今、一宮町は人口がほかの町と比べてふえているのは、首都圏からの移住者でございます。移住者は、基本的に30代、20代後半の若い方です。この方々は、基本的に豊かな自然環境の中で子供を育てたいと思っている方が大半でございます。ですから、豊かな自然環境をPRする事業というのは一宮町にとっては大変有効な事業だと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 質問者、答弁者、簡潔にお願いいたします。堂々めぐりのような感がありますので、気をつけていただきたいと思います。

藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 町長には、そうしたところに積極的に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、1番に挙げてあります一宮保育所用地の選定の基準、これらについてお伺いいたします。

保育所の将来の姿を形づくる用地、事業者等の選考、これは町民にとって重要な内容でございます。これらが明朗に、公正に行われていることを町民の皆様にも知っていただく必要がございます。

そこで、以下についてお伺いいたします。

昨年6月6日の議会議員説明会におきまして、一宮保育所用地の説明がありました。梨農家からの嘆願書により、当初の候補地が不適であるというふうにされましたが、1つ目、この嘆願書には具体的に梨農家が何件あって、梨園は何カ所で、それらと旧予定地、候補地との位置関係、距離、通園の際のルートとの関係などの情報は明示されておりました。これについて具体的な説明をいただきたいと思います。

これは、あくまで個々の農家さんを特定するというためではございません。

2つ目としまして、これらの挙げていただいた梨園、現在の予定地との位置関係、距離についても説明いただきたいと思います。

なぜ、このような点について何うかということをお申しすと、昨年4月の時点で保育所用地とされていた場所を選定するために、幾つもの基準を設けて役場内の検討委員により1年半近くもかけて検討されてきました。そこに得点をつけた上で、順位づけされたわけですね。それで、ここがふさわしいであろうということで発表されたのが昨年の4月7日です。片や現在計画の場所は、それからわずか1カ月余りで決定されております。しかも、それまでのやり方と同様の検討過程を踏んでいない。そういう状況です。同様の基準で採点されたという経過もお聞きしておりません。選考から決定までの過程が非常に不透明なんです。言ってみれば裏口入学みたいなものです。突然合格しました、試験も受けずに。そういうように見えるわけですが、それについて尋ねると、同様の基準で比較すると、こっちのほうがすぐれていますという回答だけいただくんですが、中身が全くわかりません。

梨農家の皆さんからの嘆願ということですが、場合によっては新用地、今の待山ですね、その用地の付近の梨農家さんも署名をされているのではないかとことを確認したいというのがこの質問の趣旨なんですけれども、これについてお伺いします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの藤乗議員のご質問にお答えいたします。

1点目の嘆願書に関する具体的な説明をとのことですが、ご理解いただきたいのは、嘆願書が提出されたことにより、当初の候補地における保育所整備を進めることができなくなったのではなく、嘆願書に記載があった事実を考慮しまして、町が判断して当初候補地とした場所を移設先の候補地から外しました。その事実とは、現在、梨園と近隣住民との間で、農薬散布をめぐるトラブルが発生しているというものでございます。

当初、候補地へ保育所を建設すれば、保育所利用者と梨農家の間でトラブルが発生する可能性が高まり、町の地場産業である梨栽培を制限するおそれがあることが、候補地から外した理由です。

このように、嘆願書や署名されました件数や、その他求められている位置関係等の情報については、町の判断に直接関係ないことや、関係した梨農家が特定される可能性があるため、これ以上の回答は控えさせていただきます。

2点目の現在の予定地と梨園の位置関係についてでございますが、当初の候補地から西側にあり高低差もあります。梨農家の農薬散布との関連は、当初の候補地と比べまして大幅に減少しています。1件隣接している梨農家がございしますが、梨農家との協議の中では、現在

既に、住宅地と隣接しており、消毒の時間帯や方法について慎重にされております。保育所に関しても、梨園側に植栽する等、整備をする移管先事業者と対策をとってまいります。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

ただいまのような、門前払いのようなお答えということになりますが、私としましては、お答えいただけないということも想定されましたので、実を言いますと、梨農家の皆さんに直接伺ってお聞きしてまいりました。

そこで、梨農家さんの事情もわかりました。確かに福祉健康課あるいは町長のほうで言われているような梨農家さんの心配というものは非常に大きいというのも直接お伺いしてわかりましたが、ただ、それ以上に大変重要な問題点が皆さんに知らされていないということがわかりました。この用地が、昨年4月7日に議会に対して説明がありましたが、この説明があった時点、その後、この時点まで、用地が決定されるまでの段階で、一度も地権者に相談がされていないという事実があるんですね。土地を譲っていただけるかどうかということがわかりもしないのに、勝手にこの場所に決めたというふうな過程だったんです。これが現実でした。直接お伺いして初めてわかりました。

決めておいてから、ここを使うんだと相談に行ったわけですね。それは当然だと思います。当然、先方の事情もありますから、これがたまたま農薬の問題でした。事前に多少の聞き取り、あるいは候補として考えているだけけれども、というような相談がなければ、勝手にこれを買いたいんだ、使うんだということが果たして通るのか。誰が考えても問題が出てくる可能性があるということがわかります。大変重要な問題なんですけれども、ある意味、とてもばかばかしい進め方というふうにも言えます。

これは、ひとえに玉川町長のほうで、とにかく保育所開設、この時期のゴールだけを決めて急げ、急げと、急がせたことが主たる原因というふうに考えられると思います。職員の皆さんにしても、仕事が詰まり過ぎて、そういう状況にさせてしまったことに大きな原因があるのではないのでしょうか。この点について、町長のお考えを伺います。

また、この保育所用地に関連して、もう1点お伺いしたいと思います。

埋蔵文化財の指定地域となっているということですが、これまで、議会に対してその重要な点が明らかに隠蔽されたまま計画が進められていたと考えられることです。4月7日に先ほどの説明があつて、6月2日に新用地、現在の待山の土地にするということで発表になり

ましたが、6月の時点で、町から県の文化財課のほうに問い合わせをしております。県のほうに確認させていただきました。これから文化財指定地域になっているところを保育所用地にするということに当たって、どうしたらいいかということ問い合わせたわけですね。そしてその後、9月17日の議会では、用地買収のための補正予算案が提出され、これは議会の承認で通りました。ですが、その前の9月15日に県の担当課のほうに事前協議という書類を提出しております。この事前協議というのは、発掘調査をするに当たってどうするかということ県の方の担当課と話し合うというための書類の提出ですね。

書類の期日は9月10日になっていたそうです。この時点で、用地の買収、この経費を出しておりますが、それについては埋蔵文化財の用地に当たっていて、しかも今後発掘調査の可能性が大きいということは全く伏せられていました。12月11日に定例議会がございました。12月の中旬に、定例議会の重なる時期だと思っておりますが、1週間ほどの確認調査というのをしております。これは、その事前協議を受けて、実際の埋蔵文化財の指定地域、ここでは、町が買収した八千数百平米という用地の中の、実際にはどの部分が埋蔵文化財の発掘調査をしなければならない場所かということを確認するための調査なので、全面的に掘って調べるのではなくて、ところどころ掘って、その面積を確認する作業だそうです。

それによって、約4,400平米のエリアが発掘調査の必要があるということがわかったそうです。そして、このための経費、約250万かかっているというお話ですが、これについても12月議会では造成費用の補正予算だけ出されただけで、全く説明もございませんでした。明けてことしの1月8日の臨時議会に初めて埋蔵文化財の用地に重なっているという説明がありました。その中で質問もあったと思っております。発掘調査が必要ではないかと。幾らぐらいかかるんだというような質問もあったと思っておりますが、それまで議会に対しては全く伏せられて、初めてそこで、この事実がわかったわけですね。

今回、新年度予算に1,109万円という発掘調査のための予算が計上されておりますが、これは、1,100万円でおさまるかどうかはわからないわけですね。説明の中でもそういうことはございました。4,400平米の中のどれだけが発掘しなければいけないかというのは、保育所の建物がどこの位置にどうなるかということが確定しなければ、予算がわからないわけですね。これは、保育所用地全部を発掘調査しなくてもいいということなので、建物に重なる部分、今後、建物をつくってしまったら調査ができなくなってしまうという部分だけを発掘調査していくということになるからだと思います。これをまだ設計もはっきりしないうちに、慌てて出して、今後また、さらに追加で出している。



さらに調査した結果を冊子の報告書につくらなければいけない。これは100万から場合によっては数百万かかる可能性もあるわけですね、内容によっては。そうしたこともございますが、こうした経過について町長にご説明をいただきたいと思います。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めますが、その前に傍聴者の方に申し上げます。

私語を慎み、静粛に願いますということを冒頭に申し上げましたが、再度された場合には退場願いますので、よろしく願いいたします。

答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 1点目の関係でございますが、梨農家さんのほうへ議員さんがお伺いしたとのことでございますが、4月7日議員説明会の時点で候補地を絞り込んだ、そしてこれから地権者と交渉させていただきたいというお話でございました。あくまでも場所の決定をしました、地権者と交渉をまずさせていただきたいというお話で私どもはお話をさせていただきましたので、その前に地権者の方に、具体的に町が果たしてそれを、この場所でやっていきたいというような話はできるのかなど。私はできないと思います。あくまでも梨農家のトラブルにつきましても、私のほうも地元の農家組合等で、梨農家の方からいろいろお話を伺っておりますけれども、農薬散布につきましても、過去に当たりまして、3回ほど、ちょっとあったというお話を伺っておりますが、それが近年、立て続けにあったということで、梨農家についてもかなり過敏になられているというお話でございました。

梨農家と住民のトラブルについては、今回の保育所移転がきっかけで表面化した問題でございます。現在の予定地においても、問題が起こるようなご指摘があれば、一つずつ解決していきたいと思います。

2点目の埋蔵文化財発掘調査についてでございますが、こちらのそもそもの経緯でございますが、町では、6月に待山地区が一宮保育所の建設予定候補地になった時点で、教育課を通じまして、包蔵地であることを確認いたしました。6月下旬には、教育委員会を通じまして、県の教育委員会へ調査対応について問い合わせをいたしました。9月中旬、教育委員会を經由いたしまして協議依頼文書を県教育委員会へ進達し、10月上旬に県による現場視察結果を経まして、確認調査が必要であるとして12月14日から22日まで確認調査を実施しております。

その後、平成28年1月上旬、確認調査の結果、概要について印旛郡文化財センターより、古墳時代と思われる住居跡が発見され、本調査を実施する必要があるとの連絡を受けました。

また、発掘調査と町の造成工事との同時進行については、難しいのではないかとの話がありましたので、1月8日の議会全体会議で経過を説明させていただきました。その後、1月下旬、県より調査経費、工期について連絡があり、県と協議、調整の結果、発掘調査及び造成工事の同時進行は問題ないとのことで施設整備の工期がおくれることはなくなりました。

また、発掘調査についてなんですが、教育委員会のほうで平成22年度から27年度にかけて、包蔵地の問い合わせのあった件数ということで、毎年30件から40件くらい問い合わせの件数はございます。その中で、確認調査そして本調査まで至った件数は、22年度、27年度、6年間で約240件ほどありますが、その中で本調査が2件、そして確認調査が1件ということでございます。なおかつ、発掘調査まで至ったのは、昭和59年の振武館建設時の1件のみということでございます。

事務局といたしましても、可能性はあるかもしれないということで、一応、検討はしてあって、このような形で調査を進めていった経緯がございます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 経過説明を求めているのではなくて、これは、書類を県に提出しているので、町長も承知の上での事業の進行というふうに、当然考えられますね。担当課が勝手にやったということではないと思いますので、ですから町長の考えをお伺いしたいというふうに申し上げたんですけれども。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君に申し上げます。会議規則第54条により、同一議題について2回を超えることができませんとなっておりますが、ただいまの質問は要望ですか、再質問ですか。要望でしたら簡潔にお願いしたいと思います。

○7番（藤乗一由君） これは、再質問ではありません。再質問の中の、私の趣旨が取り違えられておりますので、町長にというふうに申し上げたので、町長にお答えいただかないと再質問の回答をいただいたことにはならないということで申し上げました。

○議長（島崎保幸君） 町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 先ほどの課長の答弁は、私の意見でございます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 質問はそこまでということですので、意見として申し上げさせていただきます。

経過説明をしていただくことは、先ほど言いましたように、趣旨ではなくて、なぜ、議会に対して情報を隠したまま事業を進めていっているのかということだったんですが、その経過説明ということは、高師課長のお話された内容でいきますと、これまで発掘調査はほとんどされていないから、恐らく発掘調査する必要がないだろう、だから議会にも伝える必要がないということだというふうに解釈されたと考えます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） よろしいですか。

以上で、藤乗一由君の一般質問を終わります。

---

◇ 袴 田 忍 君

○議長（島崎保幸君） 次に、8番、袴田 忍君の一般質問を行います。

8番、袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 8番、袴田でございます。

私も、4点ほどございますので、1点ずつ区切らせて質問をさせていただきたいのですが議長、よろしいでしょうか。

○議長（島崎保幸君） はい、どうぞ。

○8番（袴田 忍君） よろしくお願いたします。

まず、1点目でございますが、ちょうど5年前大震災があったわけでございますが、私も新人議員で、大震災、もろに一宮の宮原のほうで体験しました。質問をさせていただきました。

今回、私は、この震災に関して、やはり5年がたちますと、皆さんの意識が少しずつずれていってしまう、また希薄になってしまうということで、再度確認といいますか、もうちょっと気持ちを持っていただきたいということで質問をさせていただきたいと思います。

私は、この前の2月13日、陸前高田市市長の講演を聞いて、感想として思ったことは、災害時の行動として、逃げる・逃げる場所の確保がいかに大切であるか、そして防災の必需品の重要性を私は知りました。そこで次の項目についてお伺いします。

1点目、避難場所の整備、避難道路の確保等の検討は町でなされているのか。

2点目、町内には数カ所の災害備蓄倉庫が設置されていますが、それで十分か。また、衛生上、備品等の交換はされていますか。

この2点についてお伺いします。お願いたします。

○議長（島崎保幸君） 質問に対する答弁を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、袴田議員の1点目のご質問にお答えいたします。

2つございますが、①の避難場所、避難道路の確保についてお答えいたします。

防災タワーや築山の整備については、現在設置について検討を重ねているところでございますが、当町は町内各所に津波避難ビルとなり得る施設があることから、そういった施設と協定を結び、津波一時避難場所としてご協力をいただいているところであります。去年は、宮原区の愛光保育園が新築されたことから、新たに屋上を津波一時避難場所として協定を結び、指定したところであり、これにより津波一時避難施設は現在20カ所となっております。

しかしながら、高台や避難施設となるビルなどが近くにない場所もありますので、そういった箇所について必要性を含め、今後も検討していきたいと考えております。

次に、津波避難道路の確保についてでございますが、現在町では、津波避難道路の指定はございませんが、昨年12月、町職員による一宮町道路整備計画プロジェクトチームを結成しており、避難路も含めた整備を今後検討してまいります。

また、新年度予算で、避難所までの避難誘導看板の設置も予定しておりますが、毎年行っている防災訓練や津波ハザードマップなどで確認していただき、実際に歩いてみるなどして、日ごろから確認をしていただきたいと考えております。

次に、②の質問についてでございますが、町内の備蓄倉庫は避難所となっている一宮小学校、東浪見小学校、一宮中学校、GSSセンター、振武館の5カ所と役場4階の備蓄倉庫を合わせ計6カ所ございます。それぞれの倉庫に、食料、資機材等を分散して保管しており、地域防災計画で定めている避難所と隣接して設置していますので、今のところ十分であると考えておりますが、今後、避難所や資機材の増加により、倉庫が必要となった場合には増設する必要がございます。

備蓄品の交換につきましては、非常食は現在、約3,000食程度保存しており、賞味期限は5年となっております。非常食につきましては、賞味期限の近くなったものを町防災訓練の際に配布し、使用した分を新たに補充するという、いわゆるランニングストック方式により管理をしております。発電機などの資機材については、点検を行うことや災害医薬品についても、定期的に期限が切れたものなどを交換するなどして、適正に管理を行っているところであります。

また、町では自主防災組織に対し、防災資機材、防災倉庫の購入補助を行っております。

各種自主防災組織においても、防災備蓄品、資機材の管理計画がございますので、自主防災組織が行う防災訓練などで、訓練時に資機材の定期点検をすることや、期限が間近になった食料品、水などは訓練の際に使用し、使用した分を補充するなど、常に一定の数量が確保できるよう適性に管理していただきたいと考えております。さらには、非常時に備え、各家庭や個人でも非常食などの非常持ち出し品を準備していただくようお願いいたします。

答弁につきましては以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 簡単な再質問をさせていただきたいのですが、備蓄品に関して自主防災組織さんが町の中に数カ所ありますけれども、備蓄品を交換するということに関しては、かなり資金がないとできないということで、町のほうで資金に関して、もう少し援助していただけたらとか、こういう方法があればそういった備蓄がふえることがあるよとか、案があれば教えていただきたいなと思います。

○議長（島崎保幸君） 峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） 町では現在、備蓄倉庫、資機材の補助金はあるわけですが、備蓄品ということで多分、非常食や水のことを言われているんだと思いますが、この補助金は現在ございませんが、町では、この件については今後検討してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） ありがとうございます。やはり、備蓄品、それから私は隣の長生村の築山を見ましたけれども非常にりっぱな避難場所もあります。私も、町として、皆さんが安心して住めるまちづくりを進めるためには、防災組織もきちんと整備しないといけないということであると思ひますので、検討よろしくお願ひいたします。

それでは、2つ目に移らさせていただきます。

2点目は、データヘルス計画について町の方針を伺いたいと思ひます。

これは、国民健康保険事業の負担軽減の策として、平成27年度、先ほど町長の方針の中にもございましたけれども、データヘルス計画、これは町内で行われる健康診断のデータを分析し、その効果的な健康保険事業を展開することによって、医療費の削減、抑制を図る、そういうものがございますけれども、健康診断事業、歯科健康診査を個別保健事業として実施するとしております。そこで、下記の項目についてお伺ひいたします。

まず、データヘルス計画の特徴と課題、これ、やはり私も、はっきり言って、質問していても100%わかっていることではございませんので知りたいと思います。

それから、地域住民への周知にどう取り組むのか、この2点についてお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

大場税務住民課長。

○税務住民課長（大場雅彦君） お答えします。

急速な高齢化に伴い、高齢者に対する社会保障、中でも医療保障のあり方は極めて大きな問題であります。このような未来予測を少しでも回避するためには、被保険者の意識を変え、予防可能な疾患を予防することにより、医療費の抑制を図る必要があります。

近年、特定健康診査の実施やシステム等の電子化の進展により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して、被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んでいます。こうした中、日本再興戦略におきまして、全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として、データヘルス計画の作成、公表、事業実施、評価等の取り組みを求めるとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進するとされ、保険者はレセプト等を活用した保健事業を推進することとされました。

データヘルス計画とは、科学的なアプローチにより、事業の実効性を高めていくことが目的であり、健康、レセプト情報等のデータの分析に基づいて、保健事業をP D C Aサイクルで効果的、効率的に実施するための事業計画です。

当町においては、これまでも特定健康診査や特定保健指導を行ってきましたが、平成27年度は、新たに特定健康診査未受診の方への勧奨通知や電話での勧奨、糖尿病の重症化が懸念される対象者に対する医療機関の受診勧奨や保健指導を実施してきました。

今回の健診及び医療分析の結果、一宮町の疾病別医療費は、腎不全、糖尿病と糖尿病関連が上位を占めており、糖尿病の重症化予防が急務であること、また特定健診の受診率は44.7%であり、半数以上の方の健康状況を把握できていないことが課題として挙げられました。

今後、データヘルス計画（第1期）の期間である、平成29年度まで最優先課題として糖尿病の重症化予防対策、特定健診受診率の向上対策に取り組み、一宮町において、男性の死亡率が高い腎不全や、医療費の割合が高い人工透析の原因である糖尿病性腎症を予防することを目指します。

策定されましたデータヘルス計画につきましては、ホームページや町広報紙で公表、周知いたしますので、皆様の健康管理に役立てていただきたいと思いますっておりますが、それにはまず、特定健診を受診して、自分の健康状態を把握していただくことが一番肝心であるということが言えます。

ちなみに先ほどの受診率、44.7%ですが、国保の加入者40歳以上が健診の対象になっておりますので、2,853人が対象です。そのうち、受診者1,275人ということで44.7%。国の平均は35%です。県平均は37.3%ということで、一宮町は上位から10番目という位置ではございますが、国はこれ、60%を目指してほしいということですので、町のほうもそれに向けて努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 再質問ではございません。要望でございます。

やはり、国保の非常にかかるものに関しては予防をきちんとしなくてはいけない。その予防のためのデータヘルス計画でございますので、ぜひ町のほうも44.7%の健診率でございますけれども、50%に上げていただいて皆さんに周知していただいて、予防をきちんとしましょうという方向で進んでいただければよろしいかと思っております。

それでは3つ目、保育所整備について伺います。

先ほど、藤乗さんから保育所に関しての一般質問がございました。ちょっとダブる気もしますが、私なりの考えで聞いていきたいと思っております。

一宮こども園は、平成29年4月に待山地区に開園の予定で進んでいますが、なぜこの場所に建設されることになったのか、よくわからないと。よく私も町なかを歩いていて、袴田さん、なぜあっちに保育園が行くことになったのと聞かれますので、その経過について、町民に理解される説明が僕は必要かなと思っておりますので、やはりそういった町民への説明の仕方について町の答弁、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（島崎保幸君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 袴田議員の質問にお答えいたします。

町は、平成24年8月に役場の中に保育所用地取得準備委員会を設置いたしました。そして、候補地の洗い出し作業を進めてまいりました。平成24年11月に、委員会で一宮保育所の候補地の選定を終了して、その後、議会等からの意見をもとに、平成27年2月には数ある候補地

の中から8つの候補地に絞り込みまして、町の内部でさらに精査を進めてまいりました。その結果、公共施設が集まる高台の土地を最有力候補としまして、地権者へご意見を伺ったところでございます。そうしたところ、当該地付近に点在する梨園と地域住民の間で農薬散布に関するトラブルが数々あるというお話を耳にしました。また、農薬散布に関しての取り決めをすることとか、トラブルがあった際には町が間に入って仲裁すること等、最善の策を模索をいたしました。しかし、地元梨生産者からの強い要望があり、検討した結果、町の地場産業である梨農家の生活を圧迫する可能性があることや、あるいはトラブルが発生する原因をふやす可能性があることを考慮いたしまして、この土地は、保育所の設置には適さないと判断いたしまして断念をいたしました。

次に、この後他の候補地に関して検討したわけでございますけれども、いずれも、あるものは、川の近くにあるという地理的問題、あるいは上に高压の電線が走っているとか、そういった場合とか、あるいは莫大な造成費がかかるとか、いろいろな具体的な理由で不適だと判断いたしました。絞り込みをした土地が全て不適だということでございますので、再度、範囲を広げて検討してわけでございます。そうしたところ、今回用地とした待山の土地が浮上したわけでございます。周辺に梨園が少ないこと、そして住宅地に囲まれておらず、騒音とか粉じん問題になる可能性が低いこと、また、保育関係者からは、こういった広い場所で保育をしたいという意見もございまして、南側が開けた広い土地であることを評価いたしまして、この土地への移設を決めたというわけでございます。

町は、6月2日、そして8月3日の議員説明会を開催いたしまして、議員の皆様方に説明いたしました。そして、8月29日には住民説明会を行いまして意見を伺い、そして最終的には9月の議会で用地買収費等について提案をして承認をいただきました。住民説明会では、地域の交通安全対策とか、あるいは防音・排水関係の要望などもいただきました。そしてその要望に応えるべく、関係機関に働きかけを行いまして、現在順調に進んでおります。

また、参考までに、この土地で認定こども園を設置し、運営することが決まりました社会福祉法人どろんこ会でございますけれども、どろんこ会の安永理事長も、この土地を大変気に入られておまして、この土地、この場所だから私は応募しましたと。子供たちが泥んこになってのびのびと遊び、自然の中で人間力を養うには、これ以上の場所はありませんとお話をされております。

魅力あふれる環境と、それを最大限引き出せる事業者が決まりましたので、今後も皆様方のご理解をいただきまして、認定こども園設置へ向けて邁進したいと思っておりますのでよろしく



ご協力をお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 再質問ではございませんが、要望でございます。私、やはり、住民説明会も開かれました。議員のほうにも説明がありました。でもやはり、地域住民の方が知らない、わからない、理解しにくいという部分は、まだまだ周知ができていないのではないかと私は思いますので、やっぱり何らかの方法を使って地域住民の方に、もっと知っていただく努力をしないといけないんじゃないかと思います。

私は、土地が求められて建物ができあがった。今度はその事業内容が、住民の方は気になると思います。こういったものも住民説明会を開く、そして住民説明会を開いた後に参加されなかった方に、こういうものがあつたよ、こういう方向で保育園が運営されるんだというものをきちんと周知していただきたいなと思います。疑問を持たれるということは、町長以下、町の方針がきちんと伝達できていないということだと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 続けてどうぞ。

○8番（袴田 忍君） 次に、4点目、いきます。12時になってしまいますが、ごめんなさい。

4番目、公職選挙法に関することについてお伺いしたいと思います。

ことしの5月15日に町長選挙がございます。既に立候補をしている、名前を出してまことに申しわけございません。馬淵昌也氏の後援会のブログに一町民の方による、「私がまぶち昌也氏を選ぶ理由」という文言が掲載されています。

その内容が、現町長に対する批判と、馬淵氏を高く評価し、期待するものですが、これは事前運動を禁止している公職選挙法第129条に該当するのではないのでしょうかという声も上がっています。町の選挙管理委員会の見解をお伺いいたします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

峰島選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（峰島 清君） それでは、一宮町選挙管理委員会書記長の立場というところでお答えをさせていただきます。

ご質問のありました馬淵昌也氏のブログに掲載されている文章について、町選挙管理委員会でも内容を確認し、県の選挙管理委員会の見解も伺ったところでございます。

公職選挙法第129条の事前運動の禁止に該当するかどうかについてでございますが、公職選挙法第129条は、選挙運動の期間が定められており、選挙運動は、公職の候補者の届け出

があった日から、当該選挙の期日の前日まででなければ、することができないとされております。

判例、実例によれば、選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得または得させるための直接または間接に必要なかつ有効な行為とされているところであります。

内容を確認いたしますと、掲載されている文章の一部が事前運動に当たるおそれのある表現が見受けられますが、違反かどうかの判断は、取り締まり機関である警察が決めることでありますので、町選挙管理委員会といたしましても、公職選挙法の条文等を案内して、注意していただくよう説明したいと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問。

袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 再質問ではございません。私、実は、文章、文言を読んで、この5月に選挙戦があるということで、候補者の支援者という方はどうしても自分の推薦する人を上げたいという部分もありますので、非常にその辺が強くなってしまふ。そういう中での一つの文章ではあるかなと思いますけれども、やはり、そういった支援者の方にも公職選挙法の違反というものはこういうものがあるんだということを僕は周知しなくてはいけない。これは、本当であれば自分たちが勉強することでしょうけれども、その分が欠けているのであれば、やはり首長選挙である以上、我々の議員の選挙でもそうでございますけれども、やはり意識づけをきちんと持っていただくような、選挙管理委員会の文書等も、流してもいいのではないかなという気はしております。

それから私が一つ思うことは、このことに関して昨日、文書が出回りました、当事者の方から出された紙面もありました。私はそれだからどうだ、こうだというわけではございませんけれども、本来であれば、この質問が出て、初めてそういう文書が出るのかなという気がしたんですけれども、文書が前から出ていたというのも非常に僕は、何でこういうものになってしまうんだろうなという気もします。やはり選挙というものは、公平性を保つのであれば、きちんと決まりのあるものを、節度を守ってやっていただきたい。それが、私が考える選挙だと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 以上で、袴田 忍君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 零時01分

---

再開 午後 1時02分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

◇ 小 林 正 満 君

○議長（島崎保幸君） 2番、小林正満君の一般質問を行います。

2番、小林正満君。

○2番（小林正満君） 2番、小林です。

私のほうは2問質問ありますので、1問ずつやらせていただきたいと思います。それよろしいですか。

○議長（島崎保幸君） はい、どうぞ。

○2番（小林正満君） まず1つ、一宮保育所整備について。

一宮保育所整備計画は、新用地での計画を進めていますが、これまで幾つもの問題を抱えながら玉川町長の早くつくれ、安くつくれという号令のもとに、平成29年4月に必ず開園をすることを目指しているようであります。ここまでの問題や経過を見直すと、玉川町長は本当の意味で子育ての環境に安心して安全な保育所づくりを進める考えであるのかが疑問である。

例えば、1、隣接する梨園の農薬散布に関するトラブルを避けるために補償費605万円を支払って転作を依頼するということだが、周辺の他の農家もあり、早く進めたいために急ぎ過ぎで全体の配慮が足りない。

2、社協による運営をやめ、民間業者へ委託を決定したのも、社協による運営よりも安く早くできるからである。

3つ、新しい保育所用地決定には、これまでの用地の評価の仕組みに従わず、早く進めるために以前の評価方法や基準を無視した形で決定した。

4つ、幸福義会ただ1者だけ、選考会までに現地調査を行っていなかった。急ぎ過ぎのために最終的に選考対象から除外されたこの事業者が、選考会では最高得点となり事業者に選定される見込みであった。

5つ、埋蔵文化財指定地であり、調査コストも時間もかかる可能性があるにもかかわらず、

無理やり計画を進めた。藤乗議員の指摘があったとおりである。

町長は、安心・安全を第一に、信頼のおける保育所づくりに努める考えはないかを伺う。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの小林議員の質問にお答えいたします。

東日本大震災の津波を受けて、一日も早く保育所を移設してもらいたいという住民、保護者の要望に応えるべく、町は一宮町保育所整備基本計画を策定し、これまで進めてまいりました。

1点目の梨園への補償費についてですが、当初GSSセンター付近の候補地は民家もなく、候補地に隣接した梨畑の補償費での対応を検討しておりました。待山地区においても隣接する梨畑が1カ所あり、そういうことも検討しておりましたが、該当梨園は以前から住宅地へ隣接しており、農薬散布に関して既に早朝または夜間に散布するなど、近隣住民に配慮した対応をしていること、並びに梨園側のこども園用地内に植樹をすることで、農薬散布が園児に影響を与える可能性は大幅に低くなると考えております。現在は当初の補償費を支払って転作依頼することは考えておりません。

2点目の社協による運営についてでございますが、町が社会福祉協議会へ運営調査を依頼し協議を進めた結果、保育、運営のノウハウが備わっておらず、体制を整えるために膨大な資金と時間が必要であり、保育の質の維持が困難と判断した回答がありましたので、社会福祉協議会を選定いたしませんでした。

3点目の用地選定の経緯につきましては、さきに袴田議員の一般質問の中で回答させていただいたとおり、他候補地は用地として不適でございました。このため、平成26年4月7日の議員説明会で最有力候補地の用地交渉が不調に終わった場合には、一度候補を白紙に戻すと説明いたしましたとおり、もう一度候補地を洗い出し待山地区を選定し、6月2日及び8月3日の議員説明会を経て、8月29日に住民説明会を行い意見を伺い、9月議会にて用地買収費と測量費等について承認をいただいております。保育に適した用地を選定できたと考えております。

4点目、幸福義会について、選考会前に現地調査をしていなかったのではないかと指摘でございますが、同法人が運営する保育所を事務局は訪問し調査を行っております。

5点目の埋蔵文化財発掘調査については、文化財保護法に基づき調査が必要であり、現在

県文化財課と協議を行い、保育所整備基本計画の進行は妨げられない日程で調査を行うことができる旨の回答を得ております。また、一宮地区に他に候補地もないことから、調査費の支出は必要であると考えます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

小林正満君。

○2番（小林正満君） 2番、小林です。

4番について、再度お聞きしたいと思います。

私、ことしの1月25日月曜日に沖縄の宜野湾市幸福義会が運営するピノキオ幼稚園を見学してきました。ちょうど1月24日は宜野湾市の市長選、沖縄が非常に寒く雪が降ったその次の日なんです、大きな公園がありまして、一番高いところに展望施設というか、というのがございまして基地が一望できる、その場所のふもとのピノキオ幼稚園。園庭は非常に狭く、この議会の6分の1程度の非常に狭い、そういった場所でありました。駐車場は砂利の駐車場になっていましたけれども、そういった2階か3階かちょっとわからないような、中腹でありましたので、その辺ちょっと私は、その時期にピノキオ保育所を見学してきましたけれども、担当課の説明では、この事業者の提出書類の中の経理について、行政からの指導があったことが記載されていたため再調査となった、現地に行き確認調査をしたということでありました。

この調査は1月8日の臨時議会のときでした。臨時議会では幸福義会が最高得点だったと示されていましたが、これが事業者として選定されているような説明でした。この事業者を経営や経理の問題が大きいとして選考対象外としました。提出書類を確認いたしましたが、わずかな記載が見落とされたり、意図的に削除されていたりした場合には、結果が全く違ったと考えられます。これは幸福義会が決定した可能性が高かったのではないかと思います。余りにも急ぎ過ぎのために資料収集の準備が足りなかった、本気で安心・安全なよい保育所をつくろうという考えがあるのか疑わしいと考えます。

次に、5番目についてお聞きしたいと思います。

先ほど、藤乗議員の質問もありましたが、埋蔵文化財、指定地域であり調査費が必要になってくることを、議会にも町民にも全く知らせないことで、早く保育所をつくれというのは町長の指示によるものかもしれませんが、議会を無視して進めた、この問題を我々議員にも町民にもどのように説明するのかをお聞きしたい。

同時に、この問題について、町長は自分の責任をどのように考えるのかをお伺いしたい。  
町長よろしくをお願いします。

○議長（島崎保幸君） 再質問に対する答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 私のほうからまず1点目の幸福義会の選定プロセスということでご説明をさせていただきます。

まず、法人決定のプロセスでございますが、一宮町公立保育所の民営化法人選考委員会設置条例に基づきまして設置されました委員会が、会議の結果、報告を町へ行います。これを考慮した上で町が移管先法人を決定するものです。このプロセスに沿いまして、12月25日に一般公開した選考会を終え、委員会を終えて委員会からその結果が町へ報告されました。この時点で選考会にて最高得点を得た法人に対し、移管を前提としプレゼンテーションがありました内容の確認を含めた決定前の最終調査を行った結果、ご指摘のような事実が判明したため、この法人を移管先法人としないという決定を下しました。そして、2位・3位法人に対しても事務局が調査を行い、委員会はこの決定に同意いたしました上で選考会に評価法人の繰り上げが妥当としてどろんこ会を選定いたしました。この報告に基づき、調査結果を踏まえて、町は1月25日に一宮町保育所の移管先法人に社会福祉法人どろんこ会を選んだものでございます。

なお、事務局では、選考会前に各法人が運営する保育園の現地調査を行っており、最高得点を得た法人が運営する保育園も視察しておりますが、選考前の時点で全ての応募法人に対し掘り下げた調査を行うことは大変不合理であり、到底町民の理解を得られるものではないと考えております。

○議長（島崎保幸君） 答弁の途中ですが、傍聴者に対しまして、私語は慎むよう先ほど注意いたしました。それに従いまして中村さん、退場願います。

○福祉健康課長（高師一雄君） 2点目の調査経費についてでございますが、これは先ほど藤乗議員にもご説明いたしましたとおり、町のほうで文化財の調査を発掘した照会件数に対して、いわゆる実際に本調査、確認調査をやったものは20年間の照会の中では3件ほどということで、これは1%に満たない内容でございます。この1%に満たないものについて、町のほうでは可能性がかなり低いものについてまでは、あえてこの段階ではうちのほうではまだ議員の方々に説明するべきではないというふうな判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 小林正満君。

○2番（小林正満君） 再度伺います。

埋蔵文化財の調査費は、必要ということ……

○議長（島崎保幸君） 小林さん、再質問は2問で。要望であれば結構です。

○2番（小林正満君） じゃ、要望をお願いします。

町長に伺いたいということは町長でお願いしたいと思います。

○議長（島崎保幸君） 町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 私何回も申し上げましたけれども、課長の答弁は私の答弁でございます。そういうことをご含みください。

○議長（島崎保幸君） よろしいですか。

○2番（小林正満君） 2問目に移らせていただきます。

ドクターヘリの離発着について。

ドクターヘリは緊急搬送で生命を守るヘリコプターです。最短時間で患者を病院まで運びます。町ではその発着場所をあらかじめ指定してあります。町営野球場、東浪見小学校グラウンド、一宮小学校グラウンド、一宮中学校グラウンド、4カ所ありますが、しかし町営野球場については町では平成25年8月より平成27年7月まで何らかの理由で使用を停止していました。その間に一宮町東浪見地先で大事故が発生し、ドクターヘリが2機必要となり、2機とも町営野球場は使用できずに事故現場から遠い隣の長生村八積の旧長生高等技術訓練校に着陸をしました。

1分1秒を争う緊急時になぜ町営野球場を使用不可としたのか、また大事故が起きた後に再び使用できるようにしたのか。東日本大震災から節目となる5年がたとうとしている現在、防災を改めて考えなければならないときです。これまでの経緯と離発着を中止としたときの、また再開したときの町長のお考えとお気持ちをお聞きしたい。

以上。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 小林議員の質問にお答えいたします。

町営野球場が使用できずにおりましたのは、平成25年8月から約2年間でございますが、その1年ほど前から離発着による砂じんの影響で、住民から野球場を管理しております教育課に苦情がございまして、消防署といたしましてもできるだけ砂じんが出ないように配慮して

おりましたが、平成25年8月2日に野球場へ着陸した際、内外野の境に停めたために砂が飛散いたしまして再び苦情がございました。その後消防本部と町の職員で地元に向い、離発着の承諾を要請したものの納得はいただけず、使用を見合わせる事となりました。そして、平成27年5月14日の事故の際に、事故現場近くのヘリポートにとめられず、八積に着陸したということでございます。

事故後の平成27年6月15日に、南消防署の署長から町営野球場での離発着の使用について私は相談を受けました。そしてここで初めて私はこの事実を知りました。これを調べたところ、これまでの経緯について関係課との連携がとれておらず、上まで上がってこなかったという事実が判明いたしました。

まさに人命にかかわることでございますので、早急に野球場を使用できるよう、地元区長さんに相談をいたしまして、住民に理解していただけるようお願いしたところ、地元の理解を得られまして7月から使用できる事となりました。このようなことが二度と起きないように、各課の連絡を密にいたしまして、そういう重大な事案につきましては一刻も早く上に上げるように指示をしたところでございます。

なお、現在南消防署の移設場所について検討しているところでございますが、このように人命にかかわる緊急救助活動場所を確保できるように、消防署の周辺にはヘリポートを併設できるよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

小林正満君。

○2番（小林正満君） 2番、小林です。

再質問ではありませんが、お答えの内容では中止そして再開に至る経緯を知らなかったということのようでしたが、緊急時の人命にかかわることであり、いつ何どき、私たち自身にも降りかかってくることでもあります。今後、こうしたことがないようにしていただきたい。町からの説明、お願いではうまくいかなかったが、区長を通じてのお願いによって離発着場の使用が可能になったということは、町と住民とのコミュニケーションがうまくいっていませんでしたということですので。

今後、各地域の防災を考えているときには、住民と町との連携やコミュニケーションを丁寧にしていかなくてはならないと思います。我々町民一人一人、命にかかわることありますから、形式だけでなく真剣に考えて取り組んでいていただきたい、私からの意見といた



しまして終わりとします。

以上。

○議長（島崎保幸君） 以上で小林正満君の一般質問を終わります。

---

◇ 渡 邊 美 枝 子 君

○議長（島崎保幸君） 次に、3番、渡邊美枝子君の一般質問を行います。

3番、渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊でございます。一問一答でお願いします。

○議長（島崎保幸君） はい、どうぞ。

○3番（渡邊美枝子君） まず、小・中学校の普通教室にエアコンの設置を求めます。

昨年の6月議会でも同じような質問をいたしましたけれども、そのときの回答では、教育環境の整備について優先順位を考え、町として検討していきたいとのことでした。去年は5月から暑い日があったんですけれども、9月には涼しくなり新学期にはしのぎやすかったかと思えます。でもこれが毎年続くとは限りません。また、教室などの温度は人間の生理的な負担を考えると夏は30度以下、冬は10度以上であることが望ましいとされています。これは文科省の学校環境衛生基準というの、皆さんのほうがご存じだと思います。それによります。

それで、長生郡市では去年の長生村に続き白子町でもことし設置することになりました。白子町では4校で825万3,000円で、町内業者によるリースでの設置ということです。去年の回答にあった優先順位というのがことしどうなっているのか、その順位についてお伺いします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町田教育長。

○教育長（町田義昭君） 小・中学校の普通教室へのエアコン設置の優先順位についてお答えをいたします。

基本的には大きく変わってはいませんが、昨年6月に答弁させていただきましたが、教育委員会としましても、小・中学校の普通教室へのエアコン設置は学習環境の改善、熱中症対策など大変有効であるということは、その必要性は十分認識をしておるところでございます。その中で、教育委員会での学校教育の環境整備の優先順位につきまして、再度答弁させていただきます。

現在、具体的な整備事項としまして、一宮小学校のグラウンドの整備、それから大変老朽

化しております一宮中学校、これはグラウンドに一番近い南側校舎ですけれども、その校舎改修、そして学校給食施設の整備などが挙げられております。これらにつきましては、限られた町の財源から教育予算をいただいて順次整備に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

普通教室へのエアコン設置につきましても、同じように状況を見極め、適正に計画し、整備について町とも相談の上検討してまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 再質問させていただきます。

中学校の校舎の改修が、これが2番目に来ていますけれども、これが実施されますと一緒にエアコンをつけるというのが今まで一般的かと思われませんが、それで暑いか暑くないかを客観的に知るために、小・中学校での普通教室の温度を6月から9月の間測定していただきたいのですが、いかがなものでしょうか。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊幸男君） それでは、渡邊議員の再質問にお答えいたします。

昨年度から、小・中学校の全クラス分の携帯型の首からぶら下げる熱中症計というのを去年から導入させていただきました。そういうものがございますので、ぜひ普通教室の温度とかあと湿度につきまして、測定のデータづくりを始めたいと思います。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 要望いたします。

ぜひ、温度、湿度について測定していただけますようお願いいたします。結果について、9月ではまだやっている最中ですので、12月議会でまた質問させていただきますので、その旨よろしくようお願いいたします。

次ですが、町の交通機関、特に高齢者の方から要望があったんですけれども、町の交通手段について、予約なしで利用できるバスを走らせてほしいというものでした。にこにこタクシーは、1日前に予約しなければ利用できません。また、町境のちょっと先に行きたいところがあっても行ってもらえないのが残念という、そういう意見もありました。もちろんにこ

にこタクシーは、これから高齢化を迎えるに至っては、ますます必要不可欠なものになると  
思います。しかし、自由に自分の足としてバスを利用したいという高齢の方もいらっしゃい  
ますし、町の発展のためにもなると思います。

そこで、新にこにこタクシーになって5年がたちましたので、内容など定期的に見直すこ  
とにしていったらよろしいのではないかと思います。例えば、通院に限って他の市町村まで  
利用できるというようにするなど、見直すことができないものでしょうか。白子町では、通  
院に限って300円で外出支援として町外へも行っていただけると、そういうことを聞きまし  
た。

それから、高齢者だけでなく子供たちとか観光客とか、そういう方も利用していただける  
よう、路線バスをもっと広域的に走らせていただけないものかと、そういうこともお伺い  
いたします。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 新にこにこサービスは、ご質問のとおり高齢者の皆さんにとってか  
けがえのないものとの評価をいただいております。

当初は、実は新にこにこサービスが始まる前ににこにこサービスというのがございまして、  
それは65歳以上の交通手段のない高齢者、そして障害者の町内の通院介助サービスというこ  
とで、事業が開始されておりました。その後、平成21年10月から現在のように通院に限定し  
ないで高齢者や障害者の方であればどなたでも、町内どこでも気軽に行くことができるサー  
ビスという形で見直しをしたわけでございます。

5年が経過しましたので、定期的に見直してはどうかという渡邊議員のご質問でございま  
すけれども、この5年間の間にも利用回数の改正とか、それから介助者の同乗についての見  
直しは随時行ってまいりました。たしか当初は3日前の予約だったと思いますけれども、そ  
れが今現在は1日前の予約になっていますし、当初はたしか往復で1回と数えたんですけれ  
ども、現在は片道何回という形で、行きだけ利用して帰りは利用しないというようなことも  
可能な形に直っております。ですから、そういう見直しは今までもやってまいりました。

また、先ほども話がありましたように、これは町内というふうに限定されておりますので、  
町の外へ出てということで、通院の場合、例えば茂原の病院とかというのがあるところで  
すけれども、ご意見もございまして、これは新にこにこサービスを開始する際に、一  
宮町地域公共交通活性化協議会という法律に基づく協議会を設置いたしまして、これを検討

してきたという経緯がございます。

これは一宮町内で営業しているタクシー会社あるいはバス会社の、そういった民間事業者、それから町民の代表であります公募の委員の方、それから商工会、町の関係機関、そして警察、それから国土交通省の職員を交えて協議会をつくりまして、はっきり申し上げますと民間事業者の経営を圧迫しないという大きな前提がございますので、そういう前提の中に町の事業への協力、同意をいただいて現在のように町内を無料でドアからドアへと、要するにドア・ツー・ドアで送り迎えできる仕組みができたわけでございます。

ですから、このように民間の事業者の協力をいただきまして、現在は町内のみ限定されたサービスとなっておりますので、町外までこれを拡大しようとした場合、自由に町が区域を変えることはなかなか難しいわけですね。ですから、あくまでも区域を変えるためにはこういった事業者との協議が必要となりますので、この協議の中で町外まで走らせるのはなかなか難しいのではないかと思います。

また、予約なしで利用したいという要望はよくわかるんですけども、新にこにこサービスの運転員はタクシー事業者のように常時待機しているわけではございません。すぐに手配ができないことから、予約なしのご利用はなかなか難しいという状況でございます。もちろん、現在のこの新にこにこサービスの形態がベストだとは思っておりませんので、町村によっては、こういった今現在町がやっているような無料の送り迎えのドア・ツー・ドアではなくて、例えば山武市がやっているように、タクシー会社に委託をして有料で運んでもらうという選択肢もございますけれども、これからもいろいろ時代は変わってまいりましたので、今までどおりの新にこにこサービスがいいのか、それともまた新しいほかの方法を考えていく必要があるのか、これからは皆様方の建設的なご意見をいただきながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

渡邊美枝子君、何かこそこそと言わないでください。

○3番（渡邊美枝子君） もう一つあった……。

○町長（玉川孫一郎君） すみません、落としました。

もう一つ、高齢者だけではなくて子供とか観光客も利用できるような路線バスを導入できないかというご意見でございます。これは、この記述にお答えいたします。

国は今回地方創生の加速化交付金という名前で、ことしの1月20日に大型の補正予算

1,000億円を計上いたしました。これは100%国の交付金でございます、市町村が策定いたしました地方創生戦略プランに盛り込まれた事業を2月15日までに申請しまして、国の申請を通れば3月下旬にこれが決定されて、各市町村は28年度で事業が行えるというものでございます。わかりやすく言いますと、国の審査を通れば100%国のお金で事業ができるというものでございます。

一宮町の総合戦略プランの中には都市軸の整備というのがございます。どういうことかといいますと、要はせっかく海岸に来ていただいたお客さんも、これでは町なかに来るための足がない、また駅を利用して駅をおりた方も海岸に行く足がないということでございますので、この都市軸を整備して町を活性化しようというのがこの総合戦略プランの中に盛り込まれております。

そういうことで、今回の一宮町の申請で観光客の町内循環運行実験事業というものが入っております。これは6月から10月までの予定でございます、主に駅から海岸を回って商店街へ、そういった機関、ルートを現在検討中でございます。小型車を巡回させてサーファーとか観光客とか、町内のお年寄りから子供まで、誰でも無料で乗車ができるバスというものでございまして、国の審査が通ればまた詳細は広報等でお知らせしますので、もしこれが通れば、この夏はこれをぜひ利用していただきたいと思っております。これは実証実験でございますので、その結果がよければ、これはやはり継続をしていきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

ドア・ツー・ドア、必要不可欠です。介助者が同乗できるようになったことは評価いたします。それで、これちょっと私の例なんですけれども、他の自治体で巡回バス運行の署名活動などしますと、やはり停留所などの関係でドア・ツー・ドアを希望されて署名が集まりにくかったということがありました。ですから、今後のこの制度の充実のためにもさまざまな意見を聞き、模索していきたいと私も思っております。しかし、その日の自分の都合で利用できる交通手段を希望する住民もいます。白子町では、タクシー料金の利用者への一部助成を行っていますが、将来的にはこれも必要になるかと思っております。

先ほど、町長のご意見にありましたけれども、気軽に乗車できるのはやはりバスだと思います。国の進めている地方創生ですが、これは根本的な考えについてはちょっと私も異論はあるんですけれども、バスの運行につきましてはこの町の問題ですし、住民からの要望でも

ありますので、それで地域経済の再生にもつながるかと考えられますので、まずは町内だけでも運行がなされることを要望します。いずれは直通とはいかないまでも、他の市町村の交通機関との乗りかえが可能になるようなシステムになることを願って、この質問はこれで終わらせていただきます。

次に3つ目ですが、福祉タクシーの利用のことについてなんですけれども、福祉タクシーを利用した際の運賃の一部助成の申請についてのことです。

要介護3以上の高齢者も利用できるという福祉タクシーの一部助成ですが、手続が大変煩わしいんです。要介護1以上の方が本人が申請に行くとなりますと、そのためにリフトつきタクシーを利用しなければ行くことができません。ここでまず3,000円の補助金を使い果たしてしまうんですけれども、本人のかわりに誰かが行くとしたと、振り込みのための預金通帳をかわりの人に預けなければならないですよ、口座確認のために。これは預ける人にとっては余り気持ちのいいものではありませんし、預かる側にとっても余りちょっといいものではありません。

それでまた、利用してからのことなんですけれども、利用して領収書を提出する際にもまた出向いていかなくちゃいけないんです。それで、本人が出向いていきますと、ここでまた補助金使っちゃうこととなりますよね。これは1カ月に3,000円が限度の助成金が利用者に出るということなんですけれども、それでこれからは老老介護とか、それからサービス付き高齢者住宅に住んで、ご家族が近くにいないということも考えられますね。サービス付き高齢者住宅というのはアパートと同じなんで、自分でこれは手続しないといけない仕組みなんです。

そこで質問させていただきたいんですが、これ償還払いだから煩わしいですよ。2回役所の窓口足を運ばなくちゃいけなくなります。まず申請手続に行くときと、それから使い終わったというか、利用して1カ月たって領収書を提出に行くんです。その間自分でこの利用料金全額支払わなくちゃいけないわけです。ですから、償還払いではなく利用券を発行するという制度にはできないものではないでしょうか。

白子町でやっているということなんです。資料が、ネットで出てきたんですけれども、利用できるのは町と協定を締結したタクシー事業者に限りますということなんですけれども、チケット制度です。それできないものか質問させていただきます。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） ただいまの渡邊議員の質問にお答えいたします。

福祉タクシーの利用方法については、ご質問のとおり利用のたびに窓口に来ていただき手続をお願いしておりましたが、今後近隣市町村の状況を調査いたしまして、利用者の利便性を考慮した制度に改正する方向で検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 渡邊美枝子君。

○3番（渡邊美枝子君） 3番、渡邊です。

要望ですが、利用者の利便性を考慮した制度に改正する方向で検討とのことですので、改正することを要望します。たとえよい制度であっても、利用の仕方が煩雑であれば使えない制度になってしまいます。家族を介護するということは想像以上に辛いことなんですね。時には心がなえてしまったりすることもあります。煩わしい手続をする気力が失せてしまったときでも気軽に安心して利用できるようにしていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 以上で渡邊美枝子君の一般質問を終わります。

---

◇ 鵜 沢 一 男 君

○議長（島崎保幸君） 次に、5番、鵜沢一男君の一般質問を行います。

5番、鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 私は2点質問させていただきます。

1点目の質問ですが、都市ガスの全町普及についてを伺います。

町の全町ガス化事業は、昭和59年ごろに実施され、民間事業者が道路にガス管の設置工事を行いました。町は町民がガス管に接続するために必要な住宅改修等の借入金に対する利子補給制度を設けるなど、町も全面的に協力して進めてきた事業であります。当時は住宅軒数が少ない道路及び住宅地以外の道路にはガス管が設置されておりません。また、新浜区などの新興住宅地にも道路にガス管が設置されていないのが現状です。

新たに家を建設して住む町民にとっては、ガス、水道などのライフラインの整備は必要不可欠な条件であると考えます。今後、町は移住、定住を促進していく中で、ガス管未普及地域の解消をどのように進めていくのかを伺います。

以上です。

○議長（島崎保幸君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小柳まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小柳一郎君） 鵜沢議員のご質問にお答えします。

一宮町の全町ガス化は、昭和59年から61年6月まで、大多喜ガス株式会社により行われ、工事終了地区から順次使用開始されました。当時各地区で説明会を開催し、ガス化する区域、道路を定め、大多喜ガスが設計し、大多喜ガスの負担額を差し引き、1軒当たり本管からの工事費プラス50万円の負担金で実施されています。

一宮町のガス管理設図を見ますと、鵜沢議員の言うように道路にガス管が入っていない箇所がところどころ見られます。道路にガス管が入っていない場合、ガス管布設を含めた工事費が発生し、その場合使用予定量で多少の違いはありますが、大多喜ガス会社が平均24万円を負担します。また、その際ほかに家が建設されそうな場合、大多喜ガス会社の負担でガス管を太くするとのこと。また軒数が何軒かまとまった場合、道路に入れるガス管布設工事費が必要なくなることもあるそうです。

特に全町ガス化の際、1軒当たり本管からの工事費プラス50万円の負担金でしたが、現在は負担金なしであります。そういった面を考えると、全町ガス化のときよりお得であり、町で水道、ガスについて未供用地や軒数が何軒かまとまる地域、そのほか1軒からでも相談に乗りますし、交渉も行います。水道は過去に何回か本管工事費を無料にしたケースもありますので、ぜひまちづくり推進課まで連絡いただきたいと思います。

ちなみに、町で移住された方に聞き取り調査をした中では、新築する人はオール電化設備にする方が多いようです。オール電化にすると基本料金がまず安いこと、そして夜11時から朝6時まで電気料金が特別安く、その期間に給湯器でお湯を沸かしておき昼間使用するというシステムで、一般家庭で1カ月当たり1万円から1万5,000円相当と聞いています。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） オール電化の普及については承知をしております。町民の日々の生活の上でガスは必要不可欠なものであります。現在プロパンガスを使用している家庭も、都市ガスに変更すれば当初の設備資金は必要ではあります。将来的に使用するガス代は安くなることは確実であります。また、新たに住宅を求める人にとっても、都市ガスがあるかなしでは住宅購入の大きな判断材料に差が出ると考えます。町は移住・定住を促進し、人口の増加に努めることが求められております。



こうしたことから1点要望いたします。

町は、ガス事業者と連携して都市ガスの普及に取り組んでいただきたいと考えております。

次の質問に移ります。

○議長（島崎保幸君） 続けてどうぞ。

○5番（鵜沢一男君） 職員の採用についてを伺います。

ここ数年、新規に職員が採用されても数年で退職する人が多いようではありますが、職員の採用について、どのような基準で何を注意して採用しているかを伺います。

また、災害時などに職員が災害対策本部に直ちに参集し、災害対応に当たるには地元からの職員採用も必要であると考えます。地元枠などの何らかの対応も必要かと考えますが、お願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 議員の質問にお答えいたします。

町の職員採用につきましては、競争試験によって行っております。職員採用試験の受験資格は、地方公務員法第19条第1項によりまして、全ての国民に対して平等の条件で公開されなければならないと定められておりますので、町といたしましても広く募集案内をしているところでございます。

試験は、平成21年度から千葉県市町村総合事務組合による市町村職員の採用合同試験へ参加いたしまして、一次試験を実施しております。この一次試験ではいわゆる教養、専門知識という学力を試験いたしまして、成績のみで合格者を決定しております。一次試験合格者は二次試験へ進みまして、そこで初めて作文や面接試験、職場の適応性の検査などを受けまして、そこでその方の人間性や仕事に対する意欲などが審査され、採用の決定をしております。私も、最終的にはこの面接の試験員の一人として参加をしております。それは地方公務員法の成績主義の原則でございまして、また公平かつ広く有能な人材を確保したいという観点から、条件を狭めないという趣旨でございます。

私は、この面接の段階で今どういう形で職員の採用をしているかといいますと、今の状況は非常に先の見通しの難しい時代でございます。そういうことで、できる限り多様なタイプの人を採りたい、要するに同じタイプの人を採るんじゃないかと、いろんなタイプの人を積極的に採りたいという観点で面接に臨んでおります。そういうことでここ数年、一宮町の職員、かなりいろんな方々が入ってきていらっしゃるんじゃないかなと思っております。

ただ、残念ながら近年新規に職員が採用されても数年で退職する人がいるようであるとのことですが、確かに中には入って3日でやめてしまう方もいらっしゃいました。ですから、町としては試験によって優秀な人材であると判断して、期待して採用しておりますので、本人の申し出により退職に至ってしまうことは本当に残念としか言いようがありません。これは一宮町役場だけではなくて、ほかの市町村役場でもやっぱり同じような傾向が出ているということ、ほかの市町村長さんからも伺っております。

災害時に直ちに参集して対応に当たるためには、地元からの職員採用は必要でございます。実際に地元卒など何らかの対応も必要だと私も考えるがとの質問でございますけれども、おっしゃるとおり町内在住の職員であればすぐに駆けつけることが可能になります。現在131名の職員がいらっしゃいますけれども、86名が町内在住でございます。約65.6%でございます。また、隣の長生村、睦沢町、いすみ市を加えますと102名ということで、77.9%の職員となります。

しかしながら、地方公務員法にもありますように、すぐれた職員を公平に広く募集するというのが法律の原則でございますので、いわゆる地元卒というものが、なかなか難しく、今後も現在のスタイルを基本としてまいります。町内居住の職員をふやせるような対策とか、あるいは地元のすぐれた人材に受験してもらえようような広報活動とか、魅力のある職場づくりを検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 職員の採用方法、採用状況については理解をいたしました。しかし町職員は町民にとって一番身近な公務員であります。法律や規則を制定する中央官庁の職員とはその職務内容も違います。

今後、地元のすぐれた人材を確保するために広報活動を検討するという回答がありました。ここで要望が1つあります。

地元から多くの方が受験をしてもらえるような具体策を今後示していただきたいと考えます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 以上で鵜沢一男君の一般質問を終わります。

会議再開後、1時間経過しましたので、ここで15分程度休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

---

再開 午後 2時07分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

◇ 鵜 沢 清 永 君

○議長（島崎保幸君） 次に、4番、鵜沢清永君の一般質問を行います。

4番、鵜沢清永君。

○4番（鵜沢清永君） 4番、鵜沢清永です。

2020年東京五輪・パラリンピックサーフィン競技会場誘致について質問いたします。

30年以上続けてきたサーフィンは、私の人生の一部と言っても過言ではありませんが、職業もサーフショップを経営し、現在は、サーフィン業組合長もやらせていただいております。昨年9月に2020年五輪・パラリンピック競技大会の追加種目候補にサーフィンが選ばれたときは、本当にうれしく思いました。サーフィンがようやくスポーツとして認められたという思いです。

今は、できることなら、何とか一宮町をオリンピック会場にしたいという気持ちでサーフィン誘致に取り組んでおります。町長のサーフィン誘致については相談も受けており、内容はほぼ把握していますが、町の今後を左右する大事なことですので、確認、そして町民の皆様にお知らせする意味で、昨年12月議会に引き続き再度伺います。

12月議会以降のサーフィン競技会場誘致のきょうまでの状況と今後の誘致について、そしてオリンピック会場になったときの一宮町の経済効果について、またオリンピック関連の28年度予算及び今後の町施策、そして町長のオリンピック誘致に取り組む決意について伺います。よろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） 議員の質問にお答えいたします。

昨年11月26日、外房地域16の市町村と日本サーフィン連盟、県内4つの支部でオリンピックサーフィン競技会場の誘致推進を千葉県に求める要望書を森田知事に提出したことは12月の議会でご報告いたしました。実はその際、申し合わせをいたしまして、千葉県内のどこか

の市町村にもし決定したら、ほかの市町村はみんなそれを応援しましょうということで16市町村の間では約束をしております。

私は、もともと一宮町にオリンピック会場を誘致するためには、地理的にもいすみ市と合同で行うことが最適と考えていたため、いすみ市長と相談の上、2つの市町で誘致を進めることにいたしました。理由といたしましては、サーフィン大会を成功させるためには、あらゆる天候に備え、サーフポイントを多く備える必要があるからです。一宮町の釣ヶ崎海岸は、国内外の選手から志田下ポイントと有名で、波の力は世界レベルと言われております。

オリンピックは限られた期間で行わなければなりません。約1週間と聞いております。通常時釣ヶ崎海岸から太東海岸に行くにつれて波は小さくなります。そのため台風のときには釣ヶ崎海岸の波が高くなり、大会の開催が危うくなっても太東海岸のほうに行けば波が小さくなり、台風の時でも大会が成立すると言われております。

1月になって大原洋人選手、一宮町出身でございますが、を介しまして、世界の一流選手によりますオリンピックのサーフィン会場は千葉県で開催を希望しますというビデオレターを鶴沢清永組合長の協力で作成いたしまして、橋本聖子オリンピック組織委員会の理事に提出いたしました。今このビデオレターは組織委員会の会長の森先生の手に残っていると聞いております。そして現在、庁舎1階でそのビデオレターを流しております。

そして2月10日には、いすみ市長、鶴沢清永組合長ほかサーフィン関係者3名とともに、橋本聖子さんの仲立ちで遠藤利明オリンピック担当大臣と面会をいたしまして、要望書を正式に手渡してまいりました。遠藤大臣は熱心にビデオレターを全てごらんいただきまして、よい波が立ちますねと笑顔で感想をいただきました。

今後の予定でございますけれども、3月16日でございますが、帰国してまいりました大原選手と一緒に、いすみ市と合同で組織委員会の森会長のところに要望に行く予定になっております。これにはいすみ市と一宮町の議会の議長さんも同行していただくことになっております。

世界で初めてのオリンピックサーフィン会場となれば、その経済効果の大きさははかり知れないと考えております。まず、これが世界で一番最初のオリンピックが行われるサーフィン会場であるということ、これは世界のサーフィンの聖地になると言っても過言ではなく、日本はもちろんのこと、世界じゅうに一宮町の名前がとどろきます。観光客は大幅に増加すると考えております。

そして、道路などのインフラ整備でございますけれども、地域全体にも大きな経済効果が

期待できると思っております。特に、現在なかなか進捗しない長生グリーンライン、あるいは県道南総一宮線、上総一ノ宮駅の東口開設は大きく前進するものと考えております。

また、オリンピックを目標とした町の施策でございますが、この1月に国が計上しました地方創生加速化交付金という大型補正予算、総額1,000億でございますけれども、その中に町は今申請をしております。国際サーフィン大会を誘致するために1,700万円を申請しております。これは100%交付金で、国の審査が通れば28年度改正できる事業でございます。国際サーフィン大会となれば10万人の観客が集まると言われております。10万人の観客にいか

に町なかを駆けめぐってもらうか、いろいろと考えております。

一宮町の地方創生戦略プランは、数多く来るサーファーに町内を巡回してもらい、町内消費を増加させることを目的としておりますので、地方創生事業でこの大会誘致事業は続けていきたいと思っております。

また、3年前から海岸整備の目的で実施しました海岸有料駐車場でございますけれども、純利益が2,200万円となりました。28年度は県の補助事業も取り入れまして、駐車場の一部を舗装いたします。また、シャワー2基を設置する予定です。今後、誰もがきれいと思える一宮海岸にしていきたいと思います。

そしてまた、オリンピック誘致のための必要経費でございますけれども、100万円を予算化いたしました。もし必要であれば6月にまた大型補正を組んで積極的に進めていきたいなと考えています。

最後に、私のオリンピック誘致に取り組む決意でございますが、1年前のちょうど今ごろ、オリンピックがこの自分たちの町に来ると考えた人は誰もいなかったと思います。私も考えたことはございません。今それが一步一步着実に道を歩んできて、ゴールがだんだん目の前に近づいてきたというのが私の印象でございます。今その夢が現実になろうとしております。日本一のサーフタウンに一宮町が大きく発展する、まさに100年に一度のチャンスでございます。誘致を実現するためには私の全力を尽くす所存でございますので、議会の皆様方にもご支援をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

4番、鵜沢清永君。

○4番（鵜沢清永君） 再質問ではございませんが、オリンピックのサーフィンは一つのきっかけであり、一宮町がオリンピック会場に選ばれば地場産業である農作物など、一宮町町

そのものがブランド化していき、その一宮町への、今、町長が言うように経済効果ははかり知れないものがあると思います。農家の方も、この間話したんですが、すごい期待しているところなんです。引き続き、オリンピック会場誘致活動と一緒に全力で取り組んでいただければと思います。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 以上で鶴沢清永君の一般質問を終わります。

---

◇ 焔 場 博 敏 君

○議長（島崎保幸君） 次に、14番、焔場博敏君の一般質問を行います。

14番、焔場博敏君。

○14番（焔場博敏君） 日本共産党の焔場です。

安倍内閣の経済政策のもとで、一般庶民は非正規、あるいは臨時雇い、こういう状態が常態化しています。医療や福祉への負担がふえて、さらに消費税が10%への増税も予定されております。当町は農業を基幹産業としているわけでありましてけれども、農業者は連続する低米価の中で町農業に展望が見出せない、こういう中にいます。就農者年齢も65歳を超えて、後継者が生まれる環境にないのが現状であります。

このような中で、限りなく関税を撤廃するTPP協定や消費税10%への増税の中、大規模農家も規模拡大やさらなる投資で営農を乗り切ろうとする意欲もなえてきているのが現状であります。農政は思い切った転換が必要で、農作物の価格保障と所得補償を組み合わせた産業として、後継者も生まれる大改革が待たなしに必要な状況になっております。

今議会では、ワーキングプアをなくす取り組みとして、公契約条例の必要性について、2つ目には高過ぎる国保税の引き下げについて、3点目としてTPP協定問題について伺ってまいります。地方自治体からできる政策課題の提起であります。しっかりとした答弁をよろしく願いいたします。

初めに、公契約条例について伺います。

聞きなれない言葉だと思いますので、少し公契約条例とは何か説明をしたいと思います。公契約条例とは、国や地方自治体が発注する公共工事や委託事業について、民間業者と結ぶ契約のことであります。目的として公務、公共サービスの品質確保と、事業者相互間とまた労働者相互間の公正競争を実現する、こういったところに狙いがあります。このことは低賃金を背景とするダンピング受注を排除し、サービスの質の確保・向上、業界の健全育成、地

域全体の雇用、賃金・労働条件の確保につながっていく、そういった効果をもたらすものであります。

公契約条例の要件としては賃金の下限設定を定めること、あるべき賃金額を定める、こういうものです。法的な最低基準は最低賃金法や労働基準法で定められておりますけれども、今回取り上げた理由は、法的な最低基準はクリアしていても、自治体が発注する公共工事や委託事業で働く労働者からの訴えであります。その方は50歳代男性、委託事業者で働く正社員であります。勤続18年、10年ほど前から賃金が全く上がっていない、基本給が20万円、諸手当を入れると月25万円、それから諸経費、これは年金とか社会保険とか雇用保険、税を引かれると手取りが20万3,856円、こういった明細を見せていただきました。これでは家庭も持てない、こういったことを言っております。発注側の公務員はそれなりに賃金も上がっているけれども、こんな状態では仕事へのモチベーションも上がらない、何とか改善できないものか、こういう訴えでありました。

法的には契約自由の原則と民法537条、第三者のためにする契約に基づき、現場で働く労働者に契約で定めた以上の金額を支払うよう双方で約束をし合うこと、ワーキングプアの改善策、そういったこととしては、この根拠に基づく公契約条例をつくる以外にないのではないかと、こう考えたわけでありました。

平成25年6月議会で、鶴岡巖議員が入札での歩切り問題を一般質問で取り上げた中で、公契約条例を求めた経緯があります。町長の答弁では、今後は鶴岡議員さんご指摘のとおり、歩切りを改めるとともに、労働者保護の観点から人件費の支払い状況など、確認できる仕組みを公契約条例の制定も含めて検討したいと考えております、今後早急に検討してまいります、こう再度答弁をされております。あれから3年がたとうとしております。労働者の置かれている賃金実態は変わりません。この間社会情勢、消費税増税や物価は上がる、このように悪くなる状況が続いております。

公共工事について言えば、国土交通省は公共工事設計労務単価、これを3年連続引き上げて各界に通知をしております。平成25年には平均15.1%の引き上げ、平成26年2月にはさらに7.1%、昨年2月にはそれからさらに4.2%引き上げ、3年間で合わせると28.5%の引き上げを行いました。被災地対応では39.4%であります。公共工事の入札上限額、これは予定価格でありますけれども、これは工事に必要な資材費や機械経費、仮設費、諸経費、労務費、これと公共工事、この労務費が公共工事設計労務単価でありますけれども、あと適正利潤、こういったものを積み上げて基準価格をつくり上げる、そして入札に及ぶわけでありました。

国土交通省はこの間、ダンピング受注の激化が賃金の低下の問題、そして社会保険の未加入の問題など、しわ寄せされている若年入職者の減少、あるいは技術労働者の逼迫、こういったことにつながり入札不調が生じているというふうにこの間の動きを分析して、平成26年5月、いわゆる担い手3法、国会で全会一致で成立させました。しかし、この法律には現場労働者の賃金を保障する項目への縛りは外れておりました。

ちなみに、町当局からいただいたことし2月現在の設計労務単価表、これでは普通作業員で日額1万8,700円、月22日出たとして計算をしますと41万1,400円です。特殊作業員で日額2万2,200円、月22日で計算すると48万8,400円、鉄筋工2万6,100円、月57万4,200円、このような給料になっているわけであります。これらの設計労務単価に各種必要な経費、適正利潤を加えて算出し入札が行われているわけですから、労賃にだけしわ寄せが起こらないように、このような仕組みをつくることは賃金に見合う腕のいい労働者も集められ、工期も短縮できる、そして仕上がりもいい、元請業者の責任で末端の労働者の賃金まで確保するため、重層下請を避ける傾向が生まれて、地元への発注が広がることなど、発注者も受注者もメリットが生まれてきます。もちろん働いている人もモチベーションがアップをして頑張ろう、このような気になってきます。

現在千葉県では、野田市、我孫子市、これが公契約条例を持っており、流山市は要綱に基づく指針のみつくっております。まずは公共工事請負業者等賃金実態調査は必要です。公共工事設計労務単価に対して、実際の労働賃金の日額換算を行い比率を出すなど、実態を調べる必要があります。広域市町村圏組合等の民間委託業者についても実態調査等を行い、労働条件、労賃改善のために公契約条例が必要であるというふうに思いますが、町長の見解を伺うものであります。

次に、高過ぎる国保税の引き下げについて伺います。

国民健康保険法第1条には、国保は社会保障及び国民保険のために、このように国保の制度の規定をしております。第4条では、国保の運営責任は国が負っている、このことを明記しております。国の財政支出のもと、基礎自治体である町は、保健・福祉とも連携しながら住民に医療を給付する仕組み、これが本来の国民健康保険であります。1984年の国保法大改悪以来、国庫負担金の割合はどんどん減らされ、保険税負担は加入世帯の支払い限度を超えるような過酷な実態のまま推移をしております。

まず伺います。

所得250万円、40歳代夫婦、子供2人のモデル家族世帯、この保険税は幾らになるんでし



ようか。また、同世帯の所得税は幾らになるのでしょうか。

なぜこんな質問をするかと言えば、国保は税として徴収をしております。課税民主主義の観点から言えば、税とは累進課税の原則があり、能力に応じた負担という大原則が守られなければなりません。ところが、現在の国保は応能割だけでなく応益割も課せられております。応益割には1世帯幾らの世帯別平等割と一人幾らの被保険者均等割、この合算額で生まれてまいります。そして、一人幾らの均等割のほうには、生まれたばかりの赤ん坊から均等割がかかってまいります。所得に関係なく大変重いものになってまいります。これは加入者の貧困化と高過ぎる国保税という、国保の構造的な問題であるとともに、全国知事会ではこの構造的な問題をそのままにして都道府県の一本化、2年後に迫っておりますけれども、これを推進する国のやり方に猛反発をしました。わずかばかりの公費投入ではこの問題は解決しない、このような観点から1兆円の国庫負担増を知事会では要求しております。

この声に押されて、安倍内閣は、平成27年度補正で低所得者対策として法定減免適用者の数に応じて1,700億円を交付し、都道府県化になる2年後にはさらに1,700億円追加投入するというふうにしております。

一宮町では今議会、国保の特別会計補正予算の中に2,193万8,000円計上されております。国は3,400億円の支出を決めましたが、定率国庫負担を引き上げよという声には応えておりません。このまま平成30年、2018年の県一本化の新制度は、高い保険税を軽減する制度改革になるのかどうか伺いたいと思います。

国保の構造的な問題として低所得者が多いわけですが、生活保護基準をぎりぎり上回る所得の世帯が国保税を支払うと生活保護基準以下に落ち込む境界層世帯は、平成27年度実績で一宮町では何世帯あるのでしょうか。所得税未申告者は税軽減の対象とならない、このように聞いておりますけれども、これは本当でしょうか。確認をいたします。未申告者を生まないための対策と、生まれる原因はどのように捉えているのか、この辺も伺いたいと思います。

最後に、2年後新制度に移行しても高い国保税実態が改善されない、このようになれば一刻の猶予もできません。あらゆる方策をとり税の引き下げを図るべきだと考えますが、この点での町長の見解を伺いたいと思います。

3点目として、12月議会でも取り上げましたが、引き続きT P P協定の問題について伺います。

前議会で前向きな答弁をいただきましたが、その後2月4日に協定調印が行われ、その2日前には約2,900ページに及ぶ協定及び付属書の仮訳が公表されました。全ての協定文書は

6,000ページを超える、このような膨大な量であり、内容をきちんと精査する時間も与えないまま今国会で予算可決後に関連法案とともに批准を求めようとしております。今のところ、3月8日に協定本体と11本からなる関連法案を閣議決定して国会に提出しようとしております。これらは明らかに国会決議でも確認した幅広い国民的議論を行う、この条項に違反をしております。

2月4日の協定調印を前にして取り組まれた世論調査、これでは共同通信社が1月30日、31日に実施をしましたT P P承認案や関連法案への対応をアンケートしたところ、今国会にこだわらず慎重に審議すべきだ、これが69.2%、成立させる必要はない6.3%を加えると75.5%に上っております。T P P大筋合意は国会決議を守っているか、この問いに対して守られていない、こう答えた農協組合長が91.6%に上っております。日本農業新聞、これは全国J A組合長アンケートであります。T P P協定は国会決議を守っているか、今度は農家に問うた問題でありますけれども、モニター調査の農業者69.0%が決議に反している、こう答えております。

安倍首相は関税撤廃の例外をしっかりと確保することができた、こう記者会見で言いましたが、明らかにこれはいささかであります。従来の自由貿易協定にあった関税撤廃の除外規定、これがT P P協定の本則にはありません。付属書には、7年後にアメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、チリの農産物輸出5カ国と再協議が明記されております。農水省の担当者は協議の方向は関税撤廃だ、このように答えております。食の安全を心配する声も強く上がっております。遺伝子組み換え表示を厳しくしようとしてもできなくなります。牛肉のB S E、牛海綿状脳症、この原因物質の肉骨粉、これを遮断する、こういった検査が甘くなってまいります。

日本の農業は、農地の広さからして、外国との自由競争にさらされては立ち行きません。日本の食料は日本の大地から、こういう食料主権を守る立場で関税をしっかりとかけて守るべきであります。今農政に求められているのは、ごく一握りの強い農業者づくりではなくて、5年後、10年後にもしっかりと展望が持てる農政ビジョンであります。

その点でもT P P協定からは撤退を強く要求するものでありますけれども、協定の可否を判断するには手続上でも余りにも拙速であるというふうに思います。十分な時間をとった審議を尽くし、今国会での批准はすべきではないという声を地域から上げていくことを再度求めたいと思います。この見解をお聞きしまして一般質問といたします。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長（玉川孫一郎君） T P P問題について私のほうからお答えをいたします。

12月の議会におきまして、国に対して働きかけをすると回答したわけですが、その後郡町村会におきまして市町村長さんと話し合いを行いまして、市町村長連名で国へ提出しようということになりまして、地域農業に配慮した対策を求めるという内容で要望書を作成いたしました。国へ届けるだけの状況でしたが、年明け早々から国会が始まり、大臣の交代などもあり、なかなか日程の調整がつかず、まだ手元にある状況となっております。日程が決まり次第、私が国へ届けるつもりでおりますので、その際にはご報告したいと思っております。

次に、国会での批准に対するご質問ですが、国はT P P大筋合意の後に全国を回り概要の説明を行っております。我が国の全品目の関税撤廃率は95%で、農林水産物については81%であるということですが、各品目ごとに結果分析を示しており、今後対策を打ち出していくということでしたが、確かに、示されたばかりでまだ全容を知るよしもないわけですが、政府は批准に向けて動いております。

T P P対策事業として、これから次々と打ち出されてきておりますけれども、地方にとっては即座に対応できるものではないわけですが、そのためにもある程度の期間が必要だと感じております。

批准に対しましては、先ほど述べました対策を求めると要望書を国へ提出する際に、あわせて意見として述べさせていただこうと考えております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、焔場議員の1点目のご質問にお答えをいたします。

公契約条例につきましては、公共事業に従事する労働者の適正な賃金や労働条件を盛り込み、その実施状況を確認することで労働者の生活を守るとともに、公共事業の品質確保と町民生活の向上を目指すものでありますが、その制定状況ですが、県内では野田市、我孫子市の2団体で、全国でも約30の団体にとどまっているところでございます。

本町におきましては、焔場議員のご質問のとおり、平成25年6月議会での歩切りと公契約の関係から、歩切りにつきましては廃止をし、公契約条例につきましても検討したところ、

本条例の制定につきましては、憲法での規定、賃金を初めとする労働条件は法律で定める、に基づき制定された最低賃金法や労働基準法など関係法令との課題整理、さらには業界団体からの強い反発や民間事業に従事する労働者との賃金格差など、さまざまな問題がありますが、まずは町内事業者を対象とした賃金などの実態調査の実施を検討し、条例の制定につきましても、再検討を進めてまいりたいと思います。

答弁につきましては以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 大場税務住民課長。

○税務住民課長（大場雅彦君） それでは、2点目のご質問にお答えいたします。

妻を扶養している夫の所得が250万円の40歳代の夫婦で、16歳以下の子供が2人いる場合の保険税と所得税についてですが、国保税は概算で44万7,000円となります。また所得税は基本的な控除を差し引くと5万6,200円となります。

次に、国保税を支払うと生活保護基準以下となるような境界層世帯の数についてということですが、この境界層世帯という言葉は介護保険制度にあるもので、国保につきましては低所得者等の軽減措置というものが定められているため、境界層世帯という捉え方はしておりません。

低所得者という観点で数字を述べますが、国保加入世帯2,337世帯のうち7割軽減世帯が609、5割軽減世帯が276、2割軽減世帯が269で合計1,154世帯が軽減対象となっております。また、未申告者は82世帯で、そのうち53世帯に短期保険証を交付している状況となっております。

低所得世帯に対する国保税の軽減措置や、高額療養費に関する限度額、及び高齢者の負担割合の判定を行うためには世帯員全員の所得を把握する必要があり、未申告者がいる場合には軽減の判定ができませんので、通常の税率により課税することになっております。そのため、町では広報紙等において申告を進めるとともに、確定申告期間中に申告のなかった方に対し、通知にてお知らせをしております。また、未申告者が生まれる原因ということですが、こちらは理由は把握できません。このような方が保険証の切りかえ等で来庁し、接触できた段階で適切な指導をしているところでございます。

新制度で一本化されると高額な保険税は軽減されるのかという質問についてですが、まず移行までの公費拡充についてですが、今年度から低所得者対策の強化のため保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた財政支援が1,700億円拡充されております。当町におきましては、保険基盤安定負担金として2,193万8,000円が増額となっております。また、平成30年度

からは財政調整交付金の増額、自治体の責めによらない要因による負担増への対応、保険者努力支援制度、財政リスクの分散等に対し毎年1,700億円が支援されることになっております。

平成30年度からの保険税についてですが、まず県が市町村ごとの納付金を決定します。この納付金は市町村の高齢化率を考慮した上で、所得が同水準の市町村間では医療費水準が高いほど納付金の額が大きくなります。また、医療費が同水準の市町村間では所得水準が高くなるほど納付金の額が多くなるというように設定されるため、現段階で税率が安くなるか高くなるかという判断はできません。そして納付金が示されるときに標準保険税率も示されますので、これを参考に税率を決定して賦課徴収することになります。なお、保険税の収納不足により納付金が集められない場合、一般財源から補填することがないよう県に財政安定化基金が設置され、市町村に対し貸し付けや交付が行われる予定となっております。

あらゆる方策をとり税の引き下げを図るべきという指摘につきましては、全国知事会からも国に対し子供の均等割軽減など要望は出され、また国会においても議論されているところであり、県への移行までにはまだまだ詳細を詰めていくものと思われまますので、今後の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 再質問ありますか。

畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

最初に公契約条例の問題については、3年間たったわけですけれども、これから労賃の実態調査を行うと、一歩前進だというふうに思います。これをきちっと行って、そういった実態がなくなっていくように制度をつくっていただきたいというふうに思います。これは町もちろんそうですけれども、今、広域市町村圏組合で取り組んでいるごみの収集とかほかの委託業務というのがありますよね。こういうところもひどい実態になっているということです。それが改善されるように一つずつ進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、2つ目の国保税の引き下げをと。先ほど国保税のモデル世帯の税額と、それから所得税の税額を出してもらいました。所得税は、税の能力に応じて税を負担してもらい累進性がとられておりますので、それでやると大体国保税が8倍重いです。先ほどの数字を計算してもらいとわかりますけれども、これは余りにも異常な事態ではないかというふうに思います。

それが一番なぜそうなるのかというのは、やっぱり応能割、応益割の応益割が非常に重いんです。知事会でも子供の応益割の部分をやっぱり検討しなきゃいけないということも出ていますけれども、この知事会が要求した1兆円、各市町村に出しなさいということは、これは1984年の大改悪以前に戻すにはちょっとまだ足りませんが、それがやられると相当改善されるんじゃないかと。都道府県一本化だけでは、これは資料もらいましたけれどもできません。

そういった点で、じゃ、そこまで待てるのかと。待てません、というのは国保財政が厳しいから税を値上げしなければいけない。しかし、生活実態がそういう状態になっていないので滞納者がふえる。そうすると滞納者がふえるからさらに上げなきゃいけないという悪いスパイラル、回りができてしまいます。

こういったことで、これはやはり社会保障という観点から国に要求するということは当然ですけれども、それと同時に自治体としても手を打たなきゃいけない。そういう点でまず基金をきちっと、今回も少し取り崩す契約になっていますけれども、これをまず使うと、それで下げる。それでも足りなければ一般会計から繰り入れて下げる方策をとるということを決断しなきゃいけないというふうに思いますが、この点での町長の考え方を伺いたいと思います。

それから、T P Pの問題については、今町長答弁していただきましたけれども、刻々と状況変わってしまっていて、余り知られないうちにとにかく批准をしてしまいたいというのが現在の政府の考え方ようです。でなければ十分な時間をとってということであるでしょうけれども、ただT P Pに参加している国の状況を見ますと、やはり一番大きなところはアメリカでありますし、そういうところでは今大統領選挙の予備選挙が始まっています。こういうものが終わるまではT P Pの問題はちょっと審議ができないというような状態で、これが11月過ぎだと言われていきますので、はっきり言って時間は十分まだあるわけですね。

そういった点で、そういうふうに政府が思いとどまるような要望書を出していただきたい。文言がもし決まっていればぜひ提出するときにその辺の事情も、それから農家の事情もよく説明をしていただきたい。

今T P P対策経費というのが国から出されています。しかし、大規模農家も含めてですけれども、設備投資、機械を購入する、こういったのは1年、2年のスパンでは見られないんです。やはり5年、10年先、この経営が安定していくかどうかで1,000万を超えるような機械を購入すると、こういうような関係ですから、目先にちょっと補助金もらったぐらいで認

めるという話にはとてもならないわけですから、一番怖いのは営農意欲がなえてしまうということだと思います。

今多くの農家が後継ぎがないということで高齢化になっています。まずここを変えなきゃいけないんですけども、そういうような状況の中で5年、10年先の見通しが立たなければ、これが離農のきっかけになってしまいます。そうすると地域が荒廃するというのはもう目に見えています。その前にまず土地改良費が集まらなくなります。そういうような全て関連する、地域の崩壊につながる大問題ですので、しっかりとその辺の立場を酌んで交渉というか要望を出していただきたいと思います。幾つかちょっと言った答えてもらいたいことをお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 再質問に対する答弁を求めます。

玉川町長。

○町長（玉川孫一郎君） まず公契約条例ですけども、公契約条例は今回6月の選挙で出馬しないと新聞に載っておりましたけれども、野田の市長さんが全国に先駆けて、これは野田市で制定した条例でございまして、当時は私もちょっと関心ございましたので市長さんのお話を聞いたんですけども、最初の段階では国のほうでもこれは憲法違反だと、要するに契約自由の原則に対する違反だということで国からも強い批判を受けたということでございまして、やはり信念を持って、ここに書いてありますけれども、公共事業の品質の確保ということで、これはやっぱり町民生活の向上を図るために必要だということで、野田市が先駆けて行いまして、今、千葉県内では我孫子市が続いております。でも、全国の約30の団体ということで、なかなかこの制定は進んでいないわけでございますけれども、確かに難しいいろいろな事情がございまして、この公共事業につきましては、先ほど議員からも話がありましたけれども、まず町内の事業者の実態調査を実施いたしまして、本当に生活できる賃金が支払われるためにはどうしたらいいのか、町としても真剣に考えていきたいと思っております。

それから、国保税の引き下げでございまして、これは先ほど申し上げましたけれども、これから平成30年ですか、今度都道府県のほうで国保税の運営をするわけでございますけれども、それまで私としては何とか現在の国保税の水準を維持したいなと思っております。要するに、先ほど議員がおっしゃったように、所得が低いという状況の中で国保税を引き上げると、結果的には滞納という形になってまいりますし、実際問題払えない方がふえていくわけでございますので、何とか頑張っていきたいなと思っております。その頑張る方法として

いろいろな方法がございますけれども、それについては何とか努力をしてやっていきたいなと思っております。

それから、TPPにつきましては、先ほども話がありましたけれども、今回また国のほうに行くこととなりますけれども、なるべく地方の実情をよく知ってもらうようにお話を申し上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 焔場博敏君。

○14番（焔場博敏君） 国保税の引き下げについては明確な答弁いただけませんでしたけれども、現状変わらない以上は毎回こういう質問が出てきますので、常に現状の収納それから加入世帯の実態、これを見極めて少しでも下げられるように努力していただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（島崎保幸君） 以上で焔場博敏君の一般質問を終わります。

これをもちまして通告されました一般質問は全て終了いたしました。

日程追加のため、15分程度の休憩といたします。

休憩 午後 2時55分

---

再開 午後 3時12分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎日程の追加

○議長（島崎保幸君） お諮りいたします。

議案第1号から休会の件までを日程第6から日程第26として日程に追加し、お手元に配付いたしました。

追加日程のとおり、議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。よって、日程第6から日程第26を日程に追加し、お手元の追加日程のとおり議題とすることに決定いたしました。

---



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第6、議案第1号 一宮町行政不服審査法施行条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案つづりの1ページをお願いいたします。

議案第1号 一宮町行政不服審査法施行条例の制定についてご説明申し上げます。

国では、行政不服審査法の全面的な改正を行いましたので、それに伴う条例の制定を行うものでございます。

主な改正内容は、町に不服申し立てがあった場合、有識者からなる審査会設置が義務づけられ、事実を調べ明らかにするための審理員が新たに追加され、審理員につきましては、町の課長相当職など、配置を予定しております。

また、不服申し立てすることができる期間を60日から3カ月に延長し、不服申し立ての手続が異議申し立てと審査請求の二通りありましたものを、審査請求に一元化されたため、「不服申し立て」を「審査請求」などの文言の改正がありました。

それでは、1ページの条文を説明いたします。

第1条の趣旨でございますが、行政不服審査法の改正に基づき、審査会を設置し、組織や運営等を定めるものでございます。

第2条は所掌事務、第3条の組織は、審査会の委員は5人以内で組織し、第4条から2ページの第7条までは委員の関係で、委員は町長が委嘱し、任期、委員の解任、委員の守秘義務、会長職、審査会の庶務などについて定めております。

2ページの第8条から3ページの11条までは、手数料関係を定めております。手数料の額は、4ページの別表のとおりでございますが、国が示した額と同額でございます。

また、手数料の減免、免除や送付に要する費用などを定めたものでございます。

附則としまして、1項の施行期日は、行政不服審査法の施行日である平成28年4月1日から施行するものでございます。

3項の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するもので、個人情報保護審査会委員の次に行政不服審査会委員、半日当3,500円を加えるものです。

説明につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第6、議案第1号 一宮町行政不服審査法施行条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第7、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、5ページをお願いいたします。

議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明を申し上げます。

こちらは、行政不服審査法の改正に伴い、議案第1号でも改正につきまして、説明いたしましたが、ここでは7つの条例を一部改正するものでございます。

5ページの第1条の一宮町情報公開条例の一部を改正する条例についてでございますが、第16条から6ページの17条まで、行政不服審査法に基づく審査会は、ここでは使用せず、現在存在する一宮町情報公開の審査会へ諮問し答申を受けるなど、定めておるものでございます。

6ページの7行目、第20条第1項中から6ページの第27条までは、「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」などの文言の改正と、審査会への資料の写しで、電磁的な記録が追加されております。

次に、6ページの下から3行目の第2条の一宮町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございますが、こちらも第23条の5から7ページの第25条第1項まで、行政不服審査法に基づく審査会を使用せず、現在存在する一宮町個人情報審査会に諮問し答申を受けるなどを定めており、「不服申立人」を「審査請求人」などの文言の改正をするものでございます。

次に、7ページの第3条の一宮町行政手続条例の一部を改正する条例と、その下の第4条の一宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきましても文言の改正となっております。

次に、第5条の一宮町個人資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましては、現在の固定資産評価審査委員会を利用し、今回の法改正により手数料の額、手数料の減免及び文言の改正等を行うものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

9ページの第6条の一宮町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例と第7条の一宮町県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例は、こちらも文言の改正となっております。

附則としまして、施行期日は、行政不服審査法の施行の日の平成28年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第8、議案第3号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、11ページをお願いいたします。

議案第3号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明を申し上げます。

今回の地方公務員法の一部改正により、地方公務員法の第24条第2項が削除され、第3項以降が繰り上がり、引用する第24条第6項が、第24条第5項となりましたので、関係する条例の第1条の一宮町一般職員の給与に関する条例、第2条の一宮町一般職員の旅費に関する条例、12ページの第3条の一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、第4条の一宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の4つの条例中の第24条第6項を第24条第5項に改正するものでございます。

附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、議案第3号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第9、議案第4号 一宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、13ページをお願いいたします。

議案第4号 一宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

地方公務員法の改正により、町が毎年公表しなければならない人事行政の運営等の状況の公表事項に人事評価が追加され、勤務評定が削除されたため、改正するものでございます。

第3条中、新たに第2号の職員の人事評価の状況を加え、第3号以降を繰り下げ、現行の第6項中の「及び勤務成績の評定」を削り、7号とし、以下を繰り下げるものでございます。

附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、議案第4号 一宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第10、議案第5号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、14ページをお願いいたします。

議案第5号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の勧告により給与の改定を行うものでございます。

町は、千葉県人事委員会に倣い、民間との格差を埋めるため、給与月額を平均改定率0.3%引き上げ、勤勉手当、いわゆるボーナス0.1カ月分の引き上げを行うものでございます。

第1条の一宮町の一般職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、第19条の2、第2項第1号につきましては、平成27年12月の職員の勤勉手当を0.1カ月分引き上げし、同項第2号は、再任用職員の勤勉手当を0.05月分引き上げるものでございます。これはいずれも遡及措置となります。

14ページが一番下の別表の1の行政職給料表から23ページの別表第2の2の医療職給料表までは、給料表の改定を行うものでございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

24ページの第2条の一宮町一般職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、この条例は、平成28年4月1日から施行となり、第19条の2第2項第1号中は、平成27年12月に勤勉手当を0.1カ月分引き上げたものを6月と12月の勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分するものです。

同項第2号は、再任用職員の勤勉手当も6月と12月にそれぞれ0.025月分ずつ均等に配分するものでございます。

24ページの7行目の、19条の次に次の2項を加えるとありますが、第19条の2は、懲戒免職、分限免職などの職員には、期末手当を支給しない新たな条項を加えております。

第19条の3は、職員が刑事事件に関し起訴され、判決が確定していないもの、または、逮捕または犯罪があったと思われる場合は、期末手当を一時差し止めることができる。こちらにも新たな条項でございます。

次に、26ページをお願いいたします。

26ページの別表3からは、級別基準職務表を条例に加えております。

27ページの第3条は、一宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正です。

7条第1項の表は、給料表で、それぞれ1,000円引き上げ、改正をするものでございます。

第8条の2の期末手当は、平成27年12月分を0.05月分引き上げるものでございます。

次に、第4条の一宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、平成28年4月1日からの施行となり、第7条第2項の規定は、規則で定めていた級別基準職務表を条例に加え、8条第2項中、期末手当は、平成27年12月に0.05月引き上げたものを6月と12月に0.025月分ずつ均等に配分するものでございます。

附則としまして、交付の日から施行するものです。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行するものです。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第10、議案第5号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第11、議案第6号 町長等の給料の特例に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、29ページをお願いいたします。

議案第6号 町長等の給料の特例に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、町長、副町長及び教育長の給料は、平成28年3月31日まで減額するものを、平成28年5月25日まで減額期間を延長するものでございます。

減額率は、町長、副町長は20%、教育長は5%です。減額の合計は、56万7,000円。

附則としまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第11、議案第6号 町長等の給料の特例に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第12、議案第7号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、30ページをお願いいたします。

議案第7号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

第1条の一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び給与に関する条例の一部を改正する条例は、平成27年12月分の期末手当を0.1カ月分引き上げるための改正でございます。

第2条の一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、平成28年4月1日の施行となり、平成27年12月に期末手当0.1カ月分引き上げたものを6月と12月の期末手当に0.05月分ずつ均等に配分するものでございます。

附則としまして、この条例は、交付の日から施行するものです。ただし、第2条の規定は、



平成28年4月1日から施行するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第12、議案第7号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第13、議案第8号 一宮町介護保険運営協議会設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） それでは、議案つづりの32ページをごらんください。

議案第8号 一宮町介護保険運営協議会設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、国の介護保険法の改正により協議会の職務で規定していた地域包括支援センターの設置及び運営に関する条項が改正されたことに伴い、法第115条の39第1項を法第115条の46第1項に改めるものです。

また、住みなれた地域で、安心して暮らせるよう、医療と介護の連携を進めていくため、地域包括ケアを位置づけることになり、新たに4号として、包括ケア推進会議の設置及び運営条項を協議会の職務として加えるものです。

附則といたしまして、この条例は、平成28年3月14日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第13、議案第8号 一宮町介護保険運営協議会設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第14、議案第9号 一宮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 議案つづりの33ページをごらんください。

議案第9号 一宮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により利用定員が18人以下の小規模通所介護事業所について、平成28年4月1日から県事業から市町村の地域密着型サービスに移行するものです。

今回、県から移行となる小規模通所介護事業所に関する人員、設備及び運営に関する記録簿の保存整備関係条項を町の条例に追加するものです。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第14、議案第9号 一宮町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第15、議案第10号 一宮町保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） それでは、議案つづりの34ページをごらんください。

議案第10号 一宮町保育所条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、平成28年3月31日をもちまして、公立東浪見保育所が閉所となり、4月1日より私立東浪見こども園が開園いたします。これに伴いまして、一宮町保育所条例第1条第2項中、公立東浪見保育所に関する名称、所在、児童定員数を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第15、議案第10号 一宮町保育所条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(島崎保幸君) 日程第16、議案第11号 平成27年度一宮町一般会計補正予算(第5次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長(峰島 清君) それでは、35ページをお願いいたします。

議案第11号 平成27年度一宮町一般会計補正予算(第5次)議定についてご説明を申し上げます。

平成27年度一宮町一般会計補正予算(第5次)を別紙のとおり提出するものです。

36ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,013万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億139万6,000円とするものでございます。

継続費の補正第2条、繰越明許費の補正第3条、地方債の補正第4条、41ページからこの3つについてはご説明をいたします。

41ページをお願いいたします。

第2表の継続費の補正ですが、事業名は、公共施設等総合管理計画策定事業で、この事業は、町の公共施設の維持修繕などの総合計画を平成27年度と28年度の2カ年で策定するもので、入札により安価となったため、変更するものでございます。

次に、42ページですが、第3表の繰越明許費補正につきましては、初めに追加となりますが、事業名、情報セキュリティ強化対策事業の2,733万7,000円は自治体が持つ行政情報などを守るため、通常のインターネット回線と行政を結ぶ専用回線との完全分離を行うなどのセ

セキュリティ強化を図る事業でございます。

そして、その下のサーフォノミクス調査測量事業からまちづくり人材確保事業までは、地方創生加速化交付金が国会で1月20日に100%の交付金の1,000億円が議決され、当町では7,600万円を交付申請しました。認定となれば、平成28年度事業で実施するものでございます。

次に、事業名ですが、個人番号カード交付事務事業の354万7,000円は、地方公共団体のシステム機構へ委託している個人番号カード作成等の委託料でございます。

その下の臨時福祉給付金給付事業の4,751万7,000円は、年金生活者で、低所得者向けに一人3万円で1,500人に給付する事業でございます。

次に、事業名ですが、担い手確保経営強化支援事業の2,843万5,000円は、4人の農家が農業機械、施設を導入する事業でございます。

次に、変更でございますが、事業名は一宮保育所造成事業で、補正前は4,838万7,000円を、補正後は2,257万2,000円に変更するものでございます。

43ページをお願いいたします。

第4表の地方債補正でございますが、初めに追加でございます。

起債の目的は、一般補助施設整備等事業債、情報セキュリティ強化対策事業ということで、限度額は2,100万円でございます。

続きまして、変更の一般単独事業債の一宮町保育所用地購入事業は、補正前の限度額は4,140万円でしたが、補正後は4,030万円とするものでございます。購入面積が若干減ったということで、限度額も変更するものでございます。

その下の公共事業等債の町道1-7号線の道路改良事業は、補正前の限度額は1,330万円でしたが、補正後は1,130万円とするものでございます。こちらは国の補助金の配分が減額されたため、事業費も減額したため、借り入れの限度額も変更するものでございます。

次に、54ページ、55ページをお願いいたします。

初めに、歳出からご説明いたします。

54ページの1款議会費から89ページの12款の諸支出金までにつきましては、各ページとも右ページの説明欄により説明をさせていただきます。

今回の補正は平成27年度の精算確定等によるものでございますので、基本的には減額部分の説明は省略させていただきます。また、各科目の中の人件費の給料、職員手当、共済費につきましては、県の人事委員会に倣い、平均で給料1,100円、期末手当で0.1月分引き上げた

ため、こちらも説明は省略とさせていただきます。給料、期末勤勉手当、共済費を合わせまして、合計で505万7,000円の増となるものでございます。

初めに57ページをお願いいたします。

下から3つ目になりますが、情報セキュリティ強化対策事業の2,733万7,000円は、通常のインターネット回線と行政間を結ぶ専用回線との完全分離を行うなど、セキュリティ強化を図る事業でございます。

その下のコミュニティ施設管理運営費の26万円は、東浪見コミュニティセンターの駐車場入り口付近の舗装面に凹凸が見られるため、補修をするものでございます。

59ページをお願いいたします。

一番上のふるさと応援事業の1,839万6,000円は、ふるさと納税1,452件分と基金の年間利子を積み立てするものでございます。

中ほどの財政調整基金の2億6,047万6,000円は、前年度繰越金の余剰金を基金として積み立てするものでございます。

その下の公共施設整備基金の16万8,000円は、基金の年間の利子を積み立てするものです。

大塚実海と緑の基金256万8,000円は、28年度に行うウミガメ関連事業の財源として、大塚会長からご寄附いただいた253万円と基金の年間利子を積み立てするものでございます。

サーフォノミクス調査測量事業から、61ページのまちづくり人材確保事業までの合計7,600万円は、地方創生加速化交付金ということで、当町は7,600万円の交付申請をしました。認定となれば、先ほども申し上げますが、28年度で事業を実施する予定でございます。

次に、63ページをお願いいたします。

一番上になりますが、個人番号カード交付事務費の207万2,000円は、個人番号カード作成等の委託料でございます。

65ページをお願いいたします。

下から3つ目になりますが、介護給付事業の160万5,000円のうち、扶助費の75万6,000円は、受給者数が40人から50人へ増加したことにより、増額するものでございます。償還金利子及び割引料の95万5,000円は、26年度補助金の精算により国へ返還するものでございます。

69ページをお願いいたします。

一番上の臨時福祉給付金給付事業の4,438万3,000円は、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業の事務費として申請受付のための臨時職員の賃金、消耗品、郵送料、システム改修委託料を計上し、給付費としては、4,500万円を計上しているものでございます。

下から5つ目の放課後児童健全育成事業委託料の131万9,000円は、一宮学童の人件費の増加、備品の購入、食糧費が増となるため、増額するものでございます。

71ページをお願いいたします。

中ほどになりますが、愛光保育園委託事業の985万1,000円は、定員の増加により入所児童がふえたための増額となるものです。

その下の管外保育委託事業の137万3,000円は、前年度から5人の継続児童に加え、3人の新規の保育の委託があったため増額をするものでございます。

75ページをお願いいたします。

一番上の子ども医療費助成事業の110万5,000円は、子供の入院件数の増加により不足が見込まれるため、増加するものでございます。

一番下の農業振興事業の負担金補助及び交付金のうち、77ページになりますが、担い手確保経営強化支援事業補助金の2,843万5,000円は、4名の農家が農業機械及び施設を導入するための県の補助金となります。

次に、少し飛びます。87ページをお願いいたします。

下から2つ目になりますが、国民健康保険事業特別会計繰出金のうち、保険基盤安定分の算定方法が改正されたことにより、2,193万9,000円を増額するものでございます。

次に、46ページ、47ページへお戻りいただきたいと思います。

歳入につきまして、ご説明をいたします。

46ページの3款、利子割交付金から53ページの21款町債までにつきましては、各ページとも右ページの、こちら欄により説明をさせていただきます。

初めに47ページの上から2つ目の地方交付税の1億4,897万8,000円は、交付決定によるものでございます。

中ほどの児童福祉費負担金の480万6,000円は、定員の増加により愛光保育園の児童数がふえたことによる国からの補助金でございます。

1つ飛びまして、保険基盤安定負担金の919万2,000円は、国民健康保険の保険者支援制度拡充策として国の制度改正があり、補助率等が上がったための国の補助金が増額するものでございます。

下から2つ目の臨時福祉給付金のうち、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業の4,500万円は、平成28年度に1人3万円を1,500人給付するための4,500万円を増額するものでございます。

次に49ページをお願いいたします。

上から6つ目になりますが、総務管理費補助金のうち、地方創生加速化交付金の7,600万円は、主に循環バス、商店街、空き家リノベーション、国際サーフィン大会誘致などであり、先ほども申し上げましたが、認定となりましたら28年度で事業実施するものでございます。

その下の地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金の600万円は、国の補正予算に計上された全国一斉に取り組む事業、情報セキュリティ強化対策事業の財源として、国からの交付でございます。

その下の戸籍住民基本台帳費補助金事務費の207万3,000円は、地方公共団体システム機構へ委託している個人番号カード作成等の国からの補助金です。

中ほどの児童福祉費負担金の240万3,000円は、定員の増加により愛光保育園の児童数がふえたことなどによる、こちらは県からの補助金になります。

保険基盤安定負担金の726万2,000円は、保険者支援制度拡充策として、国の制度改正があり、国分の負担がふえたため、同時に県分についても増額するものでございます。

次に、51ページをお願いいたします。

上から3つ目の農業費補助金のうち、担い手確保経営強化支援事業補助金の2,843万5,000円は、4名の農家が農業機械、施設の導入に対する県の補助金です。

中ほどの基金利子の91万3,000円は、各基金の年間の利子収入です。

その下の土地売却収入の105万7,000円は、町有地を合計3件、面積では242平米を払い下げたものでございます。

一般寄附金の2,387万1,000円は、1月末までのふるさと納税などの収入分でございます。

続きまして、53ページをお願いいたします。

上から3つ目になりますが、繰越金の1億8,097万2,000円は、前年度繰越金でございます。

雑入のうち、後期高齢者医療給付費負担金の返還金251万円は、後期高齢者医療連合会に納めた負担金の精算により雑入で受け入れするものでございます。

その下の弁償金の164万2,000円は、福島原発の事故による風評被害などを受けた団体に東京電力から損害賠償が支払われるもので、入湯税の減収分、平成23年度分と平成24年度分の補正をするものでございます。

一番下の一般補助施設整備等事業債の2,100万円は、国の補正予算に関連し、取り組む情報セキュリティ強化対策事業の財源として借り入れするものでございます。こちらについては、交付税50%措置の予定でございます。



説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 先ほど、私のほうで一般質問で申し上げました保育所用地の調査が12月中に実施されているはずなんです、この実施の、行われているかどうかということと、それが12月中の実施でしたので、この予算のどの部分に計上されているのかということをお伺いしたいのですが。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 71ページにあります、用地、委託……申しわけありません、質問の趣旨は……。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 保育所用地の発掘調査を行うということで、県にお伺いしましたところ、確認調査というのと、実際の面積を調査するというのは、一連の調査であるということで、確認調査というのは、予備調査ですかというふうにお聞きしたら、予備調査ではない、本格的調査の一部であるというふうにご説明を受けました。

そこで、この12月中旬に行われたということは确实だということですが、これの実施された予算は、町で負担するものなので、この補正予算の中に計上されていると推測いたしますが、この補正予算の中のどこの部分にそれが記載されているのかということをお伺いしています。

○議長（島崎保幸君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 71ページの13、委託料がございましたが、その用地測量・造成工事設計委託料、この中に含まれております。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） そうしますと、発掘調査はないと、通常、ほとんどないものであると、この説明でしたが、実際にあったということになりますね。

もう1点お伺いします。

42ページですが、保育所造成事業の変更として、4,800万円余りから2,200万円余りという

ことで、2,500万円余りの減額の補正になっていますが、余りにも当初の計画と金額が違い過ぎるといふところが、異常ではないかというふうに思うんですが、その内容について説明いただきたい。

○議長（島崎保幸君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） この内容につきましては、当初は住民説明会で敷地内排水については、北側県道、南総一宮線方面への排水へという要望が強く、町は北側への排水対策として、全周で概算設計をしました。また、南から北へ勾配をとるために、L型の擁壁の高さも必要となりました。しかし、レベル測量、平板測量の結果に基づいた設計で、敷地内排水量も積算し、全周の布設の必要がなくなり、それに伴い、北側への勾配をとるためのL型擁壁への高さも低く済みましたので、本設計で工事費は減額となった状況でございます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 質疑の途中ですが、ちょっと確認のため休憩いたします。

休憩 午後 4時03分

---

再開 午後 4時04分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○議長（島崎保幸君） 藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） ただいまの発掘調査の件につきまして、再度ご説明いただきたいと思うんですけども。

○議長（島崎保幸君） 高師福祉健康課長。

○福祉健康課長（高師一雄君） 71ページの13の委託料、用地測量・造成工事設計委託料の中で、支出してございます。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 本補正予算に関しまして、一部問題があると考えますので、反対意見

を述べさせていただきます。

先ほど申し上げました保育所の造成事業、この予算、本来は減額補正でございますので、歓迎すべき内容とも言えるもののはずですけれども、もとの予算が余りにも事業を急ぐことで、雑な予算計画であったと考えられます。9月の買収予算の提出された時点で、既に町の土地となるということがわかっていた時点で、もっと詳しい測量、計画、これができるはずです。このような雑な予算計画、無計画とも言えるほどの内容である。この点をもって、この補正予算案に反対いたします。

○議長（島崎保幸君） 賛成討論ありますか。

袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 8番、袴田でございます。議案第11号 平成27年度一宮町一般会計補正予算（第5次）議定について、賛成の立場から討論申し上げます。

今回の補正予算は、基本的に今年度最終となるもので、その内容は大きく2つに分けられます。1つは、今年度事業の精算とそれに伴う余剰金を基金に積み立てするもので、最終の補正予算としては、むやみに繰り越しを出さないためにも必要なものと考えます。

ただし、精算額が多い項目が幾つか見受けられますので、予算を見積もりする際にはさらに慎重な精査を望むところであります。

また、もう一方は、国の補正予算を活用した各種事業の予算化であります。一億総活躍社会の現実に向けた地方創生加速化事業を初め、基幹産業である農業を応援する、担い手確保経営強化支援事業、さらには、情報セキュリティ強化対策事業など、どの事業を見てもその効果が十分に期待でき、有効なものと思われまます。

以上のように今回の補正内容につきまして、私は適切なものと判断いたしますので、賛成いたします。

以上。

○議長（島崎保幸君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第16、議案第11号 平成27年度一宮町一般会計補正予算（第5次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

会議再会後、1時間経過しましたので、ここで15分程度の休憩といたします。

休憩 午後 4時09分

---

再開 午後 4時23分

○議長（島崎保幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第17、議案第12号 平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場税務住民課長。

○税務住民課長（大場雅彦君） 議案つづり94ページをお開きいただきたいと思います。

議案第12号 平成27年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4次）議定についてご説明いたします。

95ページ第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,993万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,354万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。97ページをごらんください。

1款総務費は、一般的な事務経費の精算による減額でございます。

2款保険給付費ですが、前年度と比較しまして11%と著しい伸びを示し、予算を超える見通しとなったことから増額をお願いするものでございます。

原因といたしましては、大きな病気をされた方が数名発生し、長期入院治療により給付費が伸びたことによるものです。

3款、4款、6款、7款につきましては、決算見込額の通知等によりまして、年度末精算をするものでございます。

8款保健事業につきましては、特定健診等事業費の精算によるものでございます。

10款諸支出金につきましては、前年度医療費に係る国の負担金精算による超過分の還付が生じたことによる増額となります。

次に、歳入についてご説明いたします。96ページをごらんください。

1 款国民健康保険税から 8 款財産収入につきましては、決算見込み額による年度末精算となります。歳出にありましたように、今年度医療費が大幅に伸びたことから、3 款の国庫支出金の額も多くなっております。

7 款の共同事業交付金ですが、急激な医療費の増加を市町村で助け合いましょうというもので、歳出と対比していただきますと、結果、計欄で見ますと、3 億 7,600 万円抛出して、3 億 8,700 万円が交付されたと。ただ、当初見込んだ 4 億 3,800 万円まで届かなかったことによる減額でございます。

9 款 1 項の他会計繰入金は、今年度から国の支援、1,700 億円による増加分でございます。

1 款からこの他会計繰入金までの累計で 842 万 4,000 円の増額となりますが、医療費の伸びに対応できませんので、9 款 2 項の基金繰入金として基金の全額と、10 款において昨年度からの繰越金全額を充て、歳入歳出それぞれ 9,993 万 8,000 円の増額補正をお願いするものでございます。

なお、本件につきましては、2 月 19 日に開催されました一宮町国民健康保険運営協議会の了承を得ていることをご報告いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第 17、議案第 12 号 平成 27 年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第 18、議案第 13 号 平成 27 年度一宮町介護保険特別会計補正予算

(第4次) 議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高師福祉健康課長。

○福祉健康課長(高師一雄君) それでは、議案つづりの116ページ、117ページをお開きください。

議案第13号 平成27年度一宮町介護保険特別会計補正予算(第4次) 議定について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,031万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,544万4,000円とする。

今回の補正は、決算見込みに伴う精算によるものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。

126ページをごらんください。

126ページ、下から2段目になりますが、4項計画策定委員会費69万1,000円の減額につきましては、特別養護老人ホーム公募申込事業者が少なかったことにより、財務諸表審査委託料を減額するものでございます。

次の2款介護給付費、1項介護サービス等諸費につきましては、128ページをお開きください。

各介護サービス給付費の計8,850万円の減額につきましては、決算見込みによるものでございます。

次の3項高額介護サービス等費30万円及び次の4項特定入所者介護サービス等費200万円の増額につきましては、利用者増に伴いサービス費を増額するものでございます。

130ページをごらんください。

2段目の4款基金積立金5,254万4,000円の増額につきましては、高齢者の増加及び特別養護老人ホームの整備も含めましたサービス給付費の増加を第6期介護保険事業計画の3カ年で見込んだ保険料に基づくものであり、今後の介護給付費の急激な増加を見込み、準備基金として積み立てるものでございます。

次に、歳入、122ページにお戻りください。

1款保険料、1項介護保険料279万1,000円の増額につきましては、1号被保険者の増加と第6期事業計画で決定した保険料額の増に伴うものです。

次の2段目、3段目、4款国庫支出金、次の5款支払基金交付金、次の6款県支出金、1つ飛びまして、8款繰入金につきましては、決算見込みによる国・県支払基金の変更申請に伴う減額でございます。

9款繰越金2,681万9,000円の増額につきましては、前年度繰越金となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第18、議案第13号 平成27年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第4次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第19、議案第14号 平成27年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大場税務住民課長。

○税務住民課長（大場雅彦君） 議案つづり134ページをお開きください。

議案第14号 平成27年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてご説明いたします。

135ページ、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ284万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,300万1,000円とするものでございます。

136ページでご説明いたします。

まず歳入ですが、1款後期高齢者医療保険料につきましては、決算見込みにより増額する

ものでございます。

3款繰入金ですが、保険料軽減の総額が当初見込みに達しなかったことにより、減額となります。

4款繰越金は、昨年度からの繰越金でございます。

5款諸収入は、保険料賦課徴収事務費において委託料が減額になったことにより、差額分を雑入で受けるものでございます。

次に、歳出ですが、2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料の増額分から保険基盤安定制度負担金の減額分を差し引いた分として広域連合に納付するものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ284万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第19、議案第14号 平成27年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第20、議案第15号 平成27年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） それでは、議案の145ページをお願いいたします。



議案第15号 平成27年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）議定についてをご説明いたします。

146ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ49万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億438万5,000円とするでございます。

147ページをごらんください。

1款分担金及び負担金については、精算に伴う補正でございます。また、使用料及び手数料、財産収入についても同じく精算によりものです。

繰入金につきましては、歳入の精算及び歳出の精算を合わせた中で、不用額を406万3,000円減額補正するものでございます。

また、繰越金、雑収入については、精算による補正となります。

続きまして、歳出でございますが、総務費のうち管理費49万6,000円減額、このうちの中では、人件費の増額は、給与の改定に伴うものでございます。また、各委託料の精算に伴う減額をした結果、49万6,000円減額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第20、議案第15号 平成27年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第16号～議案第20号の上程、説明、委員会付託

○議長（島崎保幸君） 日程第21、議案第16号 平成28年度一宮町一般会計予算議定について、日程第22、議案第17号 平成28年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、日程第23、議案第18号 平成28年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、日程第24、議案第19号 平成28年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、日程第25号、議案第20号 平成28年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを一括議題といたします。

議案第16号から20号について、順次提案理由の説明を求めます。

峰島総務課長。

○総務課長（峰島 清君） それでは、議案第16号 平成28年度一宮町一般会計予算議定についてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

第1条でございますが、平成28年度の一宮町一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3,000万円と定めるもので、前年度に比べ1億900万円の減少でございます。東浪見こども園に引き続き、一宮こども園を整備するなど、新たに取り組む事業もございますが、今年度実施しております強い農業づくり交付金事業の終了が主な要因となり、予算規模は縮小するものでございます。

第2条以下につきましては、地方債の設定や一時借入金の限度額、歳入予算の流用の特例について、それぞれ定めるものでございます。

続きまして、歳入歳出の概要を申し上げます。

9ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書により説明をいたします。

最初に歳入でございますが、増減の大きいものをご説明いたします。

1款の町税でございますが、13億5,413万1,000円を計上いたしました。こちらは、個人町民税において、特に給与所得の関係が上向き傾向にあること、また、法人税において一部の業種業績が上向き傾向にあることなどから、町税全体で前年度に比べ2,991万円の増加となったものでございます。

続きまして、12款の分担金及び負担金でございます。前年度に比べ、1,946万8,000円減少の9,106万3,000円を計上しております。こちら、民間こども園に移行する東浪見保育所分の保育料が減少するほか、所得制限を設けずに取り組む3歳以上、第3子以降の保育料無償化

などが減少の主な要因でございます。

続きまして、14款の国庫支出金でございますが、前年度に比べ7,516万4,000円増加の3億9,806万8,000円を計上しております。こちらは一億総活躍社会の実現に向けた年金生活者等支援臨時福祉給付金に伴う補助金が新たに交付されるほか、東浪見こども園の民営化に伴い、新たに国から運営費負担金が交付されることが増加の主な要因でございます。

次に、15款の県支出金でございますが、前年度に比べ1億3,903万6,000円減少の4億9,904万5,000円の計上でございます。こちらは一宮こども園の整備に対する補助金や民営化に伴う東浪見こども園の運営費負担金などが増加する要因でございますが、今年度取り組んでおります強い農業づくり交付金に対する補助金が終了しますので、県支出金全体で減少となるものでございます。

続きまして、17款の寄附金でございますが、前年度に比べ1,499万9,000円増加の1,501万3,000円を計上いたしました。例年では一般寄附科目設置として1,000円計上しておりましたが、今年度から活用している、ふるさとチョイスやクレジット納付などの導入などにより、ふるさと納税の収入が大きく伸びておりますので、かための見込みではありますが、ふるさと納税による収入額を1,500万円計上いたしましたので、増加となったものでございます。

続きまして、18款の繰入金でございますが、一宮こども園の整備に伴う保育所整備基金からの繰り入れなど、新たな繰り入れもございしますが、財源不足を補填する財政調整基金からの繰り入れや東野公園遊具整備事業の完了に伴い、公共施設整備基金からの繰り入れが減少いたしますので、全体で3,742万9,000円の減少となるものです。

歳入の最後に21款の町債ですが、引き続き道路改良事業などに伴う借り入れもございしますが、保育所バスの購入や国営両総土地改良事業に対する負担金の支払いが終了いたしましたので、町債全体では3,370万円減少の1億6,530万円を計上しております。

次に、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。こちらも増減の大きいものを説明させていただきます。

2款の総務費でございますが、前年度に比べ、3,889万2,000円増加の6億8,571万円を計上いたしました。こちらは、取り組み強化により増加が見込まれるふるさと納税について、条例に基づき基金積み立て1,500万円を新たに計上したほか、東京五輪のサーフィン会場招致活動費を新たに盛り込み、総務費全体で増加となったものでございます。

続きまして、3款の民生費でございます。

前年度に比べ1億7,176万9,000円増加の13億3,759万7,000円を計上しております。こちら

は東浪見こども園に引き続き、一宮こども園を整備するほか、一億総活躍社会の実現に向けた年金生活者等支援臨時福祉給付金の計上が大きな要因となり増加となっているものでございます。

続きまして、5款の農林水産業費でございますが、前年度に比べ3億4,137万9,000円の減少の1億3,803万7,000円を計上いたしました。こちらは現在、役場下で大型ハウスの建設事業、強い農業づくり交付金事業が進められておりますが、その終了と国営両総土地改良事業負担金の終了が減少の主な要因でございます。

続きまして、6款の商工費でございますが、前年度に比べ、2,048万3,000円増加の9,626万1,000円を計上しております。こちらはさらなる観光客の確保を目指し、海岸有料駐車場の舗装整備を進めるほか、10%のプレミアム付き商品券の発行経費を盛り込み、増額計上となったものでございます。

続きまして、7款の土木費でございます。前年度に比べ1,903万4,000円減少の1億9,215万円を計上しております。こちらの中央ブンプ場の屋上防水改修事業や東野公園遊具整備事業の完了が減少の主な要因でございます。

最後に、11款の公債費でございますが、こちらは、小・中学校の耐震化など、過去に行った事業の借入金返済額がピークを迎えておりますので、前年度から1,587万円増加の3億7,388万6,000円を計上したところでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 大場税務住民課長。

○税務住民課長（大場雅彦君） 議案第17号 平成28年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定につきましてご説明申し上げます。

予算書の151ページをお開きください。

平成28年度の一宮町の国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億8,000万3,000円と定めるものでございます。前年度比0.7%の増でございます。

第2条以下につきましては、一時借入金の限度額、歳出予算の流用の特例について、それぞれ定めるものでございます。

平成28年度予算では、世帯数2,278、一般被保険者数4,000人、退職被保険者数84人を合わせまして、被保険者4,084人と見込み、昨年度、27年度の実績に基づいた数値や決算見込み

額により計上いたしました。

平成29年度まで医療費の推移を注視しながらということになりますが、今年度策定するデータヘルス計画に基づき、特定健診の受診率を向上させ、重症化予防対策を推進することにより医療費の削減に努めるとともに、医療費の適正化を図るため、引き続きジェネリック差額通知等、被保険者に通知してまいります。

本件につきましては、2月19日に開催されました一宮町国民健康保険運営協議会の了承を受けていることをご報告申し上げます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

- 議長（島崎保幸君） お諮りいたします。間もなく午後5時となりますので、念のため会議規則第8条第2項により、本日の会議時間を午後6時まで延長したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、午後6時まで延長することに決定いたしました。

高師福祉健康課長。

- 福祉健康課長（高師一雄君） それでは、予算書の191ページをお開きください。

議案第18号 平成28年度一宮町介護保険特別会計予算議定についてご説明いたします。

平成28年度一宮町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億5,414万9,000円と定めるものとでございます。

前年度に比べ、約1.6%の減となっております。3月1日現在における第1号被保険者である65歳以上の高齢者数は3,867人で、前年度に比べ、88人の増となっており、高齢化率も31.1%と年々増加しております。

28年度は、高齢者の閉じこもり予防を目的とした教室や認知症予防教室など、介護予防事業のさらなる拡充を進めてまいります。

また、新規事業として、在宅で介護している家族に対し、紙おむつ支給事業とあわせてごみ袋の支給を行い、地域における日常生活支援の充実を図ります。平成27年度に引き続き、第6期事業計画に沿った事業執行に伴う予算編成となっております。

以上、よろしく願いいたします。

- 議長（島崎保幸君） 大場税務住民課長。

- 税務住民課長（大場雅彦君） 議案第19号 平成28年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算

議定についてご説明いたします。

予算書229ページをお開きください。

平成28年度一宮町の後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,541万3,000円と定めるものと  
ございます。前年度比12.6%の増でございます。

理由といたしましては、被保険者数の増加及び保険料改定に伴う徴収額の増加並びに保険  
料の軽減に対する基盤安定負担金が増額となることから歳入歳出において前年度比12.6%の  
増となるものとございます。

保険料の改定につきましては、2年ごととなっており、広域連合においては、保険事業に  
かかる費用、収入を見直すなど、保険料の上昇抑制を図りましたが、保険者1人当たりの医  
療給付費が増加していること、後期高齢者負担率が引き上げられたことなどにより、保険料  
を引き上げざるを得ないこととなったものとございます。

なお、被保険者数につきましては、前年度比86人増の1,905人でございます。保険料につ  
きましては、均等割が現行の3万8,700円から1,700円増加の4万400円、所得割が現行  
7.43%から0.5ポイントアップの7.93%となるもので、2月10日に開催されました平成28年  
第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会において可決されたものとございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 塩田事業課長。

○事業課長（塩田 健君） それでは、議案第20号 平成28年度一宮町農業集落排水事業特別  
会計予算議定についてご説明いたします。

257ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億316万2,000円と定める。なお、前  
年比では、99.96%とほぼ前年と同額でございます。

それでは、内容につきましては、266ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、歳入は、使用料と一般会計からの繰入金为主でございます。  
使用料につきましては、原地区で407戸、東浪見地区で275戸、北部地区87戸、合わせて使用  
料のみ3,328万3,000円となっております。また、滞納分の繰越金として80万円、合わせて繰  
入金のほうが6,907万2,000円を予定しております。

歳入については、以上です。

続きまして、歳出でございますが、268、269をごらんいただきたいと思います。

歳出の主なものは、3地区の通常管理費でございますが、新年度につきましては、東浪見地区ですが、東浪見地区の修繕料といたしまして、排水装置の電動シリンダーの交換費用として、この修繕料450万円のうち350万円が新規の交換費用となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第16号から議案第20号までをお手元に配付した議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の議案付託表のとおり、議案第16号から議案第20号までを各常任委員会に付託することに決しました。

念のため、職員に議案付託表を朗読させます。

（事務局長、議案付託表朗読）

○議長（島崎保幸君） どうもご苦労さまでした。

---

#### ◎休会の件

○議長（島崎保幸君） 日程第26、休会の件を議題といたします。

会議規則第9条、第1項により3月12日と13日は、町の休日のため、休会です。

お諮りいたします。同条第2項の規定により、明日の3月8日から11日までの4日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認めます。よって、3月8日から11日の4日間を休会とすることに決しました。

なお、休会中に各常任委員会を開催されるようお願いいたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（島崎保幸君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、3月14日の会議は、午後2時からでございます。よろしくお願いいたします。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 4時58分



第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 2 号 ）

3 月 14 日 （ 月 ）

# 平成28年第1回一宮町議会定例会会議録 (第2号)

平成28年3月14日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は16名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	藤井幸恵	2番	小林正満
3番	渡邊美枝子	4番	鵜沢清永
5番	鵜沢一男	6番	小安博之
7番	藤乗一由	8番	袴田忍
9番	鵜野澤一夫	10番	藤井敏憲
11番	志田延子	12番	秦重悦
13番	森佐衛	14番	炆場博敏
15番	吉野繁徳	16番	島崎保幸

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	玉川孫一郎	副町長	芝崎登
会計管理者	峰島勝彦	教育長	町田義昭
総務課長	峰島清	まちづくり推進課長	小柳一郎
税務住民課長	大場雅彦	福祉健康課長	高師一雄
事業課長	塩田健	保育所長	井上高子
教育課長	渡邊幸男		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長 諸岡昇 書記 鵜澤あけみ

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	議案第16号	平成28年度一宮町一般会計予算議定について
日程第二	議案第17号	平成28年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について
日程第三	議案第18号	平成28年度一宮町介護保険特別会計予算議定について
日程第四	議案第19号	平成28年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について

て

- |      |          |  |
|------|----------|--|
| 日程第五 | 議案第 20 号 | 平成 28 年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定について  |
| 日程第六 | 同意案第 1 号 | 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求めることについて   |
| 日程第七 | 発議第 1 号  | 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について                                   |
| 日程第八 | 発議第 2 号  | 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のサーフィン競技会場を千葉県いすみ市、一宮町で開催することを求める要望書について     |
| 日程第九 | 発議第 3 号  | 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のサーフィン競技会場をいすみ市、一宮町へ誘致しジュニア選手の強化支援に係る要望書について |

---

開議 午後 2時00分

◎開議の宣告

○議長（島崎保幸君） 皆さん、本日はご苦労さまでございます。

本定例会も本日で最終日となりますが、休会中には、各常任委員会で新年度予算について審議をいただき、大変ご苦労さまでした。本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は16名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（島崎保幸君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

---

◎議案第16号～議案第20号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第16号 平成28年度一宮町一般会計予算議定について、日程第2、議案第17号 平成28年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、日程第3、議案第18号 平成28年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、日程第4、議案第19号 平成28年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、日程第5、議案第20号 平成28年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを一括議題といたします。

本案は、各常任委員会へ付託してございます。これより各常任委員会の報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、志田延子君。

○総務文教常任委員長（志田延子君） 総務文教常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会に付託された案件は、議案第16号 平成28年度一宮町一般会計予算のうち、歳入全般及び歳出のうち1款議会費、2款総務費の一部、8款消防費、9款教育費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費です。

審査は、3月8日に関係課長及び担当職員の出席を求め、慎重に審査を実施しましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

出席委員は、委員長、志田延子、副委員長、小安博之、委員、島崎保幸、委員、森 佐衛、

委員、藤井敏憲、委員、藤乗一由の6名です。なお、本委員会の書記は、まちづくり推進課、山ノ井副主査です。

まず、議案審議に先立ち、現場踏査を実施しました。

初めに、南消防署を視察し、救急、火災、救助等の出動件数、施設についての説明を受けました。南消防署は築46年を経過し、施設の老朽化が課題となっていることや、一宮町は駅の踏切で遮断されることから、緊急時は東浪見や宮原などを經由してスムーズに現場へ到着できるルートを通っているとの説明を受けました。

次に、一宮保育所移設用地を視察しました。用地の面積や境界、進入路該当部分の舗装や歩道に関すること、送迎車両の出入りの注意喚起と減速を促す看板の設置についての説明を受けました。

最後にGSSセンターを視察しました。現在、2階のトイレを使用すると1階トレーニング室に汚水が落ちてくる状況であり、水漏れが発生している排水管を早急に修理するためにトイレ改修工事を行うことや、2階陸屋根部分の防水工事、2階観客席の北側と東側の窓枠のシーリングが経年劣化し、雨水が館内に侵入してくることからシーリングの打ちかえ工事を行うとの説明を受け、計3カ所の現場踏査を終了いたしました。

続いて、午前10時45分からは、付託された議案審議に入りました。

初めに、財政全般について申し上げます。

平成28年度予算案の一般会計総額は42億3,000万円で、前年度に対し1億900万円の減額であります。

東浪見こども園に引き続き、一宮こども園を整備するなど、新たに取り組む事業もありますが、今年度実施している強い農業づくり交付金事業の終了が予算規模縮小の主な要因であるとの説明を受けました。

続きまして、歳入についての審査結果を申し上げます。

歳入の根幹である町税収入については、個人町民税、法人税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、鉱産税、入湯税の全てが増額となります。町税全体では13億5,413万1,000円となり、2,991万円の増額となります。

続きまして、地方交付税については、昨年度と同額の10億5,000万円となります。

続きまして、国庫支出金については、一億総活躍社会の実現に向けた年金生活者等支援臨時福祉給付金に伴う補助金が新たに交付されるほか、東浪見こども園の民営化に伴い、新たに国から運営費負担金が交付されることから、前年比7,516万4,000円増額の3億9,806万

8,000円となります。

続きまして、県支出金については、一宮こども園の整備に対する補助金や民営化に伴う東浪見こども園の運営費負担金など、増加する要因はありますが、強い農業づくり交付金事業に対する補助金が終了しますので、前年比1億3,903万6,000円減額の4億9,904万5,000円となります。

続きまして、寄附金については、ふるさと納税の収入額が大きく伸びていることから、ふるさと納税による収入1,500万円を計上し、増額となります。

続きまして、繰入金については、一宮こども園の整備に伴う保育所整備基金からの繰り入れなど新たな繰り入れもありますが、財源不足を補填する財政調整基金からの繰り入れや、東野公園の遊具整備事業の完了に伴い、公共施設整備基金からの繰り入れが減少することから、前年比3,742万9,000円減額の2億648万円となります。

歳入の最後に、町債については、引き続き道路改良事業などに伴う借り入れもありますが、保育所バスの購入や国営両総土地改良事業に対する負担金の支払いが終了することから、前年比3,370万円減額の1億6,530万円となります。

次に、歳出ですが、総務費関係の主なものとして、総務管理費については、昇任試験委託料66万9,000円、公共施設等総合管理計画策定委託料491万4,000円、東浪見保育所跡地改修工事81万3,000円などであります。

続きまして、企画費については、東京五輪競技会場招致活動事業100万円などであります。

続きまして、選挙費については、参議院議員選挙費591万円、千葉県知事選挙費504万円、町長選挙費499万5,000円などあります。

続きまして、消防費については、自主防災組織設置補助金272万円などあります。

続きまして、教育費関係については、小学校費として、一宮小学校屋外運動場整備工法検討及び実施設計委託料311万1,000円、保健体育費として、GSSセンターのトイレ改修工事295万1,000円などあります。

歳出の最後に、公債費については、小中学校の耐震化など、過去に行った事業の借入金返済額がピークを迎えていますので、1,587万円の増額で3億7,388万6,000円であります。

次に、審査の過程で出された主な質疑応答について申し上げます。

ふるさと納税について、新年度からの新しい部署の体制と返礼品の仕組みはどのようになっているのかという質問に対しましては、体制については正職員2人と臨時職員1人の3人体制で取り組む。また、現在の返礼品は、送料を含めおおむね5割の返礼率としており、1

万円以上の寄附には特産品であるメロン、梨、トマト及び地酒を、さらに3万円以上の寄附には海岸有料駐車場ワンシーズン無料券を取りそろえている。例えば、1万円の寄附には特産品を1品、3万円の寄附には特産品を3品または海岸有料駐車場ワンシーズン無料券、5万円の寄附には特産品を5品または海岸有料駐車場ワンシーズン無料券と特産品を2品といったように、寄附された方の希望の品をお返ししているとの答弁がありました。

ふるさと納税の返礼品は、現在はメロンを初め5種類だが、町内のさまざまな商品を取り扱うよう検討できないかという質問に対しましては、新年度からの専門部署設置とあわせ、町内のあらゆる商店などに協力をいただき、大多喜町でも行っているようなふるさと感謝券やその他の返礼品の導入など、町全体が潤うような仕組みづくりを検討していくとの答弁がありました。

ふるさと納税については、返礼品ばかりが過熱し、本来の趣旨から外れてきているように思われる。これから導入が予定されているNPO団体や自治会への寄附にも返礼品を出すのかという質問に対しましては、先進地の事例を参考にしながら十分に検討するとの答弁がありました。

自主防災組織設置補助金については、幾つの団体を想定しているのかという質問に対しましては、2地区程度の設置を想定しているとの答弁がありました。

東浪見保育所跡地は倉庫として利用を考えているようだが、園庭の利用はどう考えているのかという質問に対しましては、建物自体は文書保存などの倉庫として利用するが、園庭についても有効利用できることがあれば検討したいとの答弁がありました。

当町は平成19年度から徴収収入が安定しているとのことだが、減少している市町村の理由は何かとの質問に対しましては、大きな事業所がある市町村については、リーマンショックにより法人町民税が大きく減少したところもある。また、人口減少に伴い、個人住民税が減少していることも考えられる。当町は大きな事業所が少ないことから、税収に影響が出にくいと考えられるとの答弁がありました。

税務住民課の徴収指導員による効果はどのくらいであるかとの質問に対しましては、平成27年12月末現在で平成26年度の徴収額を達成しており、困難事案に対する解決方法に素早く対応できることから、今まで以上に差し押さえが進んでいるとの答弁がありました。

渚のファーマーズマーケットについて、町民のさまざまな意見を取り入れ、町としても運営委員会に対し運営面のアドバイスや出展に関する情報を広く知らせるべきである。現状での改善に向けた対応はどうなっているかとの質問に対しましては、渚のファーマーズマーケ

ットは、農家で構成されている長生ファーマーズといすみ市で実績のある方の6人が中心となり運営を行い、現在4年目で計8回開催している。出展募集をすると120ほどの応募があり、お断りをしている現状であるが、地元の方であれば優先的に出展ができるといった優遇を行っている。また、出展については声かけを行っているが、今後は広報に掲載するなど、地元の方にわかりやすくお知らせできるよう検討するとの答弁がありました。

移住定住の推進はホームページでの情報提供が主であるが、閲覧者に書き込みをしてもらうなど情報収集をすべきであり、その点をどのように進めているのかとの質問に対しましては、ホームページを活用した情報収集も1つの方法であると思うが、正確で詳細な情報を得るには、移住してきた方に直接聞き取りをするほうがよいと思われるとの答弁がありました。

クリーンアップウォーキング大会について、サーフショップでも独自に美化活動を行っていることから、そのようなサーフショップと連携してできないのかとの質問に対しましては、クリーンアップウォーキング大会は、歩くだけではなく一緒に美化活動もということで行っており、健康志向で、海を歩く、健康になりたいという気持ちに美化活動がプラスされているイメージである。また、大会時のごみの分別は、サーフライダーファンデーションジャパンというNPO団体と協力して行っているとの答弁がありました。

まちづくり町民提案事業では実績報告を提出するのかとの質問に対しましては、実績報告を提出していただき、内容を精査した上で、領収書がない場合などは補助金を返還していただいているとの答弁がありました。

東京五輪競技会場招致活動事業について、オリンピック招致は町中を盛り上げようということでのよいのかとの質問に対しましては、地元の方のサーフィンへの理解度を深めることや、政治で会場を決めるのではなく、選手の立場やコンパクトなオリンピックという、東京の有明からの距離や時間などで会場を決めてほしいという思いで招致活動を行っていくとの答弁がありました。

小学校のサタデースクールは、子供たちの教育環境を整え、移住・定住促進の意味では有効であると思うが、学力向上や学校教育を補充する、サポートするといった強化が必要である。教育委員会として将来的にはどのように考えているのかとの質問に対しましては、学校での教育は、義務教育として学習指導要領にのっとり、全国で指導が統一されており、それに加えて学校独自の特色ある学習が組まれている。サタデースクールは、地域人材等を活用し、子供の休日である土曜日を自主的な休日の有効活用として、学習習慣を定着させ、基礎学力向上のための一助とするものである。学校及びサタデースクールはそれぞれで創意工



夫し、地域の子供たちに寄り添いながら、地域全体で学力向上を目指しているとの答弁がありました。

中学校海外交流研修については、当町からは8人が参加したとのことだが、募集状況についてはどのようになっているのかとの質問に対しましては、4月の学期初めに募集案内と申込書を対象生徒全員に配布し、4月末に参加者を決定している。平成27年度は一宮中学校からは8人の応募があったが、部活動の大会の関係で2人が辞退し、6人の参加となった。今後できるだけ多くの生徒が応募できるような周知などを行っていく。なお、これまで対象学年が2学年と3学年であったが、平成28年度からは1学年から3学年に拡充して募集するとの答弁がありました。

学童保育の一部は学校の外部のNAKATOビルで行われているが、2区集会所や8区の1の内宿集会所を学童保育で利用することができるかを検討してはどうかとの質問に対しましては、利用時間の確認や夏休みの利用、また、備品をそろえたり光熱水費もかかることから、十分に検討していくとの答弁がありました。

学童保育の平成28年度の見通しについて、一部民間施設を借りての運営となっているが、学校から離れた場所での運営で、安全面や運営面での問題はないのかとの質問に関しましては、NAKATOビルは3年生以上の利用がほとんどであり、登校時や学校での交通指導、学童保育においても交通ルール遵守を指導しており、引き続き注意喚起を徹底していく。また、運営面に関しては特に問題はないとの答弁がありました。

学童保育について、平成27年度は前年度の早い段階からの準備、計画がなされていなかったが、平成28年度は今後3年程度の利用者の見通しなどを考慮しているのか。また、事業の進め方に変更の可能性はあるのかとの質問に対しましては、平成27年度から31年度までの小学校1年生から6年生までの人口の見込みは、昨年度策定した子ども・子育て支援事業計画や住民基本台帳を比較したところ、ほぼ横ばいとなっており、利用者数に関しても横ばいを見込んでいる。また、現在のところ施設の移設や新設の予定はないとの答弁がありました。

上総十二社祭り保存会補助金9万円の用途についてとの質問に対しましては、上総十二社祭りのポスターやチラシに係る印刷製本費の一部に対しての補助となっているとの答弁がありました。

続いて、昨年度の要望事項について報告します。

児童生徒の安心・安全のための仕組みづくりを要望したところ、郡内や管内の不審者情報は学校・警察連絡協議会を通じて学校関係者で情報を共有している。地域住民の方に情報が

伝わっていないというご意見があることから、町内の児童生徒にかかわるような不審者情報については、防災行政無線による周知のほか、ホームページへの掲載や学校からの緊急情報メールの配信を行い、できるだけ多くの住民の方へ情報を発信することで、児童及び生徒の安心・安全に努めていく。なお、児童生徒の下校時の安全確保として、平成27年度より町内のボランティアの方々による防犯パトロール車での巡回を行っているとの答弁があり、了としました。

南消防署の早期移転を要望したところ、広域消防本部で委託した適正配置調査結果に基づき、議長、広域議員、区長会長、南消防署長、支団長及び町部局において、優先順位を決定した4つの候補地について、平成27年9月に消防長に照会し、現在、消防署からの意見を待っている状況であるとの答弁があり、了としました。

最後に、要望事項を申し上げます。

一宮中学校南校舎及び給食施設の補修、建てかえについて、今後の年次計画を作成することを要望する。

以上の質疑を踏まえ、採決の結果、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務文教常任委員会の報告を終わりといたします。

平成28年3月14日。

総務文教常任委員会委員長、志田延子。

一宮町議会議長、島崎保幸様。

○議長（島崎保幸君） どうもご苦労さまでした。

次に、経済常任委員会の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、鶴沢清永君。

○経済常任委員長（鶴沢清永君） それでは、経済常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、3月7日の本会議におきまして審査を付託されました議案第16号 平成28年度一宮町一般会計予算のうち、2款総務費の一部、4款衛生費の一部、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、10款災害復旧費及び議案第20号 平成28年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算について、3月8日午前9時15分から委員会を開会いたしました。

出席委員は、委員長、鶴沢清永、副委員長、鶴野澤一夫、委員、畑場博敏、委員、秦重悦、委員、小林正満の5名です。なお、本委員会の書記は事業課主査補、野村和男です。

初めに、各担当課の案内により、海岸駐車場舗装工事、町道1-7号線道路改良工事、県

営ため池等緊急整備事業の現場踏査を行いました。

続いて、同日午前10時30分より、一宮町役場委員会室1におきまして、関係職員の出席を求め、議案の審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第16号の一般会計について申し上げます。

歳出の主なものといたしましては、4款衛生費、1項保健衛生費、5目クリーン一宮推進事業費は1億2,982万1,000円の予算で、昨年よりも2,170万3,000円の増となっております。主な理由といたしましては、長生郡市広域市町村圏組合負担金の増によるものです。

5款農林水産業費、1項農業費、4目畜産費は701万7,000円の予算で、昨年よりも280万5,000円の増となっております。主な理由といたしましては、かずさ有機センター負担金の増によるもので、老朽化した屋根の改修工事を行うことに伴うものです。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費は4,869万9,000円の予算で、昨年よりも6,075万円の減となっております。減額の理由といたしましては、平成26年度に完了した国営両総土地改良事業の負担金を平成27年度一括返済したことによるものです。新年度の主な内容といたしましては、県営ため池等緊急整備事業にて洞庭湖の漏水工事を行うものです。

6款商工費、1項商工費、3目観光費は6,905万2,000円の予算で、昨年よりも1,985万7,000円の増となっております。主な理由といたしましては、県の補助事業である観光地魅力アップ整備事業を活用し、町の玄関口である宮原地先の国道128号沿いにあるシンボルタワーの改修を行うもので、観光地としてのイメージアップ及び利用者の利便性を図るものです。

7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費は8,010万円の予算で、昨年よりも1,250万円の増となっております。主な理由といたしましては、町単独費で行う道路改良工事の増及び防災・安全社会資本整備総合交付金事業で行う道路施設修繕計画を策定することによるものです。

7款土木費、4項都市計画費、2目都市下水路費は2,112万3,000円の予算で、昨年よりも567万1,000円の減となっております。減額の理由といたしましては、平成27年度中央ポンプ場屋上防水工事を行ったことによるものです。新年度の主な内容といたしましては、腐食により穴のあいた中央ポンプ場荒目スクリーンの更新工事を行うものです。

次に、本委員会から昨年要望いたしました件について回答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

九十九里トライアスロン大会について、平成27年度も実施するとのことだが、新年度予算

に計上されていない。主催者の決定など早期の実施体制整備をとる要望に対し、初年度の平成26年度は町でボランティア費用を計上いたしました。27年度は全て主催者の費用で行いました。今後も町の予算は使わず、主催者のほうで行うとの答弁がありました。

東野地先（17区）内の歩行者専用道路を、安全対策に配慮した中で開放をとる要望に対し、区画整理事業の計画において、通過交通を排除するための歩行者専用道路となっていることや、警察による30キロ規制のゾーン30の対象区域にならないことから、地域内の交通安全に配慮し、現時点では開放しませんとの答弁がありました。

北部クリーンプラントについて、加入者増加を図るため対象エリアの拡大をとる要望に対し、北部地区の計画接続人口は640人ですが、現在の接続人口は340人であり、接続を考えている未接続者数は110人いますので、合わせて450人となります。残りは190人ですが、区域内に建設予定の介護施設が110人分を申し込んでおり、合わせますと560人となり、加入率は88%となる見込みです。エリアを拡大しますと、エリア内に新たな住宅が建った場合、将来接続ができなくなることが考えられるため、現段階ではエリア拡大は考えず、地域の状況を見据えながら今後の検討課題としますとの答弁がありました。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

初めに、まちづくり推進課関係について申し上げます。

平成27年度のプレミアム付商品券は40%のプレミアム率がついたが、今年度は10%のプレミアム率である。20%などでの実施は検討しなかったのかとの質疑に対して、平成27年度は、100%国が負担する地方創生交付金を活用し、プレミアム率を一宮町は40%で実施しましたが、新年度は、プレミアム率を20%にし発行部数を減らすより、少しでも幅広く多くの方が購入できるよう、プレミアム率を従来どおりの10%で、商品券の流通拡大を図りますとの答弁がありました。

次に、農業委員会関係では、農業委員は現在1名欠員しているが、補充はしないのか。また、平成29年7月以降に設置される推進委員の報酬は農業委員と同額かとの質疑に対して、欠員は5名まで補充しなくてよいことになっています。推進委員の報酬については、近隣市町村の情報を得ながら調整していきますとの答弁がありました。

次に、事業課関係では、かずさ有機センターの運営費は、受益者負担は一部あるが、農家と酪農家だけでなく、多額の公費を使っているのが一般住民にも恩恵が得られるよう、家庭菜園程度の人たちには、取りに行けば無料で提供してもらえないかとの質疑に対して、運営協議会で、睦沢町より施設の長期的なランニングコストが提示され、運営方法を改善しなけ

ればならないとの意見が委員からも出ているので、今後は、販売拡大や一般家庭への無料配布等、協議していきますとの答弁がありました。

町道1-7号線にかかっている橋梁は古く、老朽化が進んでいるが、かけかえの予算は計上していないのかとの質疑に対して、橋梁点検の結果、通行どめ等をするほど傷んではないので、町道1-7号線道路改良工事の進捗にあわせてかけかえ等を行う予定ですとの答弁がありました。

中央ポンプ場の荒目スクリーン更新工事は腐食によるものとのことだが、通常の交換時期はどの質疑に対して、現在の鋼鉄製スクリーンは通常10年から15年と言われており、設置が平成5年ですので長くもちましたが、若干海水の影響を受けておりますとの答弁がありました。

このほか、一般会計の全ての質疑に対し明快な答弁があり、審査の結果、委員全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第20号の一宮町農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億316万2,000円であり、対前年比3万4,000円の減となっております。

農業集落排水事業特別会計では、説明後、特に質疑はありませんでした。

審査の結果、委員全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、審査の過程で2つの要望事項がありましたので申し上げます。

1、北部クリーンプラントについて、接続率向上を図るため、未接続者への啓発活動を要望する。

2、観光事業や自然保護の再生に寄附をいただいた「大塚実海と緑の基金」のさらなる有効活用を要望する。

以上が、本委員会に付託されました議案の審査過程並びに結果であります。

経済常任委員会の報告を終わりといたします。

平成28年3月14日。

経済常任委員会委員長、鶴沢清永。

一宮町議会議長、島崎保幸様。

○議長（島崎保幸君） どうもご苦労さまでした。

次に、厚生常任委員会の報告を求めます。

厚生常任委員会委員長、鶴沢一男君。

○厚生常任委員長（鶴沢一男君） 厚生常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、7日の議会において審査を付託されました議案第16号 平成28年度一宮町一般会計予算のうち、歳出、2款総務費の一部、3款民生費、4款衛生費の一部及び議案第17号から議案第19号について、8日午前9時に委員会を開催し、会議及び現場踏査の日程を協議いたしました。

その後、東浪見こども園、一宮保育所施設整備予定地及び一宮苑の現場踏査を行い、午前11時から災害対策室において、関係職員の出席を求め、慎重に審議をいたしましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

当委員会は、委員長、鶴沢一男、副委員長、袴田 忍、委員、吉野繁徳、渡邊美枝子、藤井幸恵の5名であります。書記は、福祉健康課主査補、峰島喜美子です。

初めに、一般会計予算のうち、歳出、2款総務費、戸籍住民基本台帳費について申し上げます。予算額4,420万5,000円で、昨年より480万3,000円の増となっております。主なものは、住民記録システム及び戸籍システムの借上料です。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約し申し上げます。

マイナンバーカードの発行状況はとの質疑に対し、3月7日現在の交付数は211枚で、県からの通知による2月29日現在の申請は779枚で、人口に対する交付率は6.25%になり、従来の住民基本台帳カードの交付率3%を上回っておりますとの答弁がありました。

次に、3款民生費について申し上げます。

社会福祉総務費は7,586万7,000円の予算額で、昨年より157万9,000円の減となっております。社会福祉事務運営費は2,922万4,000円で、主に人件費、負担金補助及び助成金です。

障害福祉費は2億3,814万2,000円の予算額で、昨年より566万3,000円の増となっております。主なものは、介護給付事業、自立支援医療給付事業、重度心身障害者医療給付事業の扶助費であります。

新規事業ですが、身体障害者でストーマと紙おむつの支給を受けている方に20リットルのゴミ袋を年50枚支給します。また、地域生活支援事業のうち、コミュニケーション事業として手話通訳者の派遣依頼が増加しておりますので、予算を増額して対応しております。

老人福祉費は1,632万3,000円の予算額で、昨年より290万5,000円の減となっております。主に老人ホーム入所措置委託料、外出支援事業委託料などが減になっております。

国民年金事務費については809万5,000円の予算額で、人件費730万4,000円と国民年金事務運営費79万1,000円です。

後期高齢者医療費につきましては1億2,736万6,000円で、昨年より647万5,000円の増となっております。増額の主な内容は、定率市町村負担金の増によるものであります。

臨時福祉給付金給付事業費ですが、昨年に引き続き、国が消費税の引き上げの影響を考慮し、低所得者に臨時的に給付金3,000円を支給するものであります。また、今年度は新たに年金生活者等支援臨時福祉給付金も合わせて支給をいたします。これは、賃金値上げの恩恵が及びにくい低所得の年金受給者等の消費の下支えを図るため、臨時的な措置として給付金3万円を支給するものであります。事務運営費と合わせて5,528万9,000円の予算額であり、全額国からの補助金であります。

児童福祉総務費は3億1,562万9,000円の予算額で、昨年より1億6,456万2,000円の増となっております。主な内容は、愛光保育園への保育委託事業と民営化した東浪見こども園への施設型給付費及び補助金です。ほかに一時保育事業と病児保育事業の拡充をするものであります。

青少年問題対策費は38万3,000円の予算額で、昨年より25万5,000円の増となっております。増額の要因は、新熊区からの要望で新熊児童公園を整地するための工事費であります。

児童措置費は2億31万9,000円の予算額で、昨年より75万9,000円の増となっております。主な要因は、ひとり親家庭の医療費増加によるものであります。

児童福祉施設費は3億18万3,000円の予算額で、主な内容は、保育所非常勤職員の賃金や原保育所の施設整備、一宮保育所の移設民営化のための保育所整備事業であります。

なお、新規事業の保育所、こども園の保育料の第3子以降無料化につきましては、影響額を算入して計上しております。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その主な内容を申し上げます。

一時保育事業の実績について、また、利用できなかった人はいますかとの質疑に対し、平成26年度は延べ164人で756時間、平成27年1月末現在では延べ171人で1,025時間です。一時保育が利用できなかった人は、11月から集計を開始し、2月末現在、延べ18人が希望の日時に利用できませんでした。その際は、愛光保育園の紹介や、利用日の変更が可能な場合は変更し対応しました。なお、緊急保育の場合は全て希望日に受け入れておりますとの答弁がありました。

病児保育の酒井医院と外房こどもクリニックの利用料の違いはとの質疑に対し、外房こどもクリニックは昼食持参のため、昼食代分の違いです。レトルト食品の用意があるので実費で利用できます。利用できる時間が異なり、時間の長い酒井医院はフルタイムの家庭、外房

はパートなどと、働き方により選択できると考えますとの答弁がありました。

次に、4款衛生費について申し上げます。

保健衛生総務費は1億6,632万6,000円の予算額で、昨年より1,438万2,000円の減となっております。主なものは、九十九里地域水道企業団負担金と支出金の元利償還が進んでいるので、各市町村の負担が減額されています。

予防費は7,914万円の予算額で、昨年より57万8,000円の増となっております。主なものは、28年度から幼児の予防接種を個別接種にすることと、高齢者インフルエンザワクチンが3価から4価ワクチンに変わり、単価が上がったことから、管内統一の上、市町村助成金を2,500円から3,000円に増額をします。このため委託料が増となっております。

医療対策費は4,213万3,000円の予算額で、昨年より704万2,000円の増となっております。これは、中学3年生までの子ども医療費助成事業と高校3年生相当までの生徒に係る高校生等医療費助成事業で、両事業とも助成額が伸びている状況であります。

保健センター費は684万8,000円の予算額で、保健センターの維持管理費であります。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約し申し上げます。

日本脳炎の特例対象者については積極的勧奨を望む。これについては、母子保健事業の中にこどもの健康づくり連絡会議があるが、この会議の中で勧奨していないのかとの質疑に対し、こども健康づくり連絡会議の中で予防接種は議題としておりません。日本脳炎の特例対象者の接種勧奨については、今後、広報やホームページでお知らせをしますとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、一般会計予算は全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 平成28年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出総額は17億8,000万3,000円で、昨年より1,305万7,000円の増となっております。これは2,278世帯、4,084人の被保険者を見込んでおり、昨年の実績に基づいた数値や決算見込み額で計上をしております。特に高齢者の増加は医療費の増大にもつながり、歳入歳出ともに増となっております。また、低所得者層が多いため、依然厳しい財政状況であります。しかし、人間ドックや脳ドック事業により早期発見・早期治療を行い、また、特定健康診査や特定保健指導、さらにデータヘルス計画に基づく保健事業の充実を図ることにより、医療費の削減を図ります。なお、今後も医療費の推移を見ながら収納率向上を図り、保険財政の



健全な運営に努めますとの説明がありました。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

データヘルス計画に基づく事業費はどこに計上してありますかとこの質疑に対し、予算書173ページ、8款保健事業費の委託料に国保ヘルスアップ事業委託料で365万円ですとの答弁がありました。

次に、人間ドック助成事業で368万円予算化していますが、何件の予定ですか。また、町の補助額はどうなっていますかとこの質疑に対し、今年度は人間ドック80件、脳ドック25件です。補助額は費用額の7割を給付していますが、上限額があり、人間ドックでは6万円が上限額になりますとの答弁がありました。

国保税の徴収率と滞納の状況については、現在どのようになっていますかとこの質疑に対し、平成26年2月と平成27年2月末現在で比較をしますと、徴収率は平成26年78.09%、平成27年80.58%で、2.49%のアップです。滞納額は、平成27年度末は調定額2億2,600万円で、そのうち収納が3,600万円ですとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 平成28年度一宮町介護保険特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出総額は10億5,414万9,000円で、昨年より1,743万9,000円の減となっております。団塊の世代が65歳を迎え、毎年高齢者は増加しておりますが、介護報酬の減額改定及び急激な給付の増加もなかったため、27年度の給付見込みより減額した予算を計上しております。

地域支援事業については4,546万5,000円の予算額で、昨年より2,106万3,000円の増額となっております。この3月から介護予防・日常生活支援総合事業に移行した介護予防・生活支援サービス費を初め、高齢者の閉じこもり予防や認知症予防教室など、介護予防の拡充をする予算となっております。また、今後も地域における日常生活支援の充実を図ってまいります。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

一般会計繰入金職員の人件費ですかとの質疑に対し、歳出、介護給付費、地域支援事業に対する一般会計負担割合分及び職員人件費、事務経費分ですとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 平成28年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出総額は1億3,541万3,000円となっており、昨年より1,519万円の増となっております。75歳以上の高齢者と65歳以上の一定の障害がある方が対象となっており、1,905人と見込んで所要額を計上いたしました。

総務費につきましては、人件費と運営事務費及び賦課徴収事務費を合わせ1,057万1,000円であります。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、徴収した保険料と保険基盤安定拠出金を合わせ1億2,363万1,000円で、歳出予算全体の91.3%を占めており、それを広域連合に納めるものであります。

歳入の後期高齢者医療保険料ですが、保険料徴収が町の事務となっており、9,251万4,000円と予算全体の68.3%を占めております。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

町で行っているのは徴収業務だけですかとの質疑に対し、徴収とその他の業務がありますとの答弁がありました。

以上の審議を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に要望事項を申し上げます。

町立原保育所前の道路は狭く、車のすれ違いが困難な状況であります。保育所児童の避難道路でもあることから、道路の拡幅整備を要望いたします。

以上、本委員会に付託されました議案の審査過程並びに結果であります。

厚生常任委員会報告を終わります。

平成28年3月14日。

厚生常任委員会委員長、鶴沢一男。

一宮町議会議長、島崎保幸様。

以上であります。

○議長（島崎保幸君） どうもご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会の報告は終わりました。

これより各常任委員会の報告に対する質疑に入ります。

なお、一括で行うために、質疑については、何々常任委員会に議案第何号についてという発言をもってお願いいたします。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

7番、藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

議案第16号の一宮町一般会計予算議定について、これにつきまして厚生常任委員会にお伺いいたします。

この中で、保育所整備事業予算として、埋蔵文化財調査委託料1,109万円というのがありますが、この文化財の調査委託料に関連しまして2点お伺いいたします。

1点目は、埋蔵文化財の発掘調査、これに関しまして、その内容やその後の措置その他についてどのような質疑等があったのか、ただいま中ではなかったようでございますが、これについてご説明いただきたい。

もう1点ですが、これは私、一般質問の中でも申し上げましたが、平成27年12月に実施されました発掘調査の一部でございます確認調査というのが実際にあったそうですけれども、これの予算が、説明によりますと9月の補正予算の中に含まれていたということになるようですが、この発掘調査、確認調査につきまして、期間、内容、経費その他について、質疑あるいは説明があったかどうかということについてお伺いいたします。

これにつきましては、1月8日の議会向けの説明会まで、一切議会に対しては説明がなかったという経緯がございますので、これをもって新年度予算の中の埋蔵文化財の調査が必要と、具体的にどの程度であるということが確定したという経緯がございます。そのあたりをもとにして今回の予算がつくられておりますので、これについてどのような状況であったかをご説明ください。

以上です。

○議長（島崎保幸君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

厚生常任委員長、鵜沢一男君。

○厚生常任委員長（鵜沢一男君） 今の藤乗議員の質問にお答えいたします。

当委員会で審議いたしました。まず、1点目については質疑はありませんでした。2点目の質問についても説明はありませんでしたので、これ以上の説明はできませんのでお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

◎動議の提出

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) 7番、藤乗一由君。

○7番(藤乗一由君) 7番、藤乗です。

ここで動議を提出いたします。

議案第16号 平成28年度一宮町一般会計予算議定について、これに関する修正予算案を提出させていただきます。

○議長(島崎保幸君) ただいま7番、藤乗一由君から修正の動議が提出されました。

修正案配付のため暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午後 2時58分

---

再開 午後 3時00分

○議長(島崎保幸君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎議案第16号の修正案の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(島崎保幸君) ただいま藤乗一由君から提出されました議案第16号 平成28年度一宮町一般会計予算の修正案について、休憩中にその写しを配付いたしました。

この動議は、地方自治法第115条及び会議規則第16条の規定により、提出者ほか2名の発議者がありますので、成立いたします。

したがって、これを本案とあわせて議題といたします。

提出者の説明を求めます。

藤乗一由君。

○7番(藤乗一由君) 7番、藤乗です。

それでは、配付していただきました資料に基づきまして説明をさせていただきます。

まず最初に、表から読み上げさせていただきます。

平成28年3月14日。

一宮町議会議長、島崎保幸様。

発議者、一宮町議会議員、藤乗一由、一宮町議会議員、藤井敏憲、一宮町議会議員、小林正満。

議案第16号 平成28年度一宮町一般会計予算議定に対する修正動議。

上記の動議を、地方自治法第115条3及び会議規則第16条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

では、1枚めくりまして1ページのほうをお願いいたします。修正案の中身について先に説明させていただきます。

議案第16号 平成28年度一宮町一般会計予算に対する修正案。

議案第16号 平成28年度一宮町一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条中「歳入歳出それぞれ42億3,000万円」を「歳入歳出それぞれ42億1,891万円」に改める。

同条第2項中「第1表歳入歳出予算」の一部を次のように改める。

では、以下は歳入歳出の中身でございますので、順を追って説明させていただきます。先に修正いたします内容について歳出のほうから説明させていただきます。

11ページ、一番最後ですが、ここをごらんください。

保育所整備事業、この中の委託料として13とありますが、埋蔵文化財調査委託料1,109万円、これを削除してゼロといたします。それに伴いまして、保育所整備事業の総額2億3,482万4,000円、これが2億2,373万4,000円となります。

10ページの内容もそれに伴いまして変わります。ここで、1,109万円の予算の中身は、最後の桁の一の位、1,000円、ここの部分が繰り上げになっておりますので、実際に減額と削除する場合には、保育所基金のほうからこれが充てられておりますが、そちらのほうから減額する分は、1,109万円ではなく1,108万9,000円となります。そこで、10ページのその他の項目にありますが、ここの部分、1億3,863万4,000円から1,108万9,000円を減額するという形になります。そこで、それに伴いまして、繰り上げになっていた1,000円の部分は、一般財源のほうから引かせていただくという形になっております。

8ページの歳出の頭ですけれども、ここの部分は、今説明しました内容について総額で書かれてあるところです。

それでは、歳入のほうにまいります。6ページ、7ページに当たるところですけれども、この埋蔵文化財調査委託料は、保育所整備基金から繰り入れられているものですが、この中から本年度5,869万6,000円となっていたものを、先ほど申し上げましたように、1,108万9,000円を減額して4,760万7,000円となります。比較のほうはそれに伴いましてごらんのようになります。

また、先ほど申し上げましたように、繰り上げでずれた1,000円分ですが、これは繰越金

として計上されています部分から削らせていただくという形にいたします。ここで調整いたしますので、5,000万円となっている繰越金を4,999万9,000円といたします。

以上の総括としまして、4ページ、5ページに歳入、そして歳出の部分がまとめてございます。

以上がこの内容についてですけれども、この修正案の趣旨について、そして説明をさらに加えさせていただきます。

この動議提出の趣旨を先にご説明いたします。

玉川町長は、保育所移設用地選定から造成、今後の施設設置に当たって、正しい情報を議会に提示せずに、これを隠蔽して事業を進めてきました。特に、埋蔵文化財の指定地に関する情報と発掘調査に関して、この点は明確です。この行為は、議会の本来の使命である行政のチェック機能を不全状態にし、議会を全く無視する行為です。根拠については後述させていただきます。

また、平成28年度に予算化されている保育所用地の埋蔵文化財の発掘調査の費用は、いまだ正確なものではありません。今後、こども園の運営事業者により園舎の正確な設計が提出された際に、より正確な面積等が判明いたします。

昨年12月の補正予算では、保育所用地の造成費用がさきの補正額の2倍以上のずさんな見積もりとなっていたというような例を繰り返してはなりません。

議会の存在意義を危うくするこの行為は、議会として、議員として断固許すことはできません。また、町民の皆様にも、この一連の内容について納得のいく説明をすべき義務、責任が我々議員と、もちろん玉川町長にもございます。

そこで、平成28年度予算を修正することを含めた以下の2点について、議会に諮るとともに、ここに平成28年度予算の修正予算案を提出いたします。

1つ、平成28年度予算の中で埋蔵文化財の発掘調査費用にかかわる部分を削除した予算とする。

2つ目、保育所用地選定の経緯に関する調査検討委員会を設置し、玉川町長が議会に対して関連の情報を隠蔽して事業を進めてきた内容の詳細を調査するための検討委員会の設置をすること。

以上が趣旨でございます。

今申し上げた中で関連しまして、これについてご説明いたします。

昨年4月7日に保育所用地について議会向けに説明会がございました。旧保育所用地8カ

所、これを得点と順位づけのされた説明がございました。その後に梨農家からの嘆願書というのがございましたが、6月2日に待山の新保育所用地変更に関する説明がございました。この6月の時点で、既に町から県の文化財課埋蔵文化財班に、埋蔵文化財指定地を保育所用地とするということにつきまして問い合わせがされていたという説明は、担当のほうからございましたが、これも知らされていなかったわけです。

その後、9月議会におきまして、保育所整備事業補正予算として6,514万円、この中に用地測量、造成工事、設計委託料として982万8,000円、これが補正予算として計上されてきました。さきの説明では、このうちの約250万が確認調査費であったということが判明したわけですが、これについて一切説明がなかったところです。この経費982万余につきましては、さきの補正予算で43万円減額になっておりましたので、その点から考えると、定かではございませんが、この調査費用として300万円ほど計上していたのではないかということが想像されます。

12月8日の全体会議、そして11日の議会定例会を経まして、保育所整備事業5,074万円、これは造成工事、一部用地買収、立ち木補償費等となっておりますが、この造成工事費4,800万円余り、これがさきの3月の補正で2,200万円余りというふうに大幅に減額されたという経緯がございました。それがさきに申し上げた点です。

この12月11日の定例会直後と思われませんが、確認調査が行われております。これによって、実際の遺跡に当たるといふ部分が4,400平米というふうに確定したと伺っております。

それまでの時点で、一切議会には情報が提示されていなかった。そして、1月8日に初めて埋蔵文化財の件、これについて場所がそういった指定地に当たっているという説明がございました。

そのことをもって、さきの本会議の補正予算、そして今回の平成28年度予算、これが組まれているわけですが、議会が安全・安心な子育ての環境をつくるというための保育所づくりのための重要な情報をきちんと提示されずにいるということは、慎重に検討できる環境ではないということになります。広く町民に正しい情報を公表すべきという部分が町としては非常に欠けているという点です。

また、私が申し上げておりました情報の隠蔽という点に関してですけれども、一般質問の中でも町長に申し上げましたが、情報が隠蔽されているという点に関しては一切回答がございませんでした。回答の中では、発掘調査に至ったというものはほとんどないので、ほとんど必要はないかのようなイメージを与えるような回答でございました。

情報の隠蔽という指摘に対してはお答えいただかなかったということですので、これはそのとおりだというふうにお認めになったというふうには解釈できるとも言えると思うのですが、それをもちましてただいまのような趣旨説明をさせていただきました。

以上のような内容に基づきまして本修正予算案を提出させていただきました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） 提出者の説明が終わりました。

これより修正動議に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより修正動議に対する討論に入ります。

討論ありますか。

修正動議反対討論が先です。

鵜野澤一夫君。

○9番（鵜野澤一夫君） 藤乗議員から提出されました一般会計予算の修正案に対し、反対の立場から討論いたします。

今回の修正案は、埋蔵文化財調査委託費の積算に不確定要素が含まれた正確なものではないため修正されるものと解しますが、そもそも予算とは1年間の見積もり、計画であります。予算における財源は税金や国・県の補助金で賄われておりますので、最少の経費で最大の効果が得られるよう、より正確な積算が必要ではありますが、事業実施の段階では諸般の事情により変更が生じることもあります。必ずしも予算どおりの執行ができるとは限りません。

我々議員が判断することは、予算の正確性も必要ではあると思いますが、まずはその事業の目的、必要性、効果等を判断していくべきであると私は考えます。

そこで、この事業を見てみますと、埋蔵文化財調査が終わらなければ園舎を建設することができないわけであり、小さなお子さんを持つ保護者の方からは一刻も早い保育所整備が望まれていますので、今回、一旦削除して改めて積算し直してからでは、こども園整備におくれを招くおそれがあります。私は賛同できるものではありません。

また、調査検討委員会を設置してというような説明もありましたが、今申し上げましたようにおくれを招くおそれがあります。したがって、大型事業を短期間で進める難しさもあろうかと思いますが、執行部に対し、より慎重で計画的な事業展開をお願いするとともに、



一宮こども園の開園が町のさらなる発展につながることを期待いたしまして、修正案に反対いたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 賛成、小林議員、どうぞ。

○2番（小林正満君） 2番、小林です。

平成28年度予算修正案に対する賛成する者として発言をいたします。

保育所整備事業の中の委託料として、埋蔵文化財調査委託料1,109万円が計上されています。しかし、埋蔵文化財の発掘調査の必要性に関しては、昨年6月に判明していたにもかかわらず、議会に対して全く何も説明されませんでした。昨年9月の補正予算の中に調査経費が含まれていたことも議会には知らせず、用地測量、造成工事、設計委託料として補正予算の中に組み込まれて処理され、12月には確認調査を終了させました。

このような重要な情報を隠蔽したまま議会の決定内容を操作する行為は、議会の存続意義を危うくするもので、議員として断じて納得することができません。

こうした経緯を考え、埋蔵文化財調査委託料を一時保留し、この経緯等を詳しく調査するため、平成28年度予算修正案に賛成いたします。これによって、よりよい保育所づくりを進めていただきたい。

以上であります。

○議長（島崎保幸君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、藤乗一由君外2名から提出されました議案第16号 平成28年度一宮町一般会計予算の修正案について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立少数。

よって、本案は否決されました。

---

◎議案第16号～議案第20号の討論、採決

○議長（島崎保幸君） これより原案に対する討論に入ります。

討論及び採決は議案ごとに行いますので、ご了承願います。

日程第1、議案第16号 平成28年度一宮町一般会計予算議定に対する討論に入ります。

反対討論ありますか。

焔場博敏君。

○14番（焔場博敏君） 議案第16号 平成28年度一宮町一般会計予算に対する反対討論を行います。

先ほど出ました修正の動議についてであります。私はくみするものではありません。というのは、一宮町には埋蔵文化財包蔵地が40カ所ある。これはホームページ等で発表されております。当該地区は待山古墳群、それから待山遺跡群、こういったものがある地域はわかっております。こういった中で、文化財保護法での調査対象、工事による掘削が埋蔵文化財に及ぶ場合、発見したときは、第92条第1項の規定に基づき文化庁に届け出る、こういった法に基づき必要な手続を経ての調査、保護をするための予算であり、正当、必要なものであったというふうに考えております。まず討論の前段でそのことを述べたいと思います。

次に、今回の予算については、町民の暮らし向き、これはアベノミクスと言われる経済政策の中で、消費税8%や物価高、引き続き米価下落のもとで厳しさが続いております。町民に希望を与え、暮らしを守る防波堤予算になっているか、こういった観点から検討してまいりました。

昨年に引き続き、子育て支援策では、18歳までの医療費助成、保育所整備、保育料第3子無料化事業など積極的政策の継承、発展が図られております。

また、オリンピックのサーフィン会場誘致事業も、町活性化事業と結んで取り組む点で、町民に希望を与えるもので期待したいというふうに思います。

しかし、学校教育施設整備の一環である普通教室へのエアコン設置事業、国の制度改定が相次ぐ介護保険事業、保険税が高どまりしている国保事業など、直接命と健康につながる分野で町の支援策等が弱過ぎます。

お金のかかる問題ですが、国に要望すると同時に、平成27年度を見れば、基金取り崩し当初の1億4,000万円、これは取り崩さずに済んだわけであり。今議会での最終補正ですらに2億6,000万円の基金を積み増しをしました。

努力は認めますが、必要なお金は使うべきであります。各分野への資金繰り出しを行い、福祉、教育へのさらなる重点配分を求め、反対するものであります。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 賛成討論ありますか。

小安博之君。

○6番（小安博之君） 小安博之であります。

私は、議案第16号 平成28年度一宮町一般会計予算について、賛成の意をもって討論いたします。

いまだに個人消費の回復には地域間でのばらつきがあり、地方では経済環境の厳しさが残る中、政府閣議決定の平成28年度予算編成の基本方針においては、デフレ脱却、経済再生への取り組みを加速させるとともに、地方予算についても歳出全般にわたる聖域なき徹底した見直しを進めるとされており、本町でも基調を合わせた厳しい姿勢で予算編成に臨んだものと推察いたします。

最初に予算規模を見ますと、前年度からは1億9,000万円、2.5%減少の42億3,000万円が計上され、2年ぶりの減少であります。これは決して消極的に予算を編成したものではなく、今年度進めている大型ハウスの建設事業、強い農業づくり交付金事業の終了が大きな要因となり減少したもので、盛り込まれた事業を見ても、一宮こども園の整備や、所得制限を撤廃しての第3子保育料無償化、さらには病児保育の拡充など、特に子育て環境の充実に重点が置かれたほか、東京五輪のサーフィン会場招致事業や一宮小学校グラウンドの整備検討業務、得々お買物券の発行事業など、町の活性化に向けた新たな取り組みが積極的に予算化されております。

一方、財源面では、柱となる町税と地方交付税は的確に計上され、国・県補助金や財政調整基金を初めとする各種基金の有効活用、さらには、ふるさと納税への取り組み強化による新たな歳入の計上など、財政確保に向けた執行部の積極的な努力がうかがえるものであります。

以上、町の発展に対する強い意思が感じ取られ、最善を尽くされ編成された予算案でありますので、全面的に賛成するとともに、適切な執行と平成28年度予算が将来に希望を与えることを期待いたしまして、私の賛成討論を終わります。

以上です。

○議長（島崎保幸君） ほかに討論ございますか。

藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

本予算に対して反対の意見を述べさせていただきます。

本予算のうち、保育所整備事業の項に含まれる埋蔵文化財調査委託料1,109万円は、現在

建設が予定されているこども園の正確な園舎建築設計に基づいたものではございません。正しい正確な情報に基づく予算づくりをして、町民に信頼される事業を推進するべきです。いたずらに急いで事業を進め、慌てて保育所づくりをするのではなく、丁寧に進めることで質のよい信頼性の高い保育所づくりをするべきです。それでこそ安全・安心な保育所づくりとすることができるはずです。

また、この用地の埋蔵文化財の発掘調査にかかわる経緯の中では、これまで議会に対して正しい情報を伝えずに、情報を隠蔽したまま現在に至りました。この事実を見逃すことは、議会の存在意義を見失い、我々が果たすべき町民の皆様への責任を果たすことにはなりません。

以上をもって埋蔵文化財調査委託料含む本予算に反対するものです。

なお、先ほど舛場議員のご指摘のございました趣旨とする部分ですが、ただいま私が申し上げた趣旨とは異なります。ここでは、この経緯にこそ問題があり、議会の存在意義というものを重く受けとめていかなければならないということとその根本として反対とするものです。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 賛成討論ありますか。

袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） それでは、隣に座った者同士で申しわけございません。私のほうから賛成討論させていただきます。

私は、一般会計、保育所整備の関係予算に関して賛成の立場で討論したいと思います。

新年度予算は、前年度から見て2.5%減の予算となりましたが、子育て支援の拡大や東京五輪サーフィン会場誘致事業の取り組み、そして、お年寄りに優しい町として外出支援事業のサービス向上、安全・安心なまちづくりとして天道跨線橋通りの道路改良工事の継続など、多くの事業が予定されています。

特に、子育て支援事業では、現在の一宮保育所は定員超過によって設備が不足している上に、道幅も狭く、毎日渋滞が起きています。川沿いという立地を懸念される保護者の声も根強くあり、一宮保育所の早期移転は保護者の大多数が強く望み、待ち焦がれている事業とも言えます。高台が少ない中での移設という限定された条件のもと、これ以上ない保育環境の用地を確保することができたと私は思います。

また、自然あふれる環境を十分に発揮できる移管先事業者を選定することができて、平成

29年4月開園に、子育て世帯の保護者たちが大きな期待で胸を膨らませていることと思います。

さらに、財政面では、町が直接建設して管理運営するよりも大幅に少ない負担で済み、これからの子育て支援に予算を充てることができます。

このように、保育所整備計画に基づいた町の子育て支援全体、ひいては町の将来へつながる大きな重大な事業であり、予算も必要な整備や安全対策を行い、町民の要望を最大限に取り入れる努力がうかがえるものであると思います。

これらさまざまな住民ニーズに応えながらも、町の借入金 は平成28年度末で約35億円まで減少する予定であり、財政調整基金残高は平成27年度末見込みで10億円を超えるなど、健全な財政運営がなされていると私は思います。

こうしたことから、私は十分評価できる予算と思い、本予算案に全面的に賛成いたします。早目に子育て支援となる保育所整備に力を入れていただきたいと思います。

以上です。

○議長（島崎保幸君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第1、議案第16号 平成28年度一宮町一般会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立多数。

よって、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

日程第2、議案第17号 平成28年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定に対する討論に入ります。

焔場博敏君。

○14番（焔場博敏君） 議案第17号 平成28年度一宮町国民健康保険特別会計予算に対する反対の討論を行います。

本会計は、国民皆保険であり、国保法第4条でも国保の運営責任は国が負っていると明記されております。国保の抱える構造的問題は、国保加入世帯の財政基盤の脆弱体質でありま

す。

全国知事会が要求した国費の1兆円投入に対して、国は3,400億円を毎年交付すると約束しました。しかし、一方で国庫負担金削減の方向を変更したわけではなく、2年後の国保県一本化とあわせて医療費抑制の仕組みづくり、医療費適正化計画の名のもとに病院ベッド数の削減、平均在院日数の短縮など、計画メニューに盛り込まれています。

町独自に各種健診や保健指導の中で予防医療に徹し、これが医療費を抑える効果を生むことにつながる努力、これは評価をいたしますが、一般質問でも指摘したとおり、加入者負担も限度、限界を超えております。

国・県費補助の増額を引き続き強く求めるのは当然ですが、社会保障の観点から、一般会計からの法定外繰り入れは必要です。平成27年度一般会計を見ても、当初の1億4,000万円基金取り崩しは返し、さらに2億6,000万の基金積み立てをしました。使うべきところに使わずしてため込んでも評価はされません。繰り入れをして税を引き下げることが強く求め、反対いたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 賛成討論ありますか。

鵜沢一男君。

○5番（鵜沢一男君） 私は、本案に賛成の立場から討論をいたします。

国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けられるよう、被保険者の相互扶助によって成立しております。地域医療の確立と住民の健康維持・増進に大きく貢献しているところであります。国民健康保険の加入状況は、一宮町の人口の33%が国保加入者であり、世帯数で見れば44%が国保加入世帯となっております。

財政状況については、65歳以上75歳未満の前期高齢者が全加入者の38%を占め、医療費が年々増加していること、また、低所得者層が多いことによる財源確保の難しさが、大変厳しい財政状況の原因となっております。

このような状況の中、これからの未来を見据え、重症化する前の被保険者を早期に発見、指導していくことなど、医療費を削減するための保健事業に力を注ぎ、厳しい財政状況の中でも安心して医療を受けられるよう努力された本案に対し、健全なる予算と判断し、賛成をするものであります。

以上です。

○議長（島崎保幸君） ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第2、議案第17号 平成28年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（島崎保幸君） 起立多数。

よって、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

日程第3、議案第18号 平成28年度一宮町介護保険特別会計予算議定に対する討論に入ります。

焔場博敏君。

○14番（焔場博敏君） 議案第18号 平成28年度一宮町介護保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

本会計は、第6期介護保険計画の2年目予算であります。本制度は、介護を社会全体で支える制度として発足し、続けてきたはずであります。ところが、国のこの間の動きは、国庫支出金をいかに削減するかが主要命題になっており、口では介護離職者ゼロを言いながら、昨年の介護報酬引き下げ、一部被保険者利用料の2割負担、要支援1、2の高齢者を介護保険から除外し、町の地域支援事業への移行等を進めております。

介護利用者やその家族へのしわ寄せは大きくなる一方であります。特養建設準備や介護予防事業の取り組みは評価するものでありますが、保険料の高騰や利用者負担は、町から法定外繰り入れをしても抑え込むべきものであります。この点での改善を求めて反対をいたします。

○議長（島崎保幸君） 賛成討論ありますか。

藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 1番、藤井幸恵です。私は本案に賛成の立場で討論いたします。

平成28年度は第6期事業計画の中間年度であり、団塊の世代が65歳を迎え、高齢化率は30%を超えてきました。

今まで年々増加してきた介護給付費ですが、さまざまな介護予防事業の充実等により元気高齢者がふえ、認定者数は昨年度と比較すると横ばいで、28年度の予算については抑制され

ております。

今回、新規事業として、在宅で介護している家族に対し、紙おむつ支給事業とあわせてごみ袋の支給を行い、地域における日常生活の支援事業を実施します。

こうした中、新年度予算では、できるだけ介護にならないよう認知症予防教室を初め多くの予防事業を充実させるなど、高齢者が生き生きと暮らしていくための予算として考えられています。

介護保険事業は、高齢者が住みなれたまちで健康で安心して暮らせるよう、介護保険の運営及び介護予防、生活支援など総合的施策が必要不可欠な事業であり、予算も適切なものと判断されることから、本予算に賛成いたします。

○議長（島崎保幸君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第3、議案第18号 平成28年度一宮町介護保険特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立多数。

よって、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第19号 平成28年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定に対する討論に入ります。

畑場博敏君。

○14番（畑場博敏君） 議案第19号 平成28年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

本会計は、ことし2月の広域議会で保険料1人当たり平均2,489円の値上げを行いました。事務局に照会してもらいましたが、現在までの保険料均等割で3万8,700円、所得割7.43%が、それぞれ4万400円、1,700円アップ、そして所得割7.93%、0.5%アップであります。これは、1人当たり保険料が6万7,323円の平均額だったものが6万9,812円、2,489円アップ。その前の引き上げのときが1,064円でありましたから、今回の引き上げ額は前回の2倍以上になっているわけであります。



この会計は、県内全ての市町村が加入し、県で広域連合をつくり運営し、町は主に保険料の徴収事務等だけを受け持つ仕組みになっており、徴収事務も年金からの天引きが中心なので、高齢者の声が反映しづらい仕組みとなっております。また、交通の便のよい医療機関も多い大都市と農村部など医療過疎の地域とが、同一保険料を徴収されるのも不公平であります。

高齢者の生活実態に目を向ければ、年金は減らされ、医療の窓口負担はふえる。消費税増税も暮らしを大きく圧迫しており、高齢者を75歳で別枠にくくるこの制度は高齢者泣かせの悪法であります。老人保健法の復活とこの制度の廃止を強く求めて、反対をいたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 賛成討論ありますか。

袴田 忍君。

○8番（袴田 忍君） 後期高齢者医療特別会計に関して、私は本案に賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、少子高齢化時代の中、高齢者の方々が将来に不安なく安心して医療を受けられるよう、千葉県後期高齢者医療広域連合が主体となり、市町村と事務を分担し、制度の健全な運営と持続に努めている医療制度でございます。

現在、一宮町の後期高齢者医療保険の加入状況は、人口の15%、約1,800人が被保険者であり、千葉県の後期高齢者医療制度の被保険者数は毎年四、五%増加しています。また、被保険者1人当たりの医療給付費は約74万7,900円で、今後も増加していくことが予想され、高齢者の増加に伴い厳しい財政状況が続くものと思われま。

このように、高齢化時代を迎え、持続可能な医療制度としていくには、千葉県後期高齢者医療広域連合の医療費を削減するための保健事業の充実及び国による積極的な対応が必要であり、厳しい財政状況の中でも高齢者が安心して暮らせるよう配慮した本案に対し、健全かつ適正な予算と判断し、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（島崎保幸君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第4、議案第19号 平成28年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(島崎保幸君) 起立多数。

よって、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第20号 平成28年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定に対する討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、議案第20号 平成28年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) 異議なしと認め、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

会議再開後、1時間50分経過いたしましたので、ここで15分程度の休憩といたします。

休憩 午後 3時48分

---

再開 午後 4時09分

○議長(島崎保幸君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(島崎保幸君) 日程第6、同意案第1号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、玉川孫一郎君。

○町長(玉川孫一郎君) 固定資産評価審査委員の同意について、ご説明を申し上げます。

今回同意をお願いする方は、一宮町東野10-5、17区の酒井芳人さんです。年齢は、昭和29年8月8日生まれの61歳でございます。

酒井さんは、平成22年3月24日から現在まで固定資産評価審査委員を務めていただき、今

回3期目を引き続きお願いするものです。

経歴につきましては、昭和56年3月に中央大学理工学部土木工学科を卒業後、昭和62年10月に土地家屋調査士を取得、平成3年1月に一宮町に有限会社サカイ測量を開設して現在に至っています。

土地家屋調査士の資格を有していることから、固定資産評価審査委員には適任と思われるので、再度同意をお願いするものです。

任期は平成28年3月24日から3年間です。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、討論を省略いたします。

お諮りいたします。酒井芳人さんを固定資産評価審査委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立全員。

よって、酒井芳人さんを固定資産評価審査委員に同意することに決しました。

---

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第7、発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、11番、志田延子君。

○11番（志田延子君） 発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

平成28年3月14日提出。

提出者、一宮町議会議員、志田延子。賛成者、一宮町議会議員、小安博之。賛成者、一宮町議会議員、森 佐衛。賛成者、一宮町議会議員、藤井敏憲。賛成者、一宮町議会議員、藤乗一由。

一宮町議会議長、島崎保幸様。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は……。

藤井幸恵君。

○1番（藤井幸恵君） 1番、藤井です。

私、反対でお願いいたします。

○議長（島崎保幸君） では、お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（島崎保幸君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（島崎保幸君） 日程第8、発議第2号 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のサーフィン競技会場を千葉県いすみ市、一宮町で開催することを求める要望書につ

いてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、4番、鶴沢清永君。

○4番（鶴沢清永君） 発議第2号 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のサーフィン競技会場を千葉県いすみ市、一宮町で開催することを求める要望書。

それでは、発議第2号についてご説明いたします。

発議第2号 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のサーフィン競技会場を千葉県いすみ市、一宮町で開催することを求める要望書について。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

平成28年3月14日提出。

提出者、一宮町議会議員、鶴沢清永。賛成者、一宮町議会議員、鶴野澤一夫。賛成者、一宮町議会議員、畑場博敏。賛成者、一宮町議会議員、秦 重悦。賛成者、一宮町議会議員、小林正満。

一宮町議会議長、島崎保幸様。

この要望につきましては、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会開催が東京に決定し、さらに、追加競技にサーフィンが選ばれたことは、サーフィンが盛んな当町にとっては大変喜ばしく、また、正式種目として決定されることを多くの町民の方々が期待しているところであり、正式種目として決定された際には、サーフィン競技会場を当一宮町といすみ市で開催することを求める内容であります。

オリンピックの開催地となれば、全国に、そして全世界に一宮町が知れ渡ることとなり、その波及効果ははかり知れないものであります。

また、道路等のインフラ整備や観光客の増加なども見込まれるものであり、ぜひともこの誘致に関する要望書を可決いただき、大臣宛てに要望書を提出したいと思っておりますので、皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

それでは、要望書を朗読いたしますので、裏面をごらんいただきたいと思っております。

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会。

担当大臣、遠藤利明様。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のサーフィン競技会場を千葉県いすみ市、一宮町で開催することを求める要望書。

2020年オリンピック・パラリンピック競技大会開催が東京に決定し隣県の千葉県民としても、地域経済や地域社会の活性化につながる好機と期待されています。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、千葉県の未来を担う子ども達にスポーツを通じた夢と希望、そして感動を与えられる夢のある祭典であると多くの方々が期待をしています。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の追加競技にサーフィンが選ばれたことは、いすみ市、一宮町の市民町民にとって大変喜ばしく正式種目として決定されることを大いに楽しみにしております。

いすみ市太東海岸は、「日本で最初のサーフィン発祥の地」と言われており、一宮町釣ヶ崎海岸は、日本で最もコンスタントに波があるビーチエリアであるとともに、その波もサーフィン競技に適した「世界クラスの波」と言われています。

また、いすみ市、一宮町は都心からの交通アクセスが良いこともあり、隣接している両海岸には年間80万人を超えるサーフィン愛好者が来訪し、世界大会も含めて数多くの大会が開催されています。

こうした恵まれた環境の中から、一宮町出身の大原洋人選手が2015年のサーフィン全米オープン大会で日本人初優勝を果たし、オリンピックでのメダル獲得を期待できる若者も多く輩出しています。

このような現状の中で、いすみ市と一宮町では、世界初の大会開催地としようという機運が盛り上がっています。

つきましては、私共の意向をご理解いただくとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の正式種目に決定した際には、サーフィン競技会場をいすみ市太東海岸と一宮町釣ヶ崎海岸に選定して頂けるよう特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年何月何日、ここは提出する際の日付になります。

いすみ市議会議長、半場新一。

一宮町議会議長、島崎保幸。

要望書については以上です。

なお、新聞等の報道でも皆さんもご承知のことと思いますが、この要望はいすみ市議会と連名で提出するものであり、既にいすみ市議会では全会一致で可決しておりますので、ぜひ当町におきましても全会一致で可決していただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

藤乗一由君。

○7番（藤乗一由君） 7番、藤乗です。

この要望書、内容そのものに反対するものではございませんけれども、県の知事としましても、千葉県に、そして外房地域に誘致するというようなものをもって、オリンピックサーフィン会場誘致を進めていたものというふうに考えておりますけれども、実際にこれが決定された場合には、ひとり一宮町あるいはいすみ市と合同であっても、それだけで開催を進めていくということは不可能だと思われまます。

その場合に、当然、周辺市町村の強力な協力体制でもって進めていただかなければ難しくなるわけでありまますから、ここで、どちらかというといすみ市、一宮町が突出したような形で、要するに抜け駆けのような形で見られてしまうというようなことがあつては、今後そういう協力体制にそごを来すような不安も残すのではないかというふうに考えまます。現状と今後の進め方についてご説明いただけるとありがたいんですが。

○議長（島崎保幸君） 答弁を求めまます。

鵜沢清永君。

○4番（鵜沢清永君） 今の藤乗議員の質問にお答えしまます。

今現在、オリンピック誘致に関して外房でということ、沿岸16市町村と連携をとりながら進めてまますところでありまます。それで、内容におきまましては、一宮町釣ヶ崎海岸が一番有力ということ、周りの白子町と長生村に関しては、そこに対して応援していくと、協力していくという話になってまます。

以上です。

○議長（島崎保幸君） ほかに質疑ございまますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたしまます。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたしまます。

これより日程第8、発議第2号 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のサーフィン競技会場を千葉県いすみ市、一宮町で開催することを求める要望書についてを採決

いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(島崎保幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(島崎保幸君) 日程第9、発議第3号 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のサーフィン競技会場をいすみ市、一宮町へ誘致しジュニア選手の強化支援に係る要望書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鵜沢清永君。

○4番(鵜沢清永君) 発議第3号 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のサーフィン競技会場をいすみ市、一宮町へ誘致しジュニア選手の強化支援に係る要望書(提案理由の説明)。

それでは、発議第3号について説明いたします。

発議第3号 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のサーフィン競技会場をいすみ市、一宮町へ誘致しジュニア選手の強化支援に係る要望書について。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

平成28年3月14日提出。

提出者、一宮町議会議員、鵜沢清永。賛成者、一宮町議会議員、鵜野澤一夫。賛成者、一宮町議会議員、畑場博敏。賛成者、一宮町議会議員、秦 重悦。賛成者、一宮町議会議員、小林正満。

一宮町議会議長、島崎保幸様。

この要望書の趣旨につきましては、先ほどの発議第2号と同様ですが、千葉県に対しては、今後のジュニア選手の強化支援についてもご協力いただけるよう加えてございます。

それでは、裏面の要望書を朗読いたしまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

千葉県知事、森田健作様。

千葉県議会議長、本間 進様。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のサーフィン競技会場をいすみ市、一



宮町へ誘致しジュニア選手の強化支援に係る要望書。

2020年オリンピック・パラリンピック競技大会開催が東京に決定し隣県の千葉県民としても、地域経済や地域社会の活性化につながる好機と期待されています。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、千葉県の未来を担う子ども達にスポーツを通じた夢と希望、そして感動を与えられる夢のある祭典であると多くの方々が期待をしています。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の追加競技にサーフィンが選ばれたことは、いすみ市、一宮町の市民町民にとって大変喜ばしく正式種目として決定されることを大いに楽しみにしております。

太東海岸は日本で最初にサーフィンが行われた場所のひとつであり、先人の努力により半世紀をかけて現在のサーフィンスタイルや文化が築かれ、国内はもとより国際的なサーフポイントとして発展を遂げて参りました。併せて、釣ヶ崎海岸は、日本で最もコンスタントに波があるビーチエリアであり、サーフィン競技に適した世界クラスの波を見せる日も多くあります。こうした恵まれた千葉県のサーフィン環境の中から、一宮町出身の大原洋人選手が2015年のサーフィン全米オープン大会で日本人初優勝を果たし、オリンピックでのメダル獲得を期待できる若者も多く輩出しています。

このような状況の中で、いすみ市と一宮町では、世界初の大会開催地としようという機運が盛り上がっています。

つきましては、いすみ市太東海岸と一宮町釣ヶ崎海岸において、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のサーフィン競技が開催できますよう、格別なるご高配を賜りますようお願い申し上げますとともに、サーフィン競技が正式種目に決定した際には、2020年東京オリンピック出場を目指す千葉県選手を育成するジュニア強化事業について、サーフィン競技選手の支援策につきましても御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

平成28年何月何日、ここも先ほどの発議2号と同様に提出日になります。

いすみ市議会議長、半場新一。

一宮町議会議長、島崎保幸。

提案理由については以上です。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（島崎保幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、発議第3号 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のサーフィン競技会場をいすみ市、一宮町へ誘致しジュニア選手の強化支援に係る要望書についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（島崎保幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（島崎保幸君） 以上で、本定例会に付されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第1回一宮町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時28分